

とて許しけり。前は堅田の畠のやうに、ひあがつたるが、後は水田のこみ深かりける畔の上に、二人ながら腰うちかけて、息つき居たる所にこゝに黒革緘の鎧著て、月毛なる馬に乗つたる武者一騎、鞭鐙を合せて馳せ來る。中の前司あやしげに見ければ、

「あはれ猪股に親しう候(ふ)人見の四郎で候(ふ)が、則綱があるを見て、まうて來ると覺え候。苦しう候まじ。」

といひながら、あれが近づく程ならば、しや組まむするものを、落ちあはぬ事はよもあらじと思ひて控へて待つ所に、あはひ一段ばかりに馳せ來る。越中の前司、始は二人の敵を一目づつ見けるが、次第に近づく敵をはたとまもつて、則綱を見ぬひまに、猪股力足を踏んで立(ち)上り、拳を強く握り、越中の前司が鎧の胸板をばはと突いて、後の水田へ仰に突き倒す。起き上らむとする所を、猪股上に乗るかゝり、越中の前司が腰の刀を抜き、鎧の草摺ひき上げて、柄も拳も通れ通れと、三刀刺して首を取る。さる程に人見の四郎も出(て)來たり。かやうの時は論ずる事もありとて、やがて首をば太刀の先に貫き、高くさし揚げ、大音聲を揚げて、

「この日頃日本國に鬼神と聞えつる越中の前司盛俊をば武藏の國の住人猪股の金平六則綱が討つたるぞや。」

と名乗つて、その日の高名の一の筆にぞ付きにける。

忠 度 最 後

薩摩の守忠度は西の手の大將軍にておはしけるが、その日の裝束には紺地の錦の直垂に黒絲緘の鎧著て、黒き馬の太う逞しきに、沃懸地の鞍を置(い)て乗り給ひたりけるが、その勢百騎ばかりが中にうち圍まれて、いと騒がず、控へ控へ落ち行き給ふ所に、こゝに武藏の國の住人猪股黨に岡部の六彌太忠純、鞭鐙を合せて追つつき、

「あれはいかに、よき大將軍とこそ見參らせて候へ。まさなうも敵に後を見せさせ給ふものかな。返させ給へ。」

とことばをかけければ、

「これは御方ぞ。」

とて、ふり仰き給ふ内兜を見入(れ)たれば、鐵醬黒なり。

「當時御方に東國の勢何萬騎かあるらめども、鐵醬つけたる武士はなきものを。いかさまにもこれは家の公達たちにてこそおはすらめ。」

とて、おし並べてむすと組む。

薩摩の守は聞ゆる熊野そだちの大力、屈竟の早業の人にておはしければ

「にくい奴が、御方ぞといはゞいはせよかし。」

とて、馬の上にて二刀、おちつく所にて一刀、三刀までこそ突かれけれ。二刀は鎧の上なれば通らず、一刀は内兜へ突き入れられけれども、薄手なれば死(な)ざりけるを、取つておさへて、首をかゝんとし給ふ所に、六彌太が郎等、打刀を抜いて後馳に馳せ來たり、薩摩の守の刀持ち給へる右の腕を、臂のもとよりふつと打ち落す。是を見て百騎ばかりの兵ども國々のかり武者なりければ、一騎も落ち合ず我先にとぞ落ち行きける。薩摩の守今はかうとや思はれけん、
「しばし退け、最後の十念唱へん。」

とて、六彌太をつかんで、弓杖ばかりぞ投げ退けらる。その後西に向ひ、

「光明遍照十方世界、念佛衆生攝取不捨。」

とのたまひもはてぬに、六彌太後よりよつて薩摩の守の首を取る。よい首討ち奉つたりとは思へども、名をば誰とも知らざりけるが、箆に結びつけられたる文を解いて見ければ、旅宿の花といふ題にて、歌をぞ一首よまれたる。

行きくれて木の下蔭を宿とせば 花や今宵のあるじならまし

忠度

と書かれたる故にこそ、薩摩の守とは知りてけれ。やがて首をば太刀の先に貫き、高くさし上げ大音聲を揚げて、

「この日頃日本國に鬼神と聞えさせ給ひたる薩摩の守殿をば、武藏の國の住人猪股黨に岡部の六彌太忠純が討ち奉つたるぞや。」

と名乗りたりければ、敵も御方もこれを聞いて、「あないとほし、武藝にも歌道にもすぐれて、好大將軍にておはしつる人を。」とて、皆鎧の袖をぞぬらしける。

重衡生捕

本三位の中將重衡の卿は生田の森の副將軍にておはしけるが、その日の装束には褐に白う、黄なる絲を以て、岩に群干鳥繻うたる直垂に紫裾濃の鎧著て、童子鹿毛といふ聞ゆる名馬に乗り給へり。乳母子の後藤兵衛盛長は、滋目結の直垂に緋緘の鎧著て、三位の中將のさしも秘藏せられたる、夜目なし月毛といふ馬にぞ乗せられたる。主従二騎打つれ助船に乗らんとて、細道にかゝつて汀の方へ落ち給ふ所に、庄の四郎高家、梶原源太景季、鞭鐙を合せて追っかけ奉

る。渚には助船ども多かりければ、後より敵は追つかけたり、乗るべき隙もなかりしが、湊河、
 刈藻河をもち渡り、蓮の池を馬手に見て、駒の林を弓手になし、板宿、須磨をもち過ぎて、
 西を指してぞ落ち給ふ。

三位中將は童子鹿毛といふ、聞ゆる名馬に乗り給ひたりければ、もみ伏せたる馬どもの、た
 やすう追つ付くべきやうなかりしかば、梶原もしやと、遠矢によつびいて、射たてまつる。三
 位の中將馬の三頭を篋深に射させて弱る所に、乳母子の後藤兵衛盛長、わが馬召されなんとや
 思ひけん、鞭を打つてぞ逃げたりける。三位中將、

「いかに盛長、われをば捨て、いづちへ行くぞ。日頃はさは契らざりしものを。」

とのたまへども、そら聞かずして、鎧につけたる赤印ども皆かなぐり捨て、只北にこそ逃
 げたりけれ。三位中將、馬は弱る、敵は續く、のがるべきやうなかりしかば、傍なる海へさつ
 とぞ打ち入(れ)給ふ。そこしも遠淺にて、沈むべきやうなかりければ、急ぎ馬より飛んで下り
 上帯切り、高紐はづし腹を切らんとし給ふ所に、庄の四郎高家梶原より先に馳せ來り、いそぎ
 馬より飛んで下り、

「まさなう候。いづくまでも御供仕り候はん。」

とて、わが馬にうち乗せ奉り、鞍の前輪にしめつけて、わが身は乗替に乗つて、御方の陣へ
 ぞ歸りける。乳母子の後藤兵衛盛長は、そこをばなつく逃げ延びて、熊野の法師に尾中の法橋
 を頼うであたりけるが、法橋死(に)ての後、後家の尼公の訴訟の爲に、供して都へ上たりけれ
 ば、三位の中將の乳母子にて、上下に多くは見知られたり。京中の者共、

「あなにくや後藤兵衛盛長が、三位の中將のさしも不便にし給ひつるに、一所ていかにもなら
 ずして、後家の尼公の訴訟のために供して上つたるよ。」

とて、皆爪弾きをぞしける。盛長もさすが恥しうや思ひけん、扇を顔にかざしけるとぞ聞え
 し。

敦 盛

さる程に一の谷の軍破れにしかば、武藏の國の住人熊谷の次郎直實は、平家の公達たちの助
 船に乗らむとて、汀の方へや落ち行き給ふらん、あつばれよい敵に逢ふて組まばやと思ひ、渚
 をさして歩まする所に、こゝに練緯に鶴縫うたる直垂に萌黄匂の鎧著て、鍬形打つたる兜の緒
 をしめ、金作りの太刀を佩き、二十四さいたる切斑の矢負ひ、滋藤の弓持ち、連錢葦毛なる馬

に、金覆輪の鞍を置いて乗り給ひたりける武者一騎、海へさつと打ち入(れ)、沖なる船に目を懸けて五六段ばかりぞ泳がせける。熊谷、

「あれはいかに、よき大將軍とこそ見參らせて候へ。まさなうも敵かたきに後うしろを見せさせ給ふものかな。返させ給へ〜。」

と、扇を舉げて招きければ、招かれて取つて返し、濱に打ち上らむとし給ふ所に、熊谷波うちぎはにておし並べ、むすと組んで、どうと落ち、おさへて首をかゝむとて、内兜をおし仰あふりて見たりければ、年のよはひ十六か七かの殿上人の薄化粧うすけしやうして鐵醬かねぐろなり。わが子の小次郎が齡としほどにて、容顔ようがんまことに美麗なりければいづくに刀をたつべしとも覺えず、熊谷、

「いかなる人にてわたらせ給ふぞ、名乗らせ給へ。助け參らせん。」

と申(し)ければ、

「かういふ汝は何者ぞ、名乗れ聞かう。」

と宣へば、

「ものそのものにては候はねども、武藏の國の住人熊谷の次郎直實。」

と名乗り申す。

「さては汝に逢うては名乗るまじいぞ。名乗らずとも、首を取つて人に問へ。見知らうするぞ。」

とぞのたまひける。熊谷、

「あつばれ大將軍や、この人一人いちじん討ち奉りたりとも、負くべき軍に勝つ事はよもあらじ、また助け奉つたりとも勝つ軍に負くる事はよもあらじ。わが子の小次郎が今朝一の谷にて薄手負うたるをだにも、直實は心苦しく覺ゆるに、討たれ給ひぬと聞き給ひて、此殿の父さこそは歎き悲び給はんすらめ。いかにもして助け參せん。」

とて、後うしろを顧みれば、土肥、梶原、五十騎ばかりで出来る。熊谷涙をはらはらと流いて、「あれ御覽候へ、いかにもして助け參せんとは存(じ)候へども、御方みかたの軍兵ぐんべい、雲霞うんかの如くに充ち満ちて、よも遁し參らせ候はじ。あはれ同じうは、直實が手にかけて奉つて、後のちの御孝養ごけうやうをもしまゐらせ候はめ。」

と申しければ、

「何さま、とうとう首を取れ。」

とぞのたまひける。熊谷あまりにいとほしくて、いづくに刀かたなを立つべしとも覺えず、目もく

れ、心も消えはて、前後不覺に覺えけれども、さてしもあるべき事ならねば、泣く泣く首をぞかいてける。あはれ弓矢取る身ほど、口惜しかりける事はなし。武藝の家に生れずば、何しにたゞ今、かゝる憂き目をば見るらんとて、袖を顔におし當て、さめざめとぞ泣きぬたる。さてしもあるべき事ならねば首を包まむとて、鎧直垂をといて見ければ、錦の袋に入(れ)られたる笛をぞ、腰にさゝれたる。

「あないとほし、この曉城の中にて管絃し給ひつる人は、この人々にておはします。當時御方に東國の勢何萬騎があるらめども、軍の陣に笛もつ者はよもあらじ。上臈はなほもやさしかりけるものを。」

とて、これを取つて大將軍の御見參に入(れ)たりければ、その座に並居たまへる人々皆鎧の袖をぞぬらされける。後に聞けば、修理の大夫經盛の乙子大夫敦盛とて、生年十七にぞなられる。それよりしてこそ熊谷が發心の心は出(て)來にけれ。

件の笛は、祖父忠盛笛の上手にて、鳥羽院より下し賜はられたりしを、敦盛笛の器量たるに依つて、この笛をぞ持たれける。名をば小枝とぞ申(し)ける。狂言綺語の理といひながら、遂に讚佛乘の因となるこそあはれなれ。

知章最後

門脇殿の末子藏人の大夫業盛は、常陸の國の住人士屋の五郎重行と組んで討たれ給ひぬ。皇后宮の亮經正は、武藏の國の住人河越の小太郎重房が手にかゝつて、遂に討たれ給ひぬ。若狭の守經俊、淡路の守清房、尾張の守清定三騎大勢の中へ駆け入(り)さんざんに戦ひ、一所で討死し給ひけり。

新中納言知盛の卿は生田の森の大將軍にておはしけるが、その勢皆落ち失せ討たれて後は、御子武藏守知章、侍に監物太郎頼賢、主従三騎打連れ助船に乗らんとて、細道にかゝつて汀の方へ落ち行き給ふ所に、こゝに兒玉黨とおぼしくて、團扇の旗差したる者どもが、十騎ばかりをめて、押つけ奉る。監物太郎は究竟の弓の上手なりければ、取つて返し、まづまつ先に進んだる敵が旗差の首の骨、ひやうつばと射て、馬より逆さまに射落す。その中の大將とおぼしき者、これを事ともせず新中納言に組み奉らんと馳せ並ぶる所に、御子武藏の守知章、父を討たせじと中に隔り、おし並べむすと組んで、どうと落ち、取つておさへて首をかき、立ち上らんとし給ふ所を、敵が童落ち合ひて、武藏の守の首を取る。監物太郎落ち重つて、武藏の守討

ち奉つたりける敵が童をも討取つてげり。その後矢種のあるほど射盡し、打物抜いて戦ひけるが、弓手の膝口をした、かに射させ、起きも上らて、居ながら討死してげり。

新中納言知盛の卿は、究竟の息長き名馬には乗り給へり。海の内二十餘町泳がせて、大臣殿の船へぞ参られける。船には人多く取り乗つて、馬立つべきやうなかりければ、馬をば渚へ追つかへさる。阿波の民部重能、片手矢はげて、

「御馬、既に敵のものとなり候ひなんす、賜つて仕り候はん。」

と申ければ、中納言殿、

「たゞ今までわが命助けたるものを、あるべうもなし。」

とのたまへば、力及ばて射ざりけり。この馬、主の名残を惜みつゝ、しばしは船を放れもやらず、沖の方へぞ泳ぎける。次第に遠くなりしかば、空しき渚に泳ぎ反り、足立つ程にもなりしかば、なほ船の方を顧みて、二三度までこそいばひけれ。

その後、渚に上り息つき休みあたりけるを、河越の小太郎重房取つて、院へ参らせたりければ、もともこの馬、院の御祕藏にて、一の御厩に立てられたりしを、一年宗盛公内大臣になつて、悦申のありし時、下し賜られたりしを、弟中納言に預けられたり。中納言、あまりに祕

藏して、この馬の祈禱の爲にとて、毎月朔日ごとに泰山府君をぞ祭られける。その祈の故にや馬の命も延び、主の命をも助けけるとぞ聞えし。本はこの馬、信濃の國井上立にてありしかば、井上黒と召されしが、今度は河越が取つて院へ参せたりければ、河越黒とぞ召されける。

その後新中納言知盛の卿、大臣殿の御前におはして泣く／＼かきくどいて申されけるは、
「武藏の守にも後れ候ひぬ。監物太郎をも討たせ候ひぬ。世の中はよろづ心細くこそなつて候へ。されば子はあつて親を討たせじと、敵に組むを見ながら、いかなる親なれば、子の討たるるを助けずして、これまで遁れ参つて候ぞや。あはれ人の上ならば、もどかしうこそ候べきに、わが身の上になりぬれば、よう命は惜しいものにて候ひけり。」

とて、袖を顔におし當て、さめざめとかきくどかれければ、大臣殿、

「まことに武藏の守の、父の命に代られける事こそあり難けれ。手もき、心も剛にして、すぐれてよき大將軍にておはしつる人を。あの清宗と同年にて、今年は十六な。」

とて、御子右衛門の督のおはしける方を見給ひて、涙ぐみ給へば、その座になみ居給へる平家の一門の人々、心あるも心なきも、皆鎧の袖をぞぬらされける。

落足

小松殿の末子備中の守師盛は、主従七人小船に乗り、漕ぎ出し給ふ所に、こゝに新中納言知盛の卿の侍に清衛門尉公長といふ者あり。後れ馳に馳せ來り、

「あれはいかに、備中の守殿の御船とこそ見參せて候へ。參り候はん。」

と申しければ、船を渚へさし寄せらる。大の男の鎧著ながら、馬より船へがばと飛び乗らうに、なじかはよかるべき。船は小し、くるりと踏み返してけり。備中の守、浮きぬ沈みぬし給ふ所に、こゝに畠山が郎等本田次郎、主従十四五人、後れ馳に馳せ來り、まづ備中の守を熊手にかけて引き上げ奉り、遂に御首をぞかいてける。生年十四歳とぞ聞えし。

越前の三位通盛の卿は山の手の大將軍にておはしけるが、その日の裝束には赤地の錦の直垂に唐綾緘の鎧着て、白葦毛なる馬に白覆輪の鞍を置いて、乗り給ひたりけるが、大勢におし隔てられて、弟の能登殿にも後れ給ひぬ。痛手負うて靜かなる所に自害せむとて、東に向つて落ち行き給ふ所に、こゝに近江の國の住人佐々木の木村の三郎成經、武藏の國の住人玉の井の四郎資景、かれこれ七騎が中に取り籠め參せて、遂に討ち奉つてけり。その時までは侍一人つき

奉つたりけれども、これも最後の時は落ち合はず。

およそ東西の木戸口、時を移す頃にもなりしかば、源平數を盡いて討たれにけり。櫓の前、逆茂木の下、人馬の肉山の如し。一の谷、小篠原、緑の色を引き換へて、薄紅にぞなりにける。一の谷、生田の森、山のそば、海の汀に射られ、斬られて死ぬるは知らず。源氏の方に切りかけらるゝ平家の首ども、二千餘人なり。今度一の谷にて討たれさせ給へる平家の方の宗徒の人々には、まづ越前の三位通盛、藏人の大夫業盛、武藏の守知章、薩摩の守忠度、備中の守師盛、淡路の守清房、尾張の守清定、皇后宮の亮經正、若狹の守經俊、その弟大夫敦盛、以上十人とぞ聞えし。

然るに軍破れにしかば、主上をはじめ參せて、人々皆御船に召して、出(て)させ給ふこそ悲しけれ。汐に引かれ、風に從ひて、紀伊路へ赴く船もあり、蘆屋の沖に漕ぎ出て、波にゆらるゝ船もあり。或は須磨より明石の浦づたひ、泊定めぬ楫枕、片敷く袖もしをれつゝ、おぼろに見ゆる春の月、心を碎かぬ人ぞなき。或は淡路の迫門をおし渡り、繪島が磯に漂へば、浪路遙になきわたり、友迷はせるさ夜千鳥、これもわが身のたぐひかな。行末未だいづくとも、思ひ定めぬかとおぼしくて、一の谷の沖にやすらふ船もあり。かやうに浦々、島々に漂へば、互に死生

も知り難し。國を従ふる事も十四個國、勢のつく事も十萬餘騎、都へ近づく事も僅に一日の路なれば、今度はさりともと、たのもしうこそ思はれつるに、一の谷をも攻め落されて、いと心細くぞなられける。

小 宰 相

越前の三位通盛卿の侍に見田瀧口時員といふ者あり。いそぎ北方の御船に参り申(し)けるは、

「君は今朝湊河の下にて、敵七騎が中に取り籠められさせ給ひて、遂に討たれさせ給ひて候ひぬ。中にも殊に手を下いて討ち奉つたりしは、近江の國の住人佐々木の木村の三郎成綱、武藏の國の住人玉の井の四郎資景とこそ名乗り参らせて候ひつれ。時員も一所で討死仕り、御最期の御供をも仕るべう候ひしかども、かねてより仰せ候ひしは、通盛いかなるといふとも、汝は命を捨つべからず。いかにもして長らへて、御ゆくへをも尋ね参らせよと仰せ候ひし程に、かひなき命ながらへて、つれなうこそこれまで参つて候へ。」

と申(し)ければ、北方、きゝもあへ給はず、ひきかづいてぞ臥し給ふ。一定討たれ給ひぬとは聞き給へども、もし、ひがことにてもやあるらん、生きて歸らるゝ事もやと、二三日はあからさまに出(て)たる人を待つ心ちしておはしけるが四五日にもなりしかば、もしやのたのみも弱りはてゝ、いと心細くぞなられける。たゞ一人つき奉つたりける乳母の女房も、同じ枕に伏し沈みにけり。

かくと聞き給ひし七日の日の暮程より、十三日の夜までは、起きも上り給はず。あくれば十四日、一の谷より八島へ着かんとての宵うち過ぐるまでは臥し給ひたりけるが、更けゆくまゝに船の中も静りしかば、北方乳母の女房にのたまひけるは、

「今朝までは、三位討たれにしとは聞きしかども、まこととも思はてありつるが、この暮程より、げにさもあるらんと思ひ定めてあるぞとよ。その故は、皆人ごとに、湊河とやらんにて三位討たれにしとはいひしかども、その後生きてあひたりといふ者一人もなし。明日うち出(て)んとての夜、あからさまなる所にて行きあひたりしかば、いつよりも心細げにうち歎いて、「明日の軍には通盛必ず討たれんずるはとよ。われいかにもなりなん後、人はいかゞはし給ふべき」などいひしかども、軍はいつもの事なれば、一定さるべしとも思はてありつる事こそ悲しけれ。それを限りとだも思はましかば、など後の世と契らざりけんと、思ふさへこそ悲しけ

れ。たゞならずなりたる事をも、日頃はかくしていはざりけるが、餘りに心深く思はれじとて、いひ出したりければ、なほめならずによるこうで、『通盛三十になるまで、子といふ者のなかりつるに、あはれ同じうは男子にてもあれかし。うき世のわすれがたみに、思ひ置くばかりなり。さて幾月程になるやらん、心ちはいかゞあるやらん。いつとなき波の上、船の中の住居なれば、しづかに身々となつて後、いかゞはし給ふべき』などいひしは、はかなかりけるかねごとかな。まことやらん女はさやうの時、十に九は必ず死ぬるなれば、恥がましき目を見て、空しうならんも心憂し。靜に身々となつて後、稚き者を育て、なき人のかたみにも見ばやは思へどもそれを見ん度毎には、昔の人のみ戀しくて、思の数はまさるとも、忘るゝ事はよもあらず。遂には遁るまじき道なり。もしこの世を忍び過すとも、心にまかせぬ世のならひは、思はぬ外の不思議もあるぞとよ。これを思へば心憂し。まどろめば夢に見え、覺むれば面影に立つぞとよ。生きてゐて、とにかくに人を戀しと思はんより、水の底へも入らばやと、思ひ定めてあるぞとよ。ここに一人止つて歎かん事こそ心苦しけれども、それは生身なれば歎きながらも過さんすらん。妾は装束のあるをば取つて、いかならん僧にも奉り、なき人の菩提をも弔ひ參らせ、妾が後生をも助け給へ。書き置きたる文どもをば都へ傳へてたべ。」

など、細々とたまへば、乳母の女房、涙をおさへて、

「幼き子をもふり棄て、老いたる親をも止め置き、遙々とこれまで附き參らせて候ふ志をば、いかばかりとか思し召され候ふべき。今度一の谷にて討たれさせ給へる御一門の、北方の御なげきども、いづれかおろかに渡らせ給ひ候ふべき。靜に身々とならせ給ひて、いかならん岩木の間にても、稚き人を育て參せ、御様を換へ、佛の御名を唱へて、なき人の御菩提を弔ひ參らせ給へかし。必ず一つ蓮へと思し召され候ふとも、生れ代らせ給ひなん後、六道四生の間にて、いづれの道へか赴かせ給はむすらん。行き逢はせ給はん事も難ければ、御身を投げてもしなき御事なり。その上、都の御音便誰見つき參らせよとて、かやうに細々とは仰せられ候ふやらん。」

と申(し)ければ、北方、この事あしうも聞かれぬと思はれけん、

「これは心に代つても推し量り給ふべし。大方の世の恨しさ、人の別の悲しさにも、身を投げなんどいふは常のならひ。それまでは、あり難き例ぞかし。たとひ思ひ立つ事ありとも、そこに知らせずしてはあるまじきぞ。今は夜も更けぬ。いざや寝ん。」

とのたまへば、乳母の女房、この四五日は湯水をだにも、はかばかしう御覽じ入(れ)させ給

はぬ人の、かやうにこまごまと仰せられ候は、まことに思し召し立つ事もやと悲しうて、
 「げに思召し立つ事ならば、妾をも千尋の底までも、引きこそ具せさせ給ふべけれ。後れ參せ
 て後、片時も離れ參らすべうも覺えぬものを。」

など申(し)て、御側おんそばにありなから、ちとうちまどろみたりける隙ひまに、北方やはら船端ふなはたへ起き
 出(て)給ひて、漫々たる海上なれば、いづちを西とは知らねども、月の入(る)さの山の端を、
 そなたの空とやおぼしけん、靜に念佛し給へば沖の白洲に鳴く千鳥、天の戸とわたる楫の音、
 折からあはれやまさりけん、忍び聲に念佛百遍ばかり唱へさせ給ひつゝ、

「南無西方極樂世界の教主彌陀如來、本願ほんぐわんあやまたせ給はず、飽かて別れしいもせのなから
 ひ、必ず一つ蓮はつすに。」

と泣く泣く遙にかきどき、南無と唱ふる聲共に、海にぞ沈み給ひける。明くれば十四日、
 一の谷より八島へおし渡らむとの夜半ばかりの事なりければ、船の中しづまつて、人これを
 知らざりけり。中にも楫取かえりの一人寝ざりけるが、この由を見參らせて、

「あれはいかに、あの御船より女房の海へ入らせ給ひぬるは。」
 と呼はつたりければ、乳母の女房胸うちさはぎ、あさましさに側たはを探れどもおはせざりけれ

ば、たゞあれよあれとぞあきれける。人あまた下りて、取り上げ奉らんとしけれども、さらぬ
 だに春の夜は、ならひにかすむものなれば、四方よちのむら雲浮かれ來て、かづけどもかづけど
 も、月おぼろにて見え給はず。遙に程經て後、取り上げ奉つたりけれども、はやこの世になき
 人となり給ひぬ。白き袴はきに練緯ねりぬきの二つ衣を著給へり。髪も袴もしほ(た)れつゝ、取りあげけれ
 どもかひぞなき。乳母の女房、手に手を取り組み、顔に顔をおし當てゝ、
 「誠にこれ程におぼしめし立つ事ならば、わらはをも千尋の底までも、引きこそ具せさせ給ふ
 べきに、恨めしうもたゞ一人止めさせ給ふものかな。さるにても今一度いまいちどもの仰せられ候ひて、
 妾わらはに聞かせさせ給へ。」

とて、悶もだえこがれけれども、はやこの世になき人となり給ひぬる上は、一言いちげんの返事にも及び
 給はず。僅に通ひぬる息もはや絶えはてぬ。

さる程に春の夜の月も雲井に傾き、霞める空もあけ行けば、名残は盡きせず思へども、さて
 しもあるべき事ならねば、浮うきもやあがり給ふと、故三位殿のきせながの一領残いちりやうざんつたりけるに
 引(き)纏まとひ奉り、遂に海にぞ沈めける。乳母の女房も、今度は後れじと、續いて海へ入らんと
 しけるを、人々取り止めとどめければ力及ばず。あまりに名残のせん方なさにや、手づから髪をはさ

み下し、中納言の律師忠快に剃られ奉り、泣く泣く戒を保つて、主の後世をぞ弔ひける。
昔より男に後るゝ類多しといへども、様をかゆるは常のならひ、身を投ぐるまではあり難き例なり。忠臣は二君に仕へず、貞女は二夫に見えずとや、かやうの事をや申(す)べき。抑この女房と申(す)は、頭の刑部卿範方の女、上西門院の衆、宮中一の美人、名をば小宰相の局とぞ申(し)ける。この女房十六と申(し)し春の頃、女院法勝寺へ花見の御幸ありしに、通盛の卿その時は、未だ中宮の亮にて供奉せられたりけるが、此女房を一目見て、あはれと思ひ初めしよりこのかた始は歌を詠み、文をばつくされしかども、玉章の数のみ積つて、取り入(れ)給ふ事もなし。

かくて三年と申(す)に、通盛の卿今を限りの文を書いて小宰相殿のもとへ遣はさる。あまつさへ取り傳へたる女房にだにあはずして、使空しう歸り参らんとしけるが、折ふし小宰相殿は里より御所へぞ参られける道にて行逢ひたり。使空しう歸り参らむ事の本意なさに、側をつと走り通るやうにて、小宰相殿の車の中へ、通盛の卿の文をぞ投げ入(れ)たる。さて供の者どもに問ひ給へば、知らずとのみぞ申(し)ける。その後かの文をひらいて見給へば、誠に通盛の卿の文なりけり。車に置くべきやうはなし。大路へ棄てんもさすがにて、袴の腰に挟みつゝ、御所

へぞ参り給ひける。かくて宮仕へ給ひし程に、所しもこそ多けれ、御前に文を落されたり。女院これを取らせおはしまし、いそぎ御衣の御袂に引(き)隠させ給ひて、

「珍しきものをこそ求めたれ。この主は誰なるらん。」

と仰せければ、御所中の女房たち、よろづの神佛にかけて、知らずとのみぞ申されける。その中に小宰相殿ばかり、顔うち赤めて、ものも申されず。女院も内々、通盛の卿が申(す)とはしるし召されたる間、さてかの文をひらいて御覽すれば、妓爐の煙のにほひ殊になつかしう、筆のたてども世の常ならず。

「あまりに人の心強きも、今はなかなか嬉しきものを。」

など、こまごまと書いて、奥には一首の歌ぞありける。

わが戀は細谷川の丸木橋 ふみ返されてぬるゝ袖かな

女院、

「これは逢はぬを恨みたる文よ。あまりに人の心強きも、なかなか今はあたとなるものを。」

中頃小野の小町とてみめかたち世に勝れ、なさけの道あり難かりしかば、見る人、聞くもの、肝魂を痛ましめずといふ事なし。されども心づよき名をや取りたりけん、はてには人の

思の積りとして、風を防ぐたよりもなく、雨を漏さぬわざもなし。宿に雲らぬ月星を涙に浮べ、野への若菜、澤の根芹を摘みてこそ、露の命をば過しけれ。

「いかさまにも、これは返事あるべき事ぞかし。」

とて、辱くも御硯召し寄せて、みづから返事あそばされけり。

たゞたのめ細谷川の丸木橋 ふみ返しては落ちざらめやは

胸の間の思は富士の烟とあらはれ、袖の上の涙は清見が關の波なれや、みめは幸の花なれば、三位この女房を賜つて、互の志浅からず。されば西海の旅の空、船の中までも引き具して、遂にひとつ道へぞ赴かれける。

去る程に門脇の平中納言教盛の卿は嫡子越前の三位末子業盛にも後れ給ひぬ。今たのみ給へる人としては、能登の守教經、僧には中納言律師忠快ばかりなり。故三位殿のかたみとも、この女房をこそ見給ふべきに、これさへかやうになり給へば、いと心細うぞなられける。

平家物語卷第十

首わたし

壽永三年二月七日の日、攝津國一の谷にて討たれ給ひし平氏の首ども、十二日に都へ入ると聞えしかば、平家にむすばほれたりける人々、あはれわが方さまに、いかなる憂き事かを聞かんずらん、いかなる憂き目を見んずらんと歎きあひ、悲みあはれける。中にも大覺寺に隠れ居給へる、小松の三位中將維盛の卿の北方は、ことさらおぼつかなう思はれけるに、三位といふ公卿一人生捕にせられ給ひて上るなりと聞き給ひて、その人はなれじものをとて、引(き)かづいてぞふし給ふ。ある女房の大覺寺へ參つて申しけるは、

「三位の中將殿とは、この御事では候はず、本三位中將殿の御事なり。」

と申しければ、さては首どもの中にこそあらんずらめとて、いと心安くも思ひ給はぬ。

明(くる)十三日、大夫の判官仲頼、六條河原に出て向つて、平氏の首請け取る。六條を東へ

東の洞院を北へ渡いて、獄門に懸けらるべき由、範頼、義經奏聞せられたりければ、法皇この事いかゞあらんずらんと、思し召し煩はせ給ひて、太政大臣、左右の大臣、内大臣、堀河の大納言忠親の卿に仰せ合せらる。五人の公卿申されけるは、

「昔より卿相の位に至る人の首、大路を渡さるゝ事先例なし。中にもこの人々は、先帝の御時より威里の臣として、久しく朝家に仕うまつる。範頼、義經が申し條、あながちに御許容あるべからざる由」

奏聞せられたりければ、法皇さらば渡さるまじきに定められたりしかども、範頼、義經、重ねて申されけるは、

「保元の昔を思へば祖父爲義が仇、平治の古を按ずるに父義朝が敵なり。今度平氏の首大路を渡されざらんにおいては、自今以後何の勇あつてか兇徒を退けんや。」

と、重ねて申されければ、法皇力及ばせ給はず、遂に渡されけり。見る人幾千萬といふ數を知らず。帝闕に袖を連ねし古は、怖ぢ恐るゝ輩多かりけり。巷に頭を渡さるゝ今は、憐み悲まずといふ事なし。

中にも、大覺寺に隠れ給へる、小松の三位中將維盛の卿の若君、六代御前につき奉つたり

ける齋藤五、齋藤六、あまりのせんかたなさにや、様をやつして見けるに、首どもは、皆見知り参らせたりけれども、三位中將殿の御首は見え給はず。されどもあまりの悲しさに、包むに堪へぬ涙のみ繁かりければ、よその人目も恐しくて、いそぎ大覺寺へぞ歸り参りける。北方、「さていかにやいかに。」

と問ひ給へば、

「御兄弟の御中には、備中の守殿の御首ばかりこそ見えさせ給ひ候。その外は、そんぢやうその御首その御首。」

と申しければ、北方、

「それも人の上とも覺えず。」

とて、引きかづいてぞ臥し給ふ。やゝあつて齋藤五、又涙をおさへて申しけるは、

「この一兩年は隠れ居候(ひ)て、人にもいたく見知られ候はねば、今暫くも、見参すべう候ひつれども、世に案内委しう知り参らせたる者の(申し)候ひしは、小松殿の公達今は丹波と播磨との境なる、三草の山を固めさせ給ひ候ひしが、九郎義經に破られて、新三位中將殿、同じき少將殿、丹後侍従殿は、播磨の高砂より御船に召して、讃岐の八島へ渡らせ給ひ候ひぬ。され

どもその中に備中の守師盛ばかりこそ、なにとしてかはもれさせ給ひたりけん、今度一の谷にて討たれさせ給ひて候へ。』と申し候ひし程に、さて三位中將殿の御事はいかにと問ひ参らせつれば、『それは軍以前より大事の御勞とて、讃岐の八島へ渡らせ給ひて、今度は向はせ給ひ候はず。』と申す者にこそ逢うて候ひつれ。

と、申したりければ北方、

「それもわれらが事を心苦しう思ひ給ひて、朝夕歎かせ給ふが病となりたるにこそ。風の吹く日は、今日もや船に乗り給ふらんと肝を消し、軍といふ時は、たゞ今もや討たれ給うらんと心を盡す。ましてさやうの御勞などをば、誰か心安うあつかひ奉るべき。かれを委しう聞かばや。」

とのたまへば、若君、姫君も、

「など何の御勞とは問はざりけるぞ。」

とのたまひけるこそあはれなれ。

三位中將も通ふ心なれば、矢に當つても死に、水に溺れて失せぬらん。未だこの世にあるものとはよも思ひ給はじ。露の命の長らへたるを告げ知らせ参らんとて、使を一人したてて都へ

上せられけり。三つの文をぞ書かれける。まづ北方への御文には、
 「都には、敵充ち満ちて、御身一つの置き所だにあらじに、幼き者ども引き具して、いかに悲しうおはすらん。さらばこれへ迎へ参せて、一所でいかにもならばやとは思へども、わが身こそあらめ、人の爲いたはしくて。」

など、こまごまと書いて、奥には一首の歌ぞありける。

いづくとも知らぬあふせの藻鹽草かき置くあとをかたみとも見よ

さて幼き人々の御もとへの御文には、

「つれづれをば何としてかは慰み給ふらん。これへ迎へ取らんするぞ。」

と、ことばも變らず書いて上せられけり。使都へ上り急ぎ大覺寺へ参り北方に御文取り出て奉る。これをあけて見給ひて、いとゞ思やまさられけん、引きかづいてぞ臥し給ふ。

かくて四五日も過ぎしかば、使、

「御返事賜つて歸り参り候はん。」

と申しければ、北方、泣く泣く返事書き給へり。若君、姫君も筆を染めて、

「さて父の御返事をば、何と申すべきやらん。」

と問はれければ、
「たゞ面々の思はんするやうを申すべし。」
とぞのたまひける。

「などや今までは迎へさせ給ひ候はぬぞ。あまりに、御戀しう思ひ參らせ候ふに、急ぎ迎へとらせ給へ。」

と、同じことばに書いて下されけり。八島に歸り參つて、三位中將殿に、御返事取り出で奉る。まづ幼き人々の返事あけて見給ひてぞ、いとゞせんかたなげには、見えられける。そもそもこれより穢土を厭ふに勇みなし。閻浮愛執の綱強ければ、淨土を願ふも心うし。たゞこれより山傳ひに都へ上り、戀しき者どもをも今一度見もし、見えての後、自害をせんにはしかじとぞ、泣く泣く語り給ひける。

内裡女房

同じき十四日、生捕木三位の中將重衡の卿都へ入て、大路を渡さる。小八葉の車の前後の籠を上げ、左右の物見を開く。土肥の次郎實平は、木蘭地の直垂に小具足ばかりして、隨兵二十

餘人引き具して、車の前後を守護し奉る。京中の上下、

「あないとほし、いくらもまします公達たちの中に、この人一人かやうになり給ふことよ。入道殿にも、二位殿にも覺えの御子にて、一門の人々も重き事にぞし給ひける。院へも内へも參らせ給ふにも、所を置きてもてなし奉らせ給ひしぞかし。いかさまにもこれは奈良を焼き給へる伽藍の罰。」

といひあへり。六條を東へ河原まで渡いて、それより歸つて、故中御門藤中納言家成の卿の御堂、八條堀河なる所に据ゑ奉つて、土肥の二郎殿しう守護し奉る。

院の御所より御使あり。藏人の左衛門の權の佐定長、八條堀河へぞ向ひける。赤衣に劍笏をぞ帶したりける。三位中將は紺村濃の直垂に、折烏帽子引(き)立てておはしけるが、日頃は何とも思はれざりし定長を、今日は冥途にて罪人どもの冥官に逢へる心ちぞせられける。仰せ下されけるは、

「八島へ歸りたくば、一門の中へいひ送つて、三種の神器を都へ返し入れ奉れ。然らば八島へ歸さるべし。」

との御氣色なり。三位中將申されけるは、

「さしものわが朝の重寶三種の神器を、重衡一人に代へ参らせんとは、内府以下一門の者どもが、よも申し候はじ。女性で候へば、もし母儀の二品なんどもや、さも申し候はんすらん。さりながら居ながら院宣を返し参らせんは、その恐も候へば、速に申し送つてこそ見候はめ。」とぞ申されける。

院宣の御使は平三左衛門重國、御坪の召次花方といふ者なり。大臣殿、平大納言へは院宣の趣を申さる。二位殿へは御文こまごまと書いて参せらる。私の文をば許されなければ、人々のもとへはことばにてことつてらる。北方大納言の佐殿へも、ことばにて申されけり。

「旅の空にても人はわれに慰み、われは人に慰みしものを、引き別れて後、いかに悲しうおはすらん。契は朽ちせぬものと申せば、後の世には生れあひ奉るべし、必ず一つ蓮に。」

と、祈り給へど、泣く泣くことづて給へば、重國もまことにあはれに覺えて、涙をおさへて立(ち)にけり。

こゝに三位中將の年頃の侍に、木工右馬の允知時といふ者あり。其夜土肥の次郎實平がもとに行いて、

「これは年頃三位の中將殿に召し使はれ候ひし、某と申す者にて候ふが、今日大路にて見参ら

せ候へば、目もあてられず、あまりに御いとほしう思ひ参らせ候。何か苦しう候ふべき、知時ばかりは御許されを蒙り、近づき参つて、はかなき昔語をも申(し)て御心を慰め奉らんと存じ候。西國へ御下候し時も御とも仕るべう候しかども八條の女院に兼参の者にて候ひし間京都に止つて候。弓矢を取る身にて候はねば、軍合戦の御供を仕る事も候はず、朝夕はたゞ伺候せしばかりで候ひき。それもなほ心得なう思し召され候はゞ、腰の刀を召し置かれ、扨げて御許されを蒙り候はゞや。」

と申しければ、土肥の次郎なさけある者にて、

「まことに御一身ばかりは何か苦しう候ふべき。さりながらも。」

とて、腰の刀を請ひ取つてぞ入れてげる。

右馬の允なのめならず悦び、いそぎ参つて見奉るに、まづ御姿の萎れ返つてわたらせ給ふを見参せて、知時涙も更におさへ難し。三位中將も夢に夢見る心ちして、しばしはものをものたまはず。やゝあつて中將宣ひけるは、

「さても汝してもいひし人は、未だ内裏にとや聞く。」

「さしこそ承り候へ。」

「西國へ下りし時も、文をも遣らず、いひ置く事もなかりしかば、世々の契は皆偽になりけるよと、思ふさへこそ悲しけれ。文をやらばやと思ふはいかに、尋ねて行きてんや。」

とのたまへば、知時、

「やすい程の御事候。御文賜つて参り候はん。」

と申しければ中將なのめならず悦び、やがて書いてぞたうでげる。知時これを賜つて、既に出(て)むとしければ、守護の武士ども、

「いかなる御文にてか候ふらん、見参せ候はむ。」

と申しければ、中將、

「見せよ。」

とて、見せてけり。苦しかるまじとて取らせてんげり。知時これを取つて、いそぎ内裡へ馳せ参り、晝は人目の繁ければ、その邊なる小屋に立ち寄り、日を待ち暮したそがれ時にまぎれ入りて、件の女房の局の下口邊なる所にただずんで聞きければ、かの女房の聲とおぼしくて、

「人は皆奈良を焼き給へる伽藍の罰といひあへり。中將もさぞいひし、わが心におこつては焼かねども、悪黨多かりしかば、手手に火を放つて多くの塔堂を焼き拂ふ。末の露、もとの雫の

ためしなれば、重衡一人が罪業にこそならんすらめといひしが、げにさと覺ゆるぞや。」

とて泣かれければ、知時、

「あれいとほし、これにも未だ忘れ給はぬ事よ。」

とて、

「もの申さう。」

といへば、

「何事。」

と答ふ。

「これに三位中將殿より御文の候。」

といはれたりければ、日頃は恥ぢて見え給はぬ人の、

「いづらやいづら。」

とて走り出でて、手づからこの文をあけて見給ふに、西國にて生捕にせられたりしありさま、今日明日をも知らぬ身のゆくへを、こまごまと書いて、奥には一首の歌ぞありける。

涙河うき名を流す身なりとも 今ひとたびのあふせともがな

女房、この文を顔におし當て、とかうの事をものたまはず、引きかづいてぞ臥し給ふ。かくて時刻遙に推し移りければ、知時、

「時の程もおぼつかなく候、御返事賜つて歸り参り候はん。」

と申しければ、女房泣く泣く返事書き給へり。心苦しういぶせくて、この二年を送つたりしありさま、こまごまと書いて奥には一首の歌ぞありける。

君故にわれもうき名を流すとも 底の水屑とともにならん

知時これを取つて歸り参りたりければ、守護の武士どもまた、

「いかなる御文にてか候ふらん、見参らせ給はん。」

と申しければ、中將見せよとて、見せてげり。

「苦しう候ふまじ。」

とて奉る。中將これをあけて見給ひていと、思やまさられけん、引きかづいてぞ臥し給ふ。

其後中將守護の武士に宣ひけるは、

「われは一人の子なければ、うき世に思ひ置く事なし。年頃契りたる女房に、今一度見参して後生の事をもいひ置かばやと思ふはいかに。」

とのたまへば、土肥の次郎なさけある者にて、

「まことに女房などの御事は、何か苦しう候ふべき。とうとう。」

とて許し奉る。中將のめならず悦び、人に車借つて遣されたりければ、女房とるものも取りあへず、急ぎ乗つてぞ出(て)られたる。中將車寄まで出て向つて、

「守護の武士どもの見参らせ候ふに、御車よりは下りさせ給ふべからず。」

とて、籬をうちかづき、手に手を取り組み、顔に顔をおし當て、しばしはとかうの事をものたまはず。やゝあつて中將、涙をおさへてのたまひけるは、

「西國へ罷り下り候ひし時も、御見参に入りたかりつれども、大方世間のもの騒しさに、申し置く事もなくて、まかり過ぎ候ひぬ。その後ははかなき筆のあとをもたてまつり御返事も今一度見ばやと存じ候ひつれども、朝夕の軍にひまなくして、うち過ぎ候ひき。西國にていかにもなるべかりし身の、生きながら捕れて、これ迄上り候ふ事は二度御見参にまかり入るべきにて候ひけり。」

とて また涙をぞ流されける。

さ夜もやうやう更けゆけば、守護の武士ども、

「この頃は大路の狼籍もぞ候ふらん、とうとう出し参らせ給へ。」
と申(し)ければ、中將力及び給はず、遂に出し参らせ給ひけり。門に車をやり出せば、中將女房の袖を控へて、

逢ふ事も露の命ももろともにこよひばかりや限りなるらん
女房とりあへず、

限りとて立ち別るれば露の身の君よりさきに消えぬべきかは

さて女房は内裏へ参り給ふ。その後は守護の武士ども許さねば、時々たゞ御文ばかりぞ通ひける。そもこの女房と申すは民部卿入道親範の女なり。中將、南都へ渡されて、斬られ給ひぬと聞えしかば、やがて様をかへ、濃き墨染にやつれはて、かの後世菩提を弔ひ給ふぞあはれなる。

八島院宣

同じき二十八日院宣の御使平三左衛門重國御坪の召次花方、八島へ下り著いて、院宣を取り出して奉る。大臣殿以下の月卿雲客寄りあひ給ひて、この院宣を開かれけり。

「一人聖體、北闕の九禁を出(て)て諸州に幸し、三種の神器、南海四國に埋れて數年を経、最も朝家の歎、亡國の基なり。そもそもの重衡の卿は東大寺焼失の逆臣なり。すべからく頼朝朝臣申し受くる旨にまかせて、死罪に行はしむべき(し)といへども、ひとり親族に別れて、既に生捕となる。籠島の雲を戀ふる思、遙に千里の南海に浮び、歸雁友を失ふ心、定めて九重の中途に通ぜんか。然ればすなはち三種の神器、都に返し入れ奉らんにおいては、かの卿を寛宥せらるべきなり。ていれば院宣かくの如し、依つて執達件の如し。壽永三年二月十四日、大膳の大夫成忠が承つて、進上、前の平大納言殿へ。」
とぞ書かれたる。

請文

(平大納言(大臣殿)のもとより(大臣殿(平大納言)へは院宣の趣を申さる。二位殿へは御文こまごまと書いて参らせられたりければ、二位殿この文をあけて見給ふに、
「げにも重衡を今生にて今一度御覽ぜんと思し召さんに於ては、三種の神器の御事を、よきやうに申させ給ひて、都へ返し入れさせ給へ。さ候はてはこの世にて御目にかゝるべしとも存じ

候はず。」

とぞ書かれたる。二位殿この文を顔におし當て、人々のおはしける後の障子を引きあげ、大臣殿の前に仆れ伏し、しばしはものをものたまはず。や、あつて起き上り、涙をおさへてのたまひけるは、

「京より中將がいひおこしつる事の無慚さよ。げにも心の中に、いかばかりの事をか思ふらん。三種の神器の御事はたゞわれに思ひ許して都へ返し入れさせ給へ。」

とのたまへば、大臣殿申されけるは、

「宗盛もさこそは存じ候へども、帝王の御世を保たせ給ふ御事も、ひとへに、かの内侍所ないじしよのわたらせ給ふ御故なり。かつうは世の聞えも然るべからず。かつうは頼朝がかへり聞かんずる所も、いひがひなう覺え候。さて餘の子ども、親しき人々をば、重衡一人におぼしめしかへられ候はんずるか。子のかなしも、事にこそより候へ。ゆめゆめ叶ひ候ふまじ。」

とぞ申されける。二位殿世にも本意ほんいなげにて、重ねてのたまひけるは、

「われ故入道相國に後れてよりこのかた一日片時いちにちへんし、命生きて世にあるべしとは思はざりしかども、主上のいつとなく、西海の波の上に漂はせ給ふ御心苦しき、君をも今一度代にあらせ奉ら

んと思ふためにこそうきながら今日けふまでも長らへたれ。中將一の谷にて生捕にせられぬと聞きし後は、いと胸せきて、湯水ゆみづも喉へ入いれられず。中將この世になきものと聞きしかは、われも同じ道に赴かんと思ふなり。再びものを思はせぬ先に、たゞわれを失へや。」

とて、もたえ戀がれ給へば、まことにさこそはと覺えて、皆伏し目にぞなられる。

新中納言知盛の卿の意見に申されけるは、

「さしものわが朝の重寶、三種の神器都へ返し入れ給ひたりとも、重衡を返し賜らん事あり難し。たゞそのやうを、憚りなう御請文おんまうぶみに申させ給ふべうもや候ふらむ。」

と申されければ、大臣殿平大納言には御請文の様を申さる。二位殿は涙に暮れて、筆のたてども覺え給はねども、志をしるべに、泣く泣く返事書き給へり。北方大納言の佐殿は、とかうの事をものたまはず、引きかづいてぞ伏し給ふ。重國もまことにあはれに覺えて、涙を押へて出いにけり。平大納言時忠の卿、御坪召次花方を召して、

「汝、法皇の御使として、多くの波路を凌しのぎつつ、遙々とこれまで下るに、汝一期が間の思出一つあるべし。」

とて、花方が面おもてに波形なみがたといふ焼印やいじりしをぞせられける。都へ歸り上つたりければ、法皇叡覽有

(つ)て、

「花方か。」

「さん候。」

「よしよし、さらば波形とも召せかし。」

とて、笑はせおはします。

「今月十四日の院宣、同じき二十八日讃岐の國八島の磯に到來、謹んで承る所件の如し。但しこれについてかれを案するに、通盛の卿以下、當家數輩、攝州一の谷にて既に誅せられ畢んぬ。何ぞ重衡一人が寛宥を喜ぶべきや。それわが君は、故高倉院の御讓を受けさせ給ひて、御在位既に四個年、政 堯舜の古風をとぶらふ所に、東夷北狄黨を結び、群をなして入洛の間、且は幼帝、母後の御なげき最も深く、且は外戚近臣の 憤 淺からざるに依つて、暫く九國に幸す。還幸なからんにおいては、三種の神器いかでか玉體を放ち奉るべきや。それ臣は君を以て心とし、君は臣を以て體とす。君安ければすなはち臣安く、臣安ければすなはち國安し。君上に憂ふれば臣下に樂まず。心中に憂あれば、體外に 悦なし。曩祖平將軍貞盛、自ら相馬の小次郎將門を追討せしよりこのかた、東八個國を鎮めて、代々世々に至るまで、朝敵暴臣を追發

し、子々孫々に至るまで、朝家の聖運を守り奉る。然ればすなはち、故亡父太政大臣、保元、平治兩度の逆亂の時、勅命を重んじて 私の命を輕んず。これひとへに君の爲にして、全く身の爲にせず。就中かの頼朝は去んぬる平治元年十二月、父左馬の頭義朝が謀叛に依つて、既に誅罰せらるべき由、頼に仰せ下さるといへども、故入道相國慈悲のあまりに申し宥められし所なり。然るに昔の洪恩を忘れて、芳意を存せず、忽に狼羸の身を以て、妄に蜂起の亂をなす。至愚の甚しき事、申してあまりあり。早く神明の天罰を招き、ひそかに敗績の損滅を期するものか。それ日月は一物の爲にその明かなる事を暗うせず。明王は一人が爲にその法を枉げず。一惡を以てその善を棄てず、小瑕を以てその功を蔽ふ事なし。且は當家數代の奉公、且は亡父數度の忠節おぼしめし忘れずば、君忝くも四國の御幸あるべきか。時に臣等院宣を承つて、復び舊都に返つて會稽の恥を雪めんか。もし然らずんば鬼界、高麗、天竺、震旦に至るべし。悲しきかな人皇八十一代の御宇に及んで、わが朝の神の代の靈寶、遂に空しく異國の寶になさんか。宜しくこれらの趣を以て、然るべきやうに奏聞に漏らさしめ給へ。宗盛頓首、謹んで申す。壽永三年二月二十八日、從一位前の内大臣平の朝臣宗盛が請文」

とこそ書かれたれ。

戒文

未だ左右を申されざりし程は、人々内々いぶせう思はれけるに、請文既に到來してければ、
「さればこそさしものわが朝の重寶三種の神器を重衡一人に替へ參らせんとはよも申されじと
こそ思ひつるに。」

とぞ人々嘖きあはれける。

三位中將も内府以下一門の者どもがいかにあしう思はんすらんと後悔せられけれどもかひぞ
なき。

請文既に到來して關東へ下らるべきに定まりしかば、三位中將都の名殘も今更惜しうや思は
れけん、土肥の次郎實平を召して、

「出家をせばやと思ふはいかに。」

とのたまへば、九郎御曹司にこの由を申す。

法皇へうかゞひ申されたりければ、

「鎌倉の頼朝に見せて後こそ、ともかうも計はめ。たゞ今はいかてか許すべき。」

と仰せければ、この由を中將殿に申す。

「さらば年頃契りたる聖に今一度見參して、後生の事をも申し談ぜばやと思ふはいかに。」

とのたまへば、土肥の次郎、

「さてその聖をば誰と申し候ふやらん。」

「黒谷の法然房といふ人なり。」

「その人ならば苦しかるまじ、とうとう。」

とて許し奉る。中將なのめならず悦び、いそぎ聖を請じ、上人に向つて申されけるは、

「西國にていかにもなるべかりし身の、生きながら捕れてこれまで上り候ふ事は、再び上人の
御見參にまかり入るべきにて候ひけり。さても重衡が後生いかゞ仕り候ふべき。身の身にて候
ひし時は仕仕にまぎれ、政務にほだされ、憍慢の心のみ深くして、當來の昇沈を顧みず。運つ
き世亂れて都を出(て)し後は、こゝに争ひ、かしこに戦ひ、人を亡し、身を助からんと思ふ惡
心のみ遮つて、善心は嘗て起らず。そもく南都炎上の事は、王命といひ、武命といひ、君に
仕へ、世に従ふ法遁れ難うして、唯衆徒の惡行を鎮めんが爲にまかり向つて候へば、不慮に伽
藍の滅亡に及び候ひぬる事は、力及ばざる次第なり。されども時の大將軍にて候ひし間、責一

人に歸すとかや申し候へば、重衡一人が罪業にこそなり候はんずらめ。かれこれ恥を曝し候事も、しかしながらその報とのみこそ覺え候へ。この次手に頭も剃り、戒をたもちなんどして、ひとへに佛道修行したう候へども、今日明日をも知らぬ身の行末にまかりなつて候へば、いかならん行を修しても、一向助かりぬべしと覺えぬ事こそ、口惜しく候へ。つらつら一生の化行を按ずるに、罪業は須彌よりも高く、善根は微塵ばかりも貯なし。かくて命空しう終り候ひなば、火血刀の苦果、敢て疑なし。願くは上人慈悲を起し、憐みを垂れ給ひて、かゝる悪人の助かりぬべき方法候はゞ示し給へ。」

と申されければ、上人涙に咽び、うつぶして、しばしはとかうの事ものたまはず。やゝあつて起き上り涙を押へてのたまひけるは、

「まことに受け難き人身を受けながら、空しう三途に返りましまさむ事、悲びてもなほ餘りあり。但し穢土を厭ひ、淨土を願はんには、悪心を棄て、善心を起しましまさば、三世の諸佛も定めて隨喜し給ふらん。出離の道まぢまぢなりと申せども、末法濁亂の機には、稱名を以てすぐれたりとす。志を九品にわかち、行を六字につゞめて、いかなる愚癡闇鈍の者も唱ふるに便あり。罪深ければとて卑下し給ふべからず、十惡五逆廻心すれば、往生を遂ぐ。功德少けれ

ばとて望を絶つべからず、一念十念の心を致せば來迎す。專稱名號至西方と釋して專ら名號を稱すれば、西方に至り、念々稱名常懺悔とのべて、念々に彌陀を唱ふれば懺悔するなり。」とぞ教へける。

「利劍即是彌陀號を頼めば魔縁近づかず、一聲稱念罪皆除と念すれば、罪皆除けりと見えたり。淨土宗の至極、各々略を存じて、大略これを肝心とす。但し往生の得否は信心の有無に依るべし。たゞこの教を深く信じて、行往坐臥、時處諸縁を嫌はず、三業四威儀において、心念口稱を忘れ給はずば、畢命を期として、この苦域の界を出(て)て、かの不退の土に往生し給はん事、何の疑かあらんや。」

と教化し給へば、中將、

「戒を保ちたう候。出家仕らではかなひ候ふまじや。」

と申されたりければ、上人、

「出家せぬ人も戒を保つ事は常のならひなり。」

とて、頷に剃刀をあて剃るまねをして、十戒を授けらる。

中將隨喜の涙を流いて、これを受け保ち給ふ。上人もよろづものあはれに覺えて、かきくら

す心ちして、泣く泣く戒をぞ説かれける。や、あつて御布施とおぼしくて、日頃おはしてあそばれたりける侍のもとに預け置かれたりける御硯を、知時して召し寄せて、上人に奉り、「相構へてこれをば人にたび候はて、常に御目のかゝらん所に置かれ候ひて、某がものと御覽ぜられん度ごとは、御念佛候ふべし。また御暇には、經をも一卷御廻向候はゞ有難き御情でこそ候はんすらめ。」

と申されければ、上人とかうの返事にも及ばず、これを取つて懐に引き入れて、泣く泣く黒谷へぞ歸られける。件の硯は親父入道相國の宋朝の御門へ沙金を多く參らせ給ひたりしかば、返報とおぼしくて、日本和田の平大相國のもとへとて、送られたりけるとかや。名をば松蔭とぞ申しける。

海道下

さる程に本三位中将重衡の卿をば、鎌倉の前の右兵衛の佐頼朝頼に宣ふ間、さらば下さるべしとて、土肥の次郎實平が手より九郎御曹司の宿所へ渡し奉る。壽永三年三月十日の日、梶原平三景時に具せられて、關東へこそ下されけれ。西國にていかにもなるべかりし身の生きなが

ら捕れて都へかへり上り給ふだにあるに、今更また關の東へ赴かれけん心の中、推し量られてあはれなり。四の宮河原になりぬれば、こゝは、昔延喜第四の皇子蟬丸の、關の嵐に心をすまし、琵琶を弾き給ひしに、博雅の三位といつし人、嵐の吹く日も吹かぬ日も、雨の降る夜も降らぬ夜も、三年が間歩みをはこび、立(ち)聞きて、かの三曲を傳へけん、わら屋の床の古も、思ひやられてあはれなり。

逢坂山うち越えて、勢田の唐橋、駒もとゞろと踏み鳴し、雲雀上れる野路の里、志賀の浦浪春かけて、霞にくもる鏡山、比良の高峯を北にして、伊吹の嶽も近づきぬ。心をとむとしなけれど、荒れてなかなかやさしきは、不破の關屋の板廂、いかに鳴海の汐干瀉、涙に袖はしをれつゝ、かの在原の某の唐衣きつゝなれにしと詠めけん、參河の國の八橋にもなりぬれば、蜘蛛手にもをとあはれなり。濱名の橋を渡り給へば、松の梢に風さえて、入江にさわぐ波の音、さらでも旅はものうきに、心を盡す夕まぐれ、池田の宿にも著き給ひぬ。その夜はかの宿の長者熊野が女侍従がもとに、宿せられたりければ、侍従、三位中将殿を見奉つて、「日頃はつてにだに思し召し寄らざりし人の、今日かはかる所へ入らせ給ふ事の不思議さよ。」とて、一首の歌を奉る。

旅の空はにふの小屋のいぶせさに 古里いかに戀しがるらん
中將の返事に、

古里も戀しくもなし旅の空 都もつひのすみかならねば
や、あつて中將、梶原を召して、

「さてもたゞ今の歌の主は、名をば何といふやらん。いかなる者ぞ。」
と問ひたまへば、景時畏つて申しけるは、

「君は未だしろしめされ候はずや。あれこそ八島の大^{おほいどの}臣殿の、未だ當國の守にてわたらせ給ひし時、召され參らせて御最愛^{ごさいあい}候ひしが、老母をこれに止め置き、暇を申し、かども、賜らざりしに、頃は三月^{やまひ}の始つ方^{はつ}にてもや候ひけん。

いかにせむ都の春も惜しけれど 馴れしあづまの花や散るらん。

と仕りて、まかり下り候ひける、海道一の名人にて候。」

とぞ申しける。

都をたつて日數^{ひかず}経れば三月^{やまひ}も半ば過ぎ、春も既に暮れなんとす。遠山の花は、殘^{のこ}の雪かと思へて、浦々鳥々霞みわたり、來^こし方、行く末の事どもを、思ひつゞけ給ふにも、

「こはさればいかなる宿業のうたてさぞ。」
とのたまひて、たゞ盡きせぬものは涙なり。御子の一人もおはせぬ事を、母の二位殿も歎^{なげ}き、北方大納言の佐殿も本意^{ほんい}なき事にして、よろづの神佛^{かみほとけ}にかけて祈り申されけれども、その驗^{しるし}なし。

「かしこうぞなかりける、子だにもあらましかば、いかに心苦しからん。」
とのたまひけるこそ、せめてもの事なれ。

さ夜の中山にかゝり給ふにも、また越ゆべしとも覺えねば、いとゞあはれの數添ひて、袂^{たもと}ぞいたく濡れまさる。宇津の山への鳶の道、心細くもうち越えて、手越^{てご}を過ぎて行けば、北に遠ざかつて雪白き山あり。問へば甲斐の白峯^{しらね}といふ。その時三位中將落つる涙をおさへつゝ、
惜しからぬ命なれども今日^{けふ}までに つれなきかひの白峯^{しらね}をも見つ

清見が關うち越えて、富士の裾野になりぬれば、北には青山峨々として、松吹く風索々^{さくさく}たり。南には蒼海漫々として、岸打つ浪も茫々たり。「戀せば瘦せぬべし、戀せずもありけり」と、明神の歌ひ始め給ひけん、足柄の山うち越えて、こゆるぎの森、鞠子河^{まりこがは}、小磯^{こいそ}、大磯の浦、やつまと、砥上^{とがみ}が原、御興^{みこし}が崎をもうち過ぎて、いそがぬ旅とは思へども、日數やうやう

重れば、鎌倉へこそ入り給へ。

千手

さる程に兵衛の佐殿、三位中將殿に對面あつて申されけるは、

「朝の御敵を平げ、父の恥を雪めむと思ひ立(ち)し上は、御一家の人々を傾け參らせん事は案の内に候ひしかども、まさしうこれにて御目にかゝるべしとは、かけても存ぜず候ひき。この定ては、八島の大い殿の御見參にもまかり入(り)ぬと覺え候。そもく南都炎上の事は、故入道相國の御成敗にて候ふか、また時に取つての御はからひか、以ての外の罪業にこそなり候はんずらめ。」

と申されければ、三位中將のたまひけるは、

「まづ南都炎上の事は、故入道相國の成敗にもあらず、また重衡が發議にても候はず。唯衆徒の悪行を鎮めむが爲に、まかり向つて候へば、不慮に伽藍の滅亡に及び候ひぬる事は、力及ばざる次第なり。事新しく申(す)べきにあらず、昔は源平左右に争ひて、朝家の御固たりしかども、近頃は源氏の運盡きたりし事をば、人皆存知の旨なり。當家は保元、平治よりこのかた、

度々の朝敵を平げ、勸賞身に餘り、帝祖、太政大臣に至り、一族の昇進六十餘人、二十餘年のこのかたはたのしみ榮へて申すばかりなし。それにつき候うては、帝王の御敵討ちたる者は、七代までも朝恩盡きずと申し候ひける事は、極めたるひがことにて候ひけり。その故は故入道相國まのあたり、君の御爲に、命を失はむとする事度々に及ぶ。されどもその身一代の幸にて、子孫かやうになるべきやは。運盡き世亂れて都を出(て)し後は、尸を山野に曝し、うき名を西海の波に流さんとこそ存ぜしが、生きながら捕れ、これまで下り候ひける。たゞ前世の宿業こそ口惜しう候へ。但し股湯は夏臺に捕れ、文王は姜里に囚るといふ文あり。上古なほかくの如し。まして末代においてをや。弓矢取る身の習、敵の手に渡つて死ぬる事は、重く恥にて恥ならず。唯芳恩には、とくとく頭を刎ね候へ。」

とて、その後もものをたまはず。梶原平三景時御前に候ひけるが、

「あつばれ大將軍や。」

とて涙を流す。これを見て大名も小名も皆袖をぞぬらされける。

兵衛佐殿もさすが恥しうおもはゆうや思はれけん、

「平家を全く頼朝が私の御敵とはゆめゆめ思ひ奉らず。たゞ帝王の仰こそ重う候へ。」

とてぞたゝれける。

「この人は南都を亡したる伽藍の敵なれば、大衆定めて申す旨もやあらんすらん。」

とて、伊豆の國の住人狩野介宗茂にぞ預けらる。その體、冥途にて娑婆世界の罪人を、七日かぬかに十王の手へ渡さるらんも、かくやと覺えて哀れなり。狩野介もなさけある者にて、痛はしうきび嚴しうも當り奉らず、やうやうにいたは勞り參せ、湯殿ゆどのしつらひなどして、御湯おんゆ引かせ奉る。

中將、これはこの程の道すがらの汗あせいぶせかりければ、身を清めてちかう失はれんするにこそと思ひ給ふ所に、さはなくして年の齡とし二十ばかりなる女房の、色白う清げにて、髪かみのかゝりまことに美しきが、目結めゆりの帷子かたびらに染附そまつけの湯卷ゆまきして、湯殿の戸おしあけて參りたり。やゝあつて又十四五ばかりの女の童わらわの、髪かみは柏あかだけなりけるが、小村濃こむらぬの帷子かたびらに、半挿はんさつ盥うに櫛くし入いれて持つて參つたり。中將この女房介錯けさくにて、御湯おんゆしばらくあび、髪かみ洗せんはせなどして上り給ひぬ。さてかの女房暇申して既に歸らんとしけるが、

「男は、事なうもぞおぼしめす、女はなかなか苦しがるまじ、それ何事にてもあれおぼしめされんする御事どもをば承つて申せとこそ、兵衛佐殿は仰せ候ひつれ。」

中將、

「今はかゝる身となつて、何事をか思ふべき、但し出家ぞしたき。」

とのたまへば、この由を佐殿に申す。

「それは頼朝が私の敵かたきならばこそ、朝敵として預り奉つたればゆめ／＼かなふまじ。」

とぞのたまひける。その後中將、守護の武士にのたまひけるは、

「さてもたゞ今の女房は、優いづにやさしかりつるものかな。名をば何といふやらん。いかなる者ぞ。」

と問ひ給へば、

「あれは手越てごしの長者が女名なづめをば干手の前と申し候。みめかたち、心さま、優おんまにわりなきとて、

この二三個年は、佐殿に召し置かれて候。」

とぞ申しける。

その夕、雨少し降つて、よろづものさびしげなりける折ふし、件の女房、琵琶、琴持たせて參りたり。狩野の介も情ある者にて家の子郎等十餘人引具して、中將殿の御前おんまへに參り、酒勸め奉る。中將少し受けて、いと興おんなげにておはしければ、狩野の介申しけるは、

「かつ聞し召されてもや候ふらん。宗茂はもと伊豆の國の者にて、鎌倉では旅にて候へども、

それ何事にもあれ、おぼしめされんずる御事あらば、承つて心の及ばん程奉公仕り候ふべし。解意してわれ恨むなとこそ兵衛佐殿も仰せ候ひつれ。それ何事にもあれ申して、酒勧め給へ。」

といひければ、千手の前、酌をさし置き、

「羅綺の重衣たる情なきことを機婦に妬む。」

といふ朗詠を、一兩遍ぞしたりける。三位の中將、

「この朗詠をせん人をば、北野の天神の一日に三度翔つて守らんとこそ誓はせおはしませ。されども重衡は、今生にてははや捨てられ奉つたる身なれば、助音しても何かせん。但し罪障輕みぬべき事ならば従ふべし。」

とのたまへば、千手の前又、

「十悪といへどもなほ引攝す。」

といふ朗詠をして、

「極樂願はん人は、みな彌陀の名號唱ふべし。」

といふ今様を、四五遍歌ひすましたりければ、その時三位中將杯を傾けらる。千手の前賜つて狩野の介にさす。宗茂が飲む時に、琴をぞ弾きすましたる。三位中將、

「この樂をば普通には五常樂といへども、今重衡が爲には後生樂とこそ觀すべけれ。やがて往生の急を彈かむ。」

と戯れ、琵琶を取り、點手をねちて、皇急をぞ彈かれける。

更けゆくまゝに、よろづ心もすみければ、

「あな思はずや東にも、かゝる優なる人のありけるよ。それ何事にもあれ今一聲。」

とのたまへば、千手の前重ねて、「一樹の陰に宿りあひ、同じ流を掬ぶもの、皆これ先世の約束」といふ白拍子を、まことにおもしろう數へたりければ、三位中將も、「燈暗うしては數行虞氏が涙」といふ朗詠をぞせられける。たとへばこの朗詠の心は、昔唐土に漢の高祖と楚の項羽と位を争ひ、合戦すること七十二度、戦毎に項羽勝ちぬ。されども、遂には項羽戦負けて亡びし時、驢といふ馬の、一日に千里を飛ぶに乗つて、虞氏といふ后と共に、逃げ去らんとせしに、馬いかゞ思ひけん、足を整へて働かず。項羽涙を流いて、わが威勢既にすたれたり。敵の襲ふは事の數ならず。たゞこの后に別れん事をのみ、夜もすがら歎き悲びあへれけり。燈暗うなりしかば、心細くて虞氏涙を流す。更けゆくまゝには軍兵四面に鬨を作る。この心を橘相公の詩に作れるを、三位中將思ひ出(て)られけるにや、もつともやさしうぞ聞えし。

あげければ、武士ども皆暇申(し)てまかり出(づ)。千手の前も歸りにけり。折節兵衛の左殿は持佛堂に法華經讀うておはしける所へ、千手の前歸り参つたり。佐殿うち笑み給ひて、

「さても昨夜中人をば、おもしろうもしたるものかな」

とのたまへば、齋院の次官親義、御前に物書いて候はれけるが、

「何事にて候ひけるやらん。」

佐殿のたまひけるは、

「平家の人々は、軍合戦のくはだての外は、また他事あるまじとこそ日頃思ひしに、この三位中將の琵琶の撥音、朗詠のやう、夜もすがら立ち聞きつるに、優にわりなき人にておはしますなり。」

親義申(し)けるは、

「誰も昨夜中人をば承りたく候ひしかども、折ふし相勞る事の候(ひ)て、承らず候。この後を常に立ち聞き候ふべし。平家の人々は代々の歌人、才人たちにてわたらせ給ひ候。先年あの人を花に喩へて候ひしには、この三位中將殿をば、牡丹の花に喩へて候ひしか。」

とぞ申されける。三位中將の琵琶の撥音、朗詠の口ずさみ、兵衛の佐殿、後までもあり難き

事にぞのたまひける。

千手の前はなかなか、物思ひの種とやなりたりけん、中將南都へ渡されて、斬られ給ひぬと聞えしかば、やがて様をかへ、濃き墨染にやつれはてて、信濃の國善光寺に行ひすまして、かの後世菩提を弔ひわが身も往生の素懷を遂げけるとぞ聞えし。

横 笛

さる程に小松の三位の中將維盛の膺は、身がらは八島にありながら、心はたゞ都へのみぞ通はれける。故里に止め置き給ひし北方、幼き人々のその面影のみ、身にひしと立ち添ひて、忘るゝひまもなかりしかば、あるにかひなきわが身かなとて、壽永三年三月十五日の曉、忍びつつ八島の館をばひそかにまぎれ出(て)て、與三兵衛重景、石童丸、船に心得たればとて、舍人武里かれら三人を召し具して、阿波の國結城の浦より船に乗り、鳴戸の沖を漕ぎ過ぎて、紀伊路へ赴き給ひけり。和歌、吹上、衣通姫の神とあらはれ給へる玉津島の明神、日前、國懸の御前を過ぎて、紀伊の湊にこそ著き給へ。それより山傳ひに都へ上り、戀しき者どもをも今一度見もし、見えばやとは思はれけれども、叔父、本三位の中將重衡の卿生捕にせられて、京、鎌

倉に恥を曝させ給ふだにも口惜しきに、この身さへ捕れて、父の戸に血をあやさん事も心うしとて、干たび心はず、めども、心に心をからかひて、高野の御山へこそ参り給へ。

高野に年頃知り給へる聖あり。三條の齋藤左衛門茂頼が子に齋藤瀧口時頼といふ者あり。もとは小松殿の侍なり。十三の年本所へ参りたりしが、建禮門院の雑司に横笛といふ女あり。瀧口かれに最愛す。父この由を傳へ聞いて、いかならん世にある人の婿にもなして、出仕などをも心安うせさせんと思ひ居たれば、よしなき者を見そめてなど、あながちに諫めければ、瀧口申しけるは、

「西王母といつし人、昔はあつて今はなし。東方朔と聞えし者も、名をのみ聞きて、目には見ず。老少不定の世の中は、たゞ石火の光に異らず。たとひ人長命といへども、七十八十をば過ぎず。その中に身の盛んなる事は、僅に二十餘年なり。夢幻の世の中に、見にくき者を片時も見て何かはせん。思はしき者を見んとすれば、父の命を背くに似たり、これ善知識なり。しかじうき世を厭ひ、まことの道に入(り)なん。」

とて、十九の年誓切つて、嵯峨の往生院に行ひすましてぞゐたりける。横笛この由を傳へ聞いて、われをこそ捨てて、様をさへ替へける事のうらめしさよ。たとひ世をば背くとも、などかはかくと知らせざるべき。尋ねて今一度恨みばやと思ひ、ある暮がたにひそかに内裏をまぎれ出(て)て、嵯峨の方へぞあくがれける。

頃は二月十日あまりの事なれば、梅津の里の春風に、よそのにほひもなつかしく、大井川の月影も、霞に籠めておぼろなり。一方ならぬあはれさも、誰故とこそ覺えけめ。往生院とは聞きつれども、さだかにいづれの坊とも知らざれば、こゝにやすらひ、かしこにたゞずみ、尋ねかぬるぞ無慚なる。住み荒したる僧坊に念誦の聲のしけるを、瀧口入道が聲に聞きなして、

「様の變りておはすらんをも、見もし見え参らせんが爲に、妾こそこれまで参つて候へ。」
と、具したる女をもつていはせければ、瀧口入道胸うち騒ぎ、あさましさに、障子の隙より
のぞいて見れば、裾は露、袖は涙に萎れつゝ、まことに尋ねかねたるありさま、いかなる道心
者も心弱うなりぬべし。人を出いて、

「おもくこれにはさる事なし。もし門違にてや候ふらん。」
とて遂に逢はでぞ歸しける。横笛なさけなう、うらめしけれどもさてしもあるべき事ならねば、涙をおさへて都へ歸り上りけり。
その後瀧口入道、同宿の僧に語りけるは、

「これも世に静しづかにて、念佛の障しやまけ碍は候はねども、飽かて別れし女にこの有様を見せて候へば、たとひ一度こそ心強くとも、またも慕ふ事あらばいとゞ心も動き候ひぬべし。暇申して。」
とて、嵯峨をば出出て高野へ上り、清淨心院しやうじやうしんいんにぞ居たりける。横笛も様かへぬると聞えしかば、瀧口入道、高野の御山より一首の歌をぞ送りける。

剃るまではうらみしかども梓弓 まことの道に入るぞうれしき

横笛が返事に、

剃るとても何かうらみん梓弓 引きとゞむべき心ならねば

その後横笛は奈良の法華寺ほつげに行ひすましてあたりけるが、その思の積りにや、いく程なくて途にはかなくなりけり。瀧口入道この由を傳へ聞いて、いよいよ深う行ひすまして居たりければ、父も不孝ふけうを許しけり。親しき者も皆用ひて、高野の聖ひじりとぞ申しける。三位の中將それに尋ね逢ひて見給ふに、都にありし時は布衣に立烏帽子、衣紋えもんをつくろひ、鬢びんをなて、はなやかなりし男おのこなり。出家の後は今日始けふめて見給ふに、未だ三十にもならざるが老僧姿らうそうすがたに瘦せ黒み、濃き墨染に同じ袈裟、香の烟けぶりにしみかをり、さかしげに思ひ入たる道心者だうしんじやうらやましようや思はれけん。晋の七賢、漢の四皓が住みけん商山、竹林のありさまも、これには過ぎじとぞ見えし。

高野の巻

瀧口入道、三位中將殿を見奉つて、

「こはうつゝとも覺え候はぬものかな。そもく八島をば、何としてかは遙々とこれ迄は遁れさせ給ひて候ふやらん。」

と申しければ、三位中將のたまひけるは、

「さればとよ、都をば人なみなみに出出て、西國の方まで落ち下りしかども、故郷ふるさとに止め置きし、幼き者どもの面影おもかげのみ、身にひしと立ち添ひて、忘るゝひまもなかりしかば、そのもの思ふ心、いはぬにしるくや見えけん、大臣殿おほいしどのも、二位殿も 池の大納言のやうに二心ふたこころありなど、思ひ隔て給ふ間、いとゞ心も止とどまらず、これまであくがれ出てたんなり。これより山傳やまづかひひに都へ上り戀しき者どもをも今一度見もし見ればやとは思へども本三位の中將殿の事は心憂こころなやければ、それも叶はず。さてはこれにて出家して、火の中、水の底へも入りなばやとは思へども、熊野へ參らんと思ふ宿願あり。」

とのたまへば、瀧口入道申しけるは、

「夢幻の世の中は、とてもかくても候ひなんす。たゞ長き世の闇こそ心うかるべうは候へ。」とぞ申しける。

やがてこの瀧口入道を先達にて、堂塔順禮して、奥の院へぞ参られける。高野山は帝城を去つて二百里、郷里を離れて無人聲、晴嵐梢を鳴しては、夕日の影靜なり。八葉の峯、八つの谷、まことに心もすみぬべし。花の色は林霧の底に綻び、鈴の音は尾上の雲に響けり。瓦に松生ひ垣に苔むして、星霜久しく覺えたり。

昔延喜の御門の御時、大師御夢想の御告有(つ)て、繪皮色の御衣を参らせ給ふに、勅使中納言資澄の卿、般若寺僧正觀賢を相具して、この御山に上り、御廟の扉をおし開き、御衣を著せ奉らんとしけるに、霧厚う隔つて大師拜まれさせ給はず。こゝに觀賢深く愁涙して、

「わが悲母の胎内を出でて、師匠の室に入つしよりこのかた、未だ禁戒を犯せず。さればなか拜まざるべき。」

とて、五體を地に投げ、發露涕泣し給へば、やうやう霧はれて、月の出づるが如くに大師拜まれさせ給ひけり。時に觀賢、隨喜の涙を流いて、御衣を著せ奉り、御髪の長う生ひ延びさせ給ひたるをも、剃り奉るぞあり難き。

勅使と僧正は拜み給へども、僧正の弟子石山の内供淳祐、その時は未だ童形にて供奉せられたりけるが、大師を拜み奉らずして、深う歎き沈みておはしましけるを、僧正手を取つて、大師の御膝におし當てられたりければ、その手、一期が間かうばしかりけるとかや。そのうつり香は、石山の聖教に残つて、今にありとぞ承る。大師、御門の御返事に申させ給ひけるは、

「われ昔薩埵に逢ひて、まのあたり盡く印明を傳ふ。無比の請願を起して、邊里の異域に侍り、晝夜に萬民を憐み、普賢の悲願に住し、肉身に三昧を證じて、慈氏の下生を待つ。」

とぞ申させ給ひける。かの摩訶迦葉の鷄足の洞に籠つて、翹頭の春の風を期し給ふらんも、かくやとぞ覺えたる。御入定は承和二年三月一日寅の一點の事なれば、過ぎにし方は三百餘歳、行末もなほ五十六億七千萬歳の後、慈尊の出世、三會の曉を待たせ給ふらんこそ久しけれ。

維盛の出家

「維盛が身のいつとなく、雪山の鳥の鳴くらんやうに、今日よ、明日よと思ふものを。」とて、涙ぐみ給ふぞあはれなる。潮風に黒み、盡きせぬ物思に瘦せ衰へて、その人とは見え

給はねども、なほ世の人にはすぐれ給へり。その夜は瀧口入道が庵室に歸つて、昔今の物語どもし給ひけり。更けゆくまゝに聖が行儀を見給へば、至極信心の床の上には、眞理の玉を研くらんと見えて、後夜晨朝の鐘の聲には、生死の眠を覺すらんとぞ覺えたる。遁れぬべくは、かくてもあらまほしうや思しけん、明けければ東禪院の知覺上人といふ聖を請じて、出家せんとし給ひけるが、與三兵衛重景、石童丸を召してのたまひけるは、

「維盛こそ人知れぬ思を身に添へながら、心狭う遁れ難き身なれば、いかにもなるといふとも、汝等は命を捨つべからず。いかなる有様をもしてなどか過ぎざるべき。この頃は世にある人こそ多けれ。いかにもしてながらへて、且は妻子をもはぐくみ、且は維盛が後生をも弔へかし。」

とのたまへば、二人の者ども涙に咽び、うつぶして、しばしばとかうの御返事にも及ばず。やゝあつて起きあがり重景、涙をおさへて申しけるは、

「重景が父與三左衛門景康は、平治の逆亂の時、故殿の御供に候ひて、二條堀河の邊にて、鎌田兵衛と組んで、悪源太に討たれ候ひぬ。重景もなじかは劣り候ふべきなれども、その時は未だ二歳になり候へば、少しも覺え候はず。母には七歳にて後れ候ひぬ。なさけをかくべき親し

き者一人も候はざりしに、故大臣殿重景を御前へ召して、『あれはわが命に代りたる者の子なれば』とて、朝夕、御前にて育てられ參らせて、生年九つと申(し)し時、君の御元服候ひし夜、頭を取り上げられ參せて、忝くも盛の字は家の字なれば五代につく、重の字をば松王にと仰せられて、重景とはつけられ參らせけるなれ。その上、童名を松王と申しける事も、生れて忌五十日と申すに、父が抱いて小松殿へ参りたりしかば、『この家を小松といへば、祝うてつくるなり』と仰せられて、松王とはつけられ參らせけるなれ。親の(か)やうで死にけるも、わが身の冥加と覺え候。随分同隸どもにも芳心せられてこそ、まかり過ぎ候ひしか。されば御臨終の時も、この世の中の事をばおぼしめし捨て、一事も仰せられざりしに、故大臣殿重景を御前へ召して、『あな無慚や、汝は重盛を父がかたみと思ひ、重盛は汝を景康がかたみと思ひてこそ過しつれ。今度の除目に鞆負の尉になして、父景康を召しつるやうに、召さばやとこそおぼしめしつるに、空しうなるこそ悲しけれ。相構へて少將殿の御心にはし違ひ參らすな。』とこそ仰せ候ひしか。日頃は自然の事も候はゞ、見捨て參らせて落つべき者と、思し召され候(ひ)ける御心の中こそ恥しう候へ。この頃は世にある人こそ多けれど、仰を蒙り候ふは、當時の如くば、皆源氏の郎等どもこそ多う候ふらめ。君の神にも佛にもならせ給ひなん後、樂び榮え候ふとも、

千年の齡を經るべきか。たとひ萬年を保ち候ふとも、遂には終のなかるべきかは。これに過ぎたる善知識、何事か候ふべき。」

とて、手づから髻切つて泣く／＼瀧口入道にぞ剃らせける。

石童丸もこれを見て、元結もとゆびはより髪を切る。これも八つより付き參せて、重景にも劣らず不便にし給ひしかば、同じう瀧口入道にぞ剃られける。これらがかやう先だつてなるを見給ふにつけても、いとゞ心細うぞなられける。さてしもあるべき事ならねば、

「流轉三界中、恩愛不能斷、棄恩入無爲、眞實報恩者。」

と三遍唱へて、遂に剃り下されさせ給ひてげり。三位中將と與三兵衛は同年にて、今年は二十七歳なり。石童丸は十八にぞなりにける。三位中將のたまひけるは、

「故郷にとゞめ置きし戀しき者どもをも今一度見もし見えて後かくならば思ふ事あらじ。」

とのたまひけるこそあはれなれ。その後中將舍人武里を召して、

「あなかしこ、汝これより都へは上るべからず。その故は遂には隠れあるまじけれども、このありさまどもを聞き給ひてさこそは嘆き悲び給はんずらめ。たゞこれより八島へ參つて、人々に申さむする事はよな、かつ御覽じ候ひしやうに、大方の世間もものうく、あぢきなさもよる

づ數添ひて覺え候ひし程に、人々にも知らせ參らせずして、かやうになり候事は、西國にて左の中將失せ候ひぬ、一の谷にて備中の守討たれ候ひぬ、維盛さへかやうになり候へば、いかに各々の便なう思し召され候らん、それにつき候ては唐皮からかはといふ鎧、小鳥こがらすといふ太刀は、平將軍貞盛より當家に傳へて、維盛までは嫡々九代に相當る。もし不思議に運命開けて、都へ歸り上らせ給ふ事も候はゞ、六代に賜ふべしと申すべし。」

とぞのたまひける。武里涙に咽び、うつぶして、しばしはとかうの御返事にも及ぼす。や、あつて起きあがり武里涙をおさへて申しけるは、

「君の神にも佛にもならせ給ひなん後こそ、ともかうもと申すべけれ。唯今はいかてか參るべき。」

と申しければ、さらばとて召し具せらる。善知識の爲にとて、瀧口入道をも具せられけり。

高野をば山伏修行者のやうに出(て)立て、同じき國の内、山東へこそ出(て)られけれ。藤代の王子を始め奉つて、王子王子を伏し拜み、千里の濱の北、岩代王子の御前にて、狩装束なる者七八騎がほど行き逢ひ奉る。唯今も搦め捕られんずるにこそ、腹を切らんと、各々腰の刀に手を掛け給ふ所に、さはなくして馬より下り、深う畏つて通りぬ。見知り參らせたるにこそ、誰

なるらんと恥しくて、いと足早にぞ過ぎさせおはします。

「あれはいかに」

と問ひ給へば、當國の住人湯淺の權の守宗重が子に、湯淺の七郎兵衛宗光といふ者なり。郎等ども、

「あれはいかに。」

と問ひければ、

「あな事も愚かや、あれこそ小松の大臣殿の御嫡子三位中将殿よ。そもそも八島をば何としてかは遙々とこれ迄遅れさせ給ひたりけるやらん。はや御様替へさせ給ひたり。與三兵衛、石童丸も同じく様をかへて御供にぞ参りける。近づき参つて御見参にも入りたかりつれども、御憚もぞ思し召すとて通りぬ。あなあはれなりける御事かな」

とて、袖を顔におし當て、さめざめと泣きければ、郎等どもも皆狩衣の袖をぞ濡しける。

熊野参詣

やうやうさし給ふ程に岩田川にも著き給ひぬ。この川の流を一度も渡る者は、悪業、煩惱無

始の罪障も消ゆなるものをと、たのもしうこそ思はれけれ。日數経れば本宮證誠殿の御前に参りつゝ靜に法施参らせて、夜もすがら御山の様を拜み給ふに、心もことばも及ばれず。大悲擁護の霞は熊野山にたなびき、靈驗無雙の神明は、音無川に跡を垂る。一乗修行の岸には感應の月隈もなく、六根懺悔の庭には妄想の露も結ばず。いづれもいづれもたのもしからずといふ事なし。

夜更け人靜つて後、啓白せられけるは、父の大臣のこの御前にて、命を召して後世を助けさせ給へと、申させ給ひし御事などまでも、思し召し出(て)てあはれなり。中にも當山權現は、本地阿彌陀如来にておはします。攝取不捨の本願あやまたず、淨土へ導き給へと申されける。中にも故郷に止め置き給ひし妻子安穩にと、祈られけるこそ悲しけれ。憂き世を厭ひ、まことの道に入り給へども、妄執はなほ盡きずと覺えて、あはれなりし事どもなり。

助ければ本宮より船に乗り、新宮へぞ参られける。神の座を拜み給ふに、岩松高く聳え嵐妄想の夢を破り、流水清く流れ、浪塵埃の垢をすゝぐらんと覺えたり。飛鳥の社伏し拜み、佐野の松原こぎ過ぎて、郡智の御山に参り給ふ。三重に漲り落つる瀧の水、數千丈まで攀ち上り、觀音の靈像は岩の上にあはれて、補陀落山ともいつつべし。霞の底には法華讀誦の聲絶

えず靈鷲山とも申しつべし。

そもそも権現當山に跡を垂れましてよりこのかた、わが朝の貴賤上下、歩を運び、頭を傾け、掌を合せて、利生に預らずといふ事なし。されば僧侶薨を並べ、道俗袖を連ねたり。寛和の夏の頃、花山法皇十善の帝位をすべらせ給ひて、九品の淨刹を行はせ給ひけん御庵室の舊跡には、昔しをのぶとおぼしくて、老木の櫻ぞ咲きにける。いくらもなみ居たりける那智籠りの僧どもの中に、この三位中將殿を都にてよく見知り參らせたるかとおぼしくて、同行の僧に語りけるは、

「これなる修行者を誰やらんと思ひゐたれば、あな事もおろかや、あれこそ小松の大臣殿の御嫡子三位中將殿よ。あの殿の未だ四位の少將なりし安元の春の頃、法住寺殿にて五十の御賀のありしに、父小松殿は内大臣の左大將にておはします。叔父宗盛の卿は大納言の右大將にて、階下に著座せられき。その外三位の中將知盛、頭の中將重衡以下、一門の公卿殿上人、今日をはれと時めきあうて、垣代に立ち給へる中より、この三位中將殿、櫻の花をかざいて、青海波を舞うて出でられたりしには、露に媚びたる花の御姿、風に靡る舞の袖、地を照し天も輝くばかりなり。女院より關白殿を御使にて御衣をかげさせおはします。父の大臣座を立ち、こ

れを賜つて右の肩に掛け、院を拜し給ふ。面目たぐひ少うぞ見えし。傍の公卿、殿上人もいはばかり羨しうや思はれけ。内裏の女房たちの中には深山木の中の楊梅とこそ覺ゆれなどいはれ給ひし人ぞかし。たゞ今大臣大將を待ちつけさせ給へる人とこそ見奉りしに、今日はかくやつれはて給へる御ありさま、かねては思ひ寄らざりしか。移れば變る世のならひといひながら、あなあはれなりける御事かな。」

とて、墨染の袖を顔におし當て、さめざめと泣きければ、那智籠りの僧どもも、皆うち衣の袖をぞしぼりける。

維盛の入水

かくて三の御山の御參詣、事故なう遂げ給ひしかば、濱の宮と申し奉る王子の御前より一葉の船に棹させ萬里の滄海に浮び給ふ。遙の沖に山なりの島といふ所ありき。中將それに船漕ぎ寄せさせ、岸に上り、大(き)なる松の木を削つて、銘跡をぞ書きつけらる。

「祖父太政大臣平の朝臣清盛公法名淨海、親父小松の内大臣の左大將重盛公法名淨蓮、三位の中將維盛法名淨圓、年二十七歳、壽永三年三月二十八日、那智の沖にて入水す。」

と書きつけて、又船に乗り、沖へぞ漕ぎ出て給ひける。

思ひ切りぬる道なれども、今はの時にもなりぬれば、さすが心細う悲しからずといふ事なし。頃は三月二十八日の事なれば、海路遙に霞み渡り、あはれを催すたぐひかな。たゞ大方の春だにも、暮れ行く空はものうきに、況やこれは今日を最後、たゞ今限りの事なれば、さこそ心細かりけめ。沖の釣舟の波に消え入るやうに覺ゆるが、さすが沈みもはてぬを見給ふにも、御身の上とや思はれけん。おのが一行引きつれて、今はと歸る雁の、越路をさして啼き行くも、故郷へことづてせまほしく、蘇武が故國の恨まで、思ひやられてあはれなり。來し方行末の事どもを思ひ續け給ふにも、なほ妄執の盡きぬにこそと忽に妄念を離し、西に向つて手を合せ、高聲念佛し給ふ心の中にも、さても都には、今日を最後唯今限りとはいかて知るべきなれば、風のたよりのおとづれをも、今や今とこそ待つらんすらめと思はれければ、合掌を亂り、念佛を止め、聖に向つてのたまひけるは、

「あはれ人の身に、妻子といふ者をば持つまじかりけるものかな。今生にて物を思はするのみならず、後世菩提の妨となりぬる事こそ口惜じけれ。かやうの事どもを心中に残しおけば、餘りに罪深かんなる間、懺悔するなり。」

とぞのたまひける。

聖もあはれに覺えけれども、われさへ心弱くてはかなはじとや思ひけん、涙おし拭ひ、さらぬ體にもてなして、

「高きも賤しきも、恩愛の道は思ひ切られぬ事にて候へば、まことにさこそ思し召され候ふらめ。中にも夫妻は一夜の枕を並ぶるも五百生の宿縁と承れば、先世の契淺からず候。生者必滅、會者定離はうき世の中のならひ、末の露、もとの雪のためしあれば、たとひ遅速の不同ありといふとも、後れ先立つ御別、遂になくてもや候ふべき。かの驪山宮の秋の夕の契も、遂には心を碎く端となり、甘泉殿の生前の恩も、終なきにしもあらずや。松子梅生生涯の恨あり、等覺十地なほ生死の掟に従ふ。たとひ君長生の樂に誇り給ふといふとも、この御別は遂になくてもや候ふべき。たとひまた百年の齡を保たせ給ふとも、この御嘆はいつもたゞ同じ事と思し召され候べし。第六天の魔王といふ外道は、欲界の六天をみなわが物と領し、中にもこの界の衆生の生死に離るゝ事を惜み、或は妻となり、或は夫となつて、これを妨げんとするに、三世の諸佛は一切衆生を一子の如くに思し召して、かの極樂淨土の不退の土に勧め入れんとし給ふに、妻子といふ者は無始曠劫よりこのかた、生死に長く輪廻するきづななるが故に、佛は

重う戒め給ふ。さればとて心弱う思し召すべからず。源氏の先祖、伊豫の入道頼義は、勅命に依つて、奥州の夷貞任、宗任を攻め給ひし時、十二年が間に人の頸を切ること一萬六千人。その外山野の獸、江河の鱗のその命を絶つ事、幾千萬といふ數を知らず。されども終焉の時、一念の菩提心を起し給へるが故に、往生の素懷を遂げ(ぐ)。とりこそ承れ。まして君はさせる御罪業ましまさねはなどか淨土へ參らせ給はて候ふべき。出家の功德莫大なれば、先世の罪障は皆滅び候(ひ)なんす。こゝに人あつて七寶の塔を立つる事、高さ三十三天に至るといふとも、一日の出家の功德には及びがたし。たとひ又百千歳の間、百羅漢を供養したる功德も、一日の出家の功德には及びがたし。罪深かりし頼義も、心猛きが故に往生の素懷を遂ぐ。そのうへ當山權現は本地阿彌陀如來にてましませば、始無三惡趣の願より、終得三法忍の願に至るまで、一々の誓願、衆生化度の願ならずといふ事なし。中にも第十八の願にいふ、設我得佛、十方衆生、至心信樂、欲生我國、乃至十念、若不生者、不取正覺と説かれたれば、一念十念のたのみあり。ただこの教を深く信じて、ゆめゆめ疑をなし給はず。無二の懇念を致して、もしは十遍も、もしは十遍も唱へ給ふものならば、彌陀如來六十萬億、那由多恒河沙の御身を縮め、丈六八尺の御形にて、觀音、勢至、無數の聖衆、化佛菩薩、百重千重に圍繞し、妓樂歌

詠して、たゞ今極樂の東門を出(で)て、來迎引攝し給はんすれば、御身こそ滄海の底に沈むと思し召さるとも、紫雲の上(うへ)に上り給ふべし。成佛得脱(じやうぶつとくだつ)のして悟を開き給ひなば、娑婆の故郷に立ち返つて、妻子を導き給はん事、還來穢國土人天(げんらいさいこくどにんてん)、少しも過ち給ふべからず。

とて、頻に鐘うち鳴し、念佛をのみ勧め奉れば、中將も然るべき善知識と思し召し、忽ちに妄念を離し、西に向つて手を合せ、高聲に念佛百遍ばかり唱へさせ給ひて、南無と唱ふる聲共に、海にぞ飛び入り給ひける。與三兵衛、石童丸も、同じ御名を唱へつゝ、續いて海にぞ沈みける。

三日 平氏

武里も今度はおくれじと續いて海に入らんとしけるを、聖取り止め、泣く泣く教訓しけるは、

「下臈こそなほもうたてけれ。いかで御遺言をば違へ參らせんとはするぞ。今はいかにもしてながらへて、御菩提を弔ひ參せよ。」
といひければ、

「後れ奉つたる悲しさに、後の御孝養の事も覺えず。」

とて、船底に仆れ伏し、をめき叫びしありさまは、昔悉達太子の檀特山に入らせ給ひし時、車匿舎人が金泥駒を賜つて、王宮に歸りし悲びも、これには過ぎじとぞ見えし。浮きもや上り給ふと、しばしは船をおし廻して見けれども、三人共に深く沈んで見え給はず。

さる程に夕陽西に傾き、海上も暗くなりければ、名残は盡きせず思へども、さてしもあるべき事ならねば、空しき汀に漕ぎ返る。とわたる船の櫂の雫、聖が袖より傳ふ涙、わきていづれも見えざりけり。聖は高野へ歸り上り、武里は泣く泣く八島へ参りけり。御弟新三位の中將殿に御文取り出して奉る。これをあけて見給ひて、

「あな思はずや。わが思ひ奉る程は、人は思ひ給はざりけることよ。などさらば引き具して、一所で沈みもはて給はて所々に伏さん事こそ悲しけれ。大臣殿も、二位殿も、池の大納言のやうに頼朝に心を通して都へこそおはしたるらめとて、われらにも一向心を置き給ひしが、さては那智の沖にて御身を投げてましましける事よ、御ことばにて申せと仰せられおく事はなきか。」とのたまへば、

「御ことばで申せと仰せ候ひしは、かつ御覽じ候ひしやうに、大方の世間もものうく、あぢき

なさまよろづ數添ひて、覺えさせましまし候ふ程に、人々にも知らせ参らせずして、かやうにならせましまし候事は、西國にて、左の中將殿失せさせ給ひ候ひぬ。一の谷にて備中の守殿討たれさせましまし候ひぬ。御身さへかやうにならせましまし候へば、いかに各々のたよりなう思し召され候ふらんと、たゞこれのみこそ御心苦しう仰せられ候ひしか。」

唐皮、小鳥の御事などまでも、細々と語り申したりければ、新三位の中將殿、

「今はこの身とても、ながらふべしとも覺えず。」

とて、袖を顔におし當て、さめざめと泣き給へばまことに理りと覺えてあはれなり。故三位殿にいたく似参らせ給ひたりしかば、これを見る侍どもも、さしつどひて皆袖をぞぬらしける。大臣殿も、二位殿も、この人は池の大納言のやうに頼朝に心を通して、都へこそおはしたるらめなど思ひ居たれば、さはおはせざりしかとて、今更また悶えこがれ給ひけり。

四月一日の日改元あつて元暦と號す。その日除目行はれて、鎌倉の前の右兵衛の佐頼朝正下の四位し給ふ。もとは從下の五位にておはせしが、忽に五階を越え給ふこそめてたけれ。同じき三日、崇徳院を神と崇め奉らるべしとて、昔御合戦ありし大炊の御門が末に社を造りて宮遷しあり。これは院の御沙汰にて、内裡には一向知し召されずとぞ聞えし。五月四日、池の大納

言頼盛の卿關東へ下向。

こゝに彌平兵衛宗清といふ侍あり。專一相傳の者なりしが、相具しても下らす。

「さていかにや。」

とのたまへば、

「君こそかくてわたらせ給ひ候へども、西海の波の上に漂はせ給ふ御一家の公達たちの御事が、餘りに心苦しくて、未だ安堵しても覺え候はず。心少し落し据ゑて、追つさまにこそ参り候はめ。」

とぞ申しける。大納言恥しう、かたはらいたく思ひ給ひて、

「まことに一門の中を引き別れて、落ち止つし事をば、わが身ながらいみじとは思はねども、さすが命も惜しう、身も捨て難ければ、かく落ち止つしなり。遙の旅に赴けば、などか見送らざるべき。うけず思はゞ、落ち止つし時、などさはいはざりしぞ。大小事、一向汝にこそいひあはせしか。」

とのたまへば、宗清居直り、畏つて申しけるは、

「あはれ人の身に命ほど惜しいものやは候。されば世をば捨つれども、命をば捨てずとこそ古

より申し傳へて候ふなれ。御止をあしとは候はず。兵衛の佐も、かひなき命を助けられ参らせて候へばこそ、今日はかゝる幸にもあひ候へ。流罪せられ候ひし時、故尼御前の仰によつて、近江の國篠原の宿までうち送つたりし事、今に忘れずと申し候ふなれば、御供にまかり下(つ)て候はゞ、定めて引出物、饗應などし候はんすらん。それにつけても西海の波の上に漂はせ給ふ御一家の公達たち、並びに同隸どもがかへり聞かんする所も、いひがひなう覺え候。遙の旅に赴かせ給ふ事もさ御る事なれども、敵をも攻めに御下(り)候はゞ、まづ一陣にこそ候ふべけれども、これは参らずとも、更に御事缺け候ふまじ。兵衛佐殿尋ね申され候はゞ、折ふし相勞る事あつてと、仰せられ候ふべし。」

とて、涙をおさへて止りぬ。大納言にがにがしう、かたはらいたく思はれけれども、この上は下らざるべきにもあらずとて、やがて立ち給ひぬ。

同じき二十三日、池の大納言頼盛の卿關東へ下著。兵衛佐殿やがていてあひ對面あつて、まづ、

「宗清は御供にまかり下つて候やらん。」

と尋ね申されたりければ、

「折ふし相勞る事あつて。」

とのたまへば、

「そも何を勞り候ふやらん。意趣を存じ候ふにこそ。先年あの宗清がもとに預け置かれたりし時、事に觸れて芳心せられしこと今に忘れず候へば御供にまかり下つて候はば、とく見參に入らんと、戀しうこそ存じて候(ひ)つるに、恨しうも下り候はぬものかな。」

とて御下文數多なしもうけ様々の引出物をたばんと用意せられたりけれども下らざりければ、上下、本意なき事にぞ思はれける。

六月九日、池の大納言頼盛の卿都へ歸り上り給ふ。兵衛佐殿、

「今暫しかうでもおはしませかし。」

とのたまへども、大納言、都におぼつかなう思ふらんとて、やがて立(ち)給ひぬ。知行し給ふべき庄園私領、數多なし遣し、もとの如く大納言になし返さるべき由、法皇へ申さる。鞍置き馬三十疋、はだか馬三十疋、長持三十枝に、羽金、卷絹、染物風情の物を入れて奉らる。兵衛の佐殿かやうにし給ふ上は、東國の大名、小名、われもわれもと引出物を奉らる。荷懸駄も三百疋までありけり。大納言は、命生き給ふのみならず、かたがた徳づいて、都へ歸り上ら

れけり。

同じき十八日、肥後の守定能が叔父平田の入道定次を大將として、伊賀、伊勢兩國の官兵等、近江の國へうつて出てたり。源氏の末葉等發向してこれを防ぐ。同じき二十日、伊賀、伊勢兩國の官兵等、しばしはたまらず攻め落さる。平家相傳の家人にて、昔のよしみを忘れぬ事こそあはれなれども、思ひ立つこそおほけなけれ。三日平氏とはこれなり。

北方出家

さる程に小松の三位の中將維盛の卿の北の方は、風のたよりのおとづれも絶えて久しくなりければ、月に一度などは、必ずおとづるゝものと思ひて、待たれけれども、春過ぎ夏にもなりぬ。三位中將いまは八島にもおはせぬものをなど、申す者ありと聞き給ひて、使を一人したてて、八島へ奉られたりけれども、使やがて立(ち)も返らず。夏たけ秋にもなりぬ。七月の末にかの使歸り参りたり。北方、

「さていかにやいかに。」

と問ひ給へば、

「過ぎ候ひし三月十五日の曉、忍びつゝ八島の館をひそかに御出あつて、與三兵衛重景、石童丸ばかりを御供にて高野の御山へ參らせ給ひて、御出家させおはし、その後熊野へ參せ給ひて、那智の沖にて御身を投げてましまし候ふところ、御供申したりし舍人武里は申し候ひしか。」

と申(し)ければ、北方、聞きもあへ給はず、引きかづいてぞ臥し給ふ。若君、姫君も聲々にをめき叫び給ひけり。

やゝあつて、乳母の女房、涙をおさへて申しけるは、

「これは今更歎かせ給ふべきにも候はず。本三位の中將殿のやうに、生捕にせられて、京、鎌倉(に)恥を曝し給ひなば、いかばかり心ううこそ候ふべきに、これは高野の御山へ參らせ給ひて、御出家させおはし、その後熊野へ參らせ給ひて、那智の沖とかやに、御身を投げてましまし候ふらんところ、なげきの中の御悦にては候へ。今はいかにもして御様を替へ、佛の御名をも唱へさせ給ひて、なき人の御菩提を弔ひ參らせ給へかし。」

と申(し)ければ、北の方やがて様を替へ濃き墨染にやつれはてて、かの後世菩提を弔ひ給ふぞあはれなる。

藤 戸

さる程に鎌倉の前右兵衛佐頼朝この由を傳へ聞き給ひて、

「あはれ隔なう打向ひてもおはしたらば、さりととも命ばかりをば助け奉つてまし。其上頼朝を流罪に宥められける事は、ひとへにかの内府の芳恩なり。その名残にておはすれば、子息たちをも重くおろかに思ひ奉らず。ましてさやうに出家などせられなん上は、仔細にや及ぶべき。」

とぞのたまひける。

さる程に平家讃岐の八島へ渡り給ひて後も、東國より新(あらた)手の軍兵數萬騎、都に著いて攻め下るとも聞ゆ。又鎮西より臼杵、戸次、松浦黨同心しておし渡るとも聞えけり。かれを聞き、これを聞くにも、只耳を驚し肝魂を消すより外の事ぞなき。今度一の谷にて、一門の公卿殿上人大略討たれ、宗徒の侍半ば過ぎて亡びにしかば、今は、阿波の民部大夫重能が兄弟、四國の者ども語らつて、さりととも申しけるをぞ、高き山、深き海とも頼み給ひける。さる程に七月二十五日にもなりぬ。女房たちはさしつどひて、「去年の今日は都を出てしものを、程なく廻り來にけり」とて、俄にあわたがしう、あさましかりし事ども思ひ出て語りつゞけて、泣きぬ笑

ひぬぞし給ひける。

同じき二十八日、都には新帝の御即位ありけり。神璽、寶劍、内侍所もなくして御即位の例、人王八十二代、これ始とぞ承る。同じき八月六日、除目行はれて、蒲の冠者範頼三河の守になる。九郎冠者義経左衛門尉になる。やがて使の院宣を蒙つて九郎判官とぞ申しける。

さる程に萩の上風もやうやう身にしみ、萩の下露もいよいよ茂く、恨むる蟲の聲々、稻葉うちそよぎ、木の葉かつ散るけしき、もの思はざらむだに、更け行く秋の旅の空は悲しき習ぞかし。いはんや平家の人々の心の中、推し量られてあはれなり。昔は九重の雲の上にて春の花をもてあそび、今は八島の浦にして秋の月に悲ぶ。およそさやけき月を詠じても、都の今夜いかならんと思ひやり、涙を流し心をすましてぞ、あかし暮させ給ひける。左馬の守行盛、

君すめばこゝも雲居の月なれど なほ戀しきは都なりけり

さる程に同じき九月十二日、大將軍三河の守範頼平家追討の爲にとて、西國へ發向す。相伴ふ人々、足利の藏人義兼、北條の小四郎義時、齋院次官親義、侍大將には土肥の次郎實平、子息彌太郎遠平、三浦の介義澄、子息の平六義村、畠山の庄司次郎重忠、同じき長野の三郎重清、佐原の十郎義連、稻毛の三郎重成、佐々木三郎盛綱、土屋の三郎宗遠、天野藤内遠景、比企の

藤内朝宗、同じき藤四郎能員、八田の四郎武者朝家、安西の三郎秋益、大胡の三郎實秀、中條の藤次家長、一品坊章玄、土佐坊昌俊、これらを先として都合その勢三萬餘騎で、都を立て播磨の室にぞ著きにける。

平家の方の大將軍には小松の新三位の中將資盛、同じき少將有盛、丹波の侍從忠房、侍大將には越中の次郎兵衛盛嗣、上總の五郎兵衛忠光、悪七兵衛景清を先として、五百餘艘の兵船に乗りつれて漕ぎたり。備前の兒島に著くと聞えしかば、源氏やがて室を立つて、これも備前の國西川尻、藤戸に陣をぞ取つたりける。

さる程に源平兩方陣を合す。陣の間、海の表、僅に三十餘町ばかりをぞ隔てたる。船なくしてはたやすく渡すべきやうなかりしかば源氏の大勢向ひの山に宿して徒に日數をぞ送りける。同じき二十二日の辰の一點ばかり、平家の方のはやりの兵ども、小船に乗つて漕ぎ出させ、扇を揚げて、

「源氏こゝをよせよや。」

とぞ招きける。源氏、

「やすからぬ事なり、いかがせん。」

といふ所に、こゝに近江國の住人佐々木三郎盛綱、二十五日の夜に入て、浦の男を一人語らひ、直垂、小袖、大口、白鞆巻などを取らせ、謙し仰せて、

「この海に馬にて渡しぬべき所やある。」

と問ひければ、男申しけるは、

「浦の者いくらも候へども、案内知つたるは稀に候。知らぬ者こそ多う候へ。この男は案内よく知つて候。たとへば川の瀬のやうなる所の候ふが、月頭には東に候。月の末には西に候。瀬の間、海の面わづか十町ばかりも候ふらん。これは御馬などにては、たやすう渡させ給ひ候ひなんす。」

と申しければ、佐々木、

「いざさらば渡つて見ん。」

とて、かの男と二人、裸になり、件の瀬のやうなる所を渡つて見るに、げにもいたう深うはなかりけり。膝、腰肩に立つ所もあり、鬚の濡るゝ所もあり。深き所を泳いで、浅き所に泳ぎ著く。男申しけるは、

「これより南は、北よりは遙に浅う候。その上敵矢先を揃へて待ち參らせ候ふ所に、裸にてい

かにもかなはせ給ひ候ふまじ。たゞこれよりとう／＼歸らせ給へ。」

とてかへりけるが佐々木思ひけるは、下郎はどこともなき者にて、また人にも語らはれて、案内もぞ教へんすらん。わればかりこそ知らめとて、かの男を刺し殺し、首かき切つてぞ捨てける。

明くる二十六日の辰の一點に、また平家の方のはやりをの兵ども、小船に乗つて漕ぎ出させ、扇を揚げて、「源氏こゝをよせよや」とぞ招きける。源氏、

「やすからぬ事なりいかゞせん。」

と口々に申す所に近江の國の住人佐々木の三郎盛綱、かねて案内は知つたり、滋目結の直垂に緋緘の鎧著て、連錢葦毛なる馬に金覆輪の鞍を置いて乗つたりけるが、家の子郎等共に七騎、打ち入(れ)て渡す。大將軍三河の守範頼これを見給ひて、

「あれ制せよ、止めよ。」

とのたまへば、土肥の次郎實平鞭鐙を合せて追つつき、

「いかに佐々木殿は物の附いて狂ひ給ふか。大將軍よりの御許されもなきに止り給へ。」

といひけれども、佐々木耳にも聞き入れず打入て渡しければ、土肥の次郎も制しかねて、共

に續いて打入たり。馬の草わき、むながいづくし、太腹よとばらに立つ所もあり、鞍壺越す所もあり、深き所をば泳がせて、浅き所にうち上る。大將軍參河守範賴これを見給ひて、
「佐々木にたばからぬるは、浅かりけるぞ、渡せや渡せ。」
と下知し給へば、三萬餘騎の兵ども、皆打ち入れて渡す。

平家の方にはこれを見て、唯「射とれや射とれ」とてさしつめ引きつめ、さんざんに射けれども、源氏の方の兵どもこれを事ともせず、兜の鍔しころを傾かたぶけ平家の船に乗りうつり乗りうつりをめき叫んで攻め戦ふ。一日戦ひ暮し夜に入りければ、平家の船は沖に浮び、源氏は兒島の地に打ち上つて、人馬の息いきをぞ休めける。明あけ(け)ければ平家は讃岐の八島へ漕しりぞぎ退く。源氏心は猛う進めども、船なかりければ、力及ばず。昔より馬にて河を渡す兵多しといへども、馬にて海を渡す事、天竺、震旦しんたんは知らず、わが朝には希代のためしなりとて、備前兒島を佐々木にたぶ。鎌倉殿の御教書にも載せられたる。

大 嘗 會

九月二十六日、都には除目行はれて、九郎判官義經五位になされて、九郎大夫の判官とぞ申

(し)ける。さる程に十月にもなりぬ。八島には浦吹く風も愈しげく、磯打つ波も高かりければ、兵も攻め來らず。商客の行き通ふも稀にして、都のつても聞かまほしく、霰あられうち散り、いと消え入る心ちぞせられける。同じき三日の日、新帝の御禊ぎそぎの行幸ありけり。内辨をば徳大寺殿勤めらる。一昨年先帝の御禊の行幸のありしには、平家内大臣宗盛公勤めらる。節下の幄屋あくやについて、前に龍の旗立ててあ給ひたりしけしき、冠かぶりきは、袖のかかり、表の袴の裾までも、殊にすぐれて見え給へり。その外三位の中將知盛、頭の中將重衡以下、近衛司、御綱に候はれしには、また立ち並ぶ人もなかりしぞかし。

今日は九郎大夫の判官義經、先陣に供奉す。これは木曾などにも似ずして、以ての外に京慣れたりしかども、平家の中の選り屑えりくずよりもなほ劣れり。同じき十八日、大嘗會の沙汰ありあり。去んぬる治承養和の頃より、諸國七道の人民百姓等、或は平家の爲に惱なやまれ、或は源氏の爲に亡さる。家、竈かまどを捨て、山林に交り、春は東作の思を忘れ、秋は西收の營いとなみにも及ばず。いかんとしてかやうの大禮などをば行はるべきなれども、さてしもあるべき事ならねば、形かたの如くぞ遂げられける。

大將軍參河の守範賴なほも續いても攻め給はゞ、平家はたやすう亡ぶべかりしを、室、高砂

に休らひ、遊君、遊女ども召し集めて、遊び戯れてのみ、月日を送り給ひけり。東國の大名、小名多しといへども、皆大將軍の下知に従ふ事なれば、力及び給はず、たゞ國の費、民のわづらひのみあつて、今年も既に暮れにけり。

平家物語 卷第十一

逆櫓

元暦二年正月十日の日、九郎大夫の判官義經院參して、大藏卿泰經の朝臣を以て奏聞せられけるは、平家は神明にも放たれ奉り、君にも捨てられ參らせて、帝都を出でて波の上に漂ふ落人となれり。然るをこの三個年が間攻め落さずして、多くの國々を塞げられぬる事こそやすからね。今度義經においては、鬼界、高麗、天竺、震旦までも、平家を攻め落さざらん限りは、王城へ歸入るべからざる由、奏聞せられたりければ、法皇大きに御感あつて、相構へて夜を日についで、勝負を決すべしとぞ仰せ下さる。判官畏り承つて宿處に歸り、東國の大名小名に向つてのたまひけるは、

「義經こそ、鎌倉殿の御代官として、平家追討の爲に西國へまかり向ふ。されば陸は駒の足の通はんを限り、海は櫓の立たん所まで攻め行くべし。それに少しも仔細を存ぜん殿原は、こ

れよりとうとう鎌倉へ下らるべし。」
とぞのたまひける。

さる程に八島には、隙行く駒の足早くして、正月もたち、二月にもなりぬ。春の草暮れ、秋の風に驚き、秋の風やんで、また春の草になれり。送り迎へて既に三年になりけり。平家、讃岐の八島へ渡り給ひて後も、東國より新軍の軍兵數萬騎、都に著いて攻め下るとも聞ゆ。また鎮西より臼杵、戸次、松浦黨同心して、おし渡るとも聞えけり。かれを聞きこれを聞くにも、たゞ耳を驚し、肝魂を消すより外の事ぞなき。女院、北の政所、二位殿以下の女房達はさしつどひて、あはれ、わが方さまに、いかなる憂き事をか聞かんずらん、いかなる憂き目をか見んずらんと、嘆きあひ悲みあはれけり。中にも新中納言知盛の卿のたまひけるは、

「東國、北國の兇徒等も、随分重恩を蒙つたりしかども、恩を忘れ契を變じて、頼朝、義仲等に隨ひき。まして西國とても、さこそはあらんずらめと思はれければ、たゞ都の内にていかにもならんと、さしも申しつるものを、わが身一つの事ならねば、心弱うあくがれ出(て)て、今日ばかり憂き目を見る口惜しさよ。」

とぞのたまひける。まことに理と覺えてあはれなり。

二月二日の日、九郎大夫の判官義經都を立て、攝津の國渡邊、福島にて船揃して、八島へ既に寄せんとす。兄の三河の守範頼も同日に都を立て、これも攝津國神崎にて兵船を揃へて、山陽道へ赴かむとす。同じき十日の日、伊勢、石清水へ官幣使を立てらる。主上、並に三種の神器、事故なう都へ返し入(れ)奉るべき由、神祇官の官人、もろもろの社司、本宮、本社にて祈請申すべき旨仰せ下さる。さる程に、渡邊、福島兩所にて揃へたりける船どもの、纜既に解かんとす。折ふし北風木を折つて、烈しう吹きたりければ、船ども皆うち損ぜられて出ずに及ばず。修理の爲にとてその日は止り給ひぬ。

同じき十六日渡邊には東國の大名小名寄り合ひ給ひて、

「そもそもわれら、船軍の様は未だ調練せず。いかゞせん。」
と評定す。梶原進み出(て)て、

「今日の軍には船に逆櫓を立て候はゞや。」
と申(し)ければ、判官、

「逆櫓とは何ぞ。」

梶原、

「馬は駈けんと思へば駈け、引かんと思へば引き、弓手へも馬手へもたやすう候ふ。船はさやうの時、きつとおし廻すが大事のものにて候へば、艫舳に櫓を立てちがへ、脇楫を入れて、どなたへも廻しやすいやうにし候はゞや。」

と申しければ、判官、

「まづ門出のあしきよ。軍には一引きも引かじと思ふだに、あはひあしければ引くは常のならひなり。ましてさやうに逃げ設せんに、なじかはよかるべき。殿原の船には、逆櫓をもちかへさま櫓をも、百挺干挺も立て給へ。義経はたゞもとの櫓で候はん。」

とのたまひける。梶原重ねて、

「よき大將軍と申すは、駈くべき所をも駈け、引くべき所をも引き、身を全うして敵を亡すを以て、よき大將とはしたる候。さやうに片趣なるをば猪武者と申して、よきにはせず。」

と申しければ、判官、

「猪、鹿は知らず、敵はたゞ平攻めに攻めて、勝つたるぞ心ちはよき。」

とのたまへば、東國の大名、小名、梶原に畏れて、高くは笑はねども、目ひき鼻ひき、さゝ

めきあへり。

その日、判官と梶原と既に同十軍せむとす。されども軍はなかりけり。判官、

「船どもの修理して新しうなりたるに、各々一種一瓶して祝ひ給へ、殿ばら。」

とて、營む體にもてなして船に兵糧米積み、物具入(れ)、馬ども立てさせ、

「船とうとう仕れ。」

とのたまへば、水主、楫取ども、

「これは順風にては候へども、普通には少し過ぎて候。沖はさぞ吹(く)らん。」

と申しければ、判官大(き)に怒つて、

「沖に出て浮うだる船の、風こはければとて止まるべきか。野山の末にて死に、海河に溺れて死ぬる、皆これ前世の宿業なり。向風に渡らんといはゞこそ義経が僻事ならめ、順風なるが少しこはければとて、これ程の御大事に船仕らじとは、いかで申すぞ。船とうとう仕れ。仕らば、しやつばら一々に射殺せ、者ども。」

とのたまへば、

「承り候。」

とて、伊勢の三郎義盛、奥州の佐藤三郎兵衛嗣信、同じき四郎兵衛忠信、江田の源三、熊井太郎、武藏坊辨慶などいふ一人當千の兵ども、片手矢はげて、

「御説であるぞ、船とうとう仕れ。仕らずば、しやつばら一々に射殺さん。」

とて、馳せ廻る間、水主、楫取ども、

「こゝにて射殺されんも同じ事、風こはくば、沖にて馳せ死にも死ねや。」

とて二百餘艘が中よりたゞ五艘出(て)てぞ走りける。

五艘の船と申すは、まづ判官の船、田代の冠者の船、後藤兵衛父子、金子兄弟、淀の江内忠俊とて、船奉行の乗つたる船なりけり。残の船は梶原に恐るゝか、風におそるるかして出(て)ざりけり。判官、

「人の出でねばとて、止るべきか。たゞの時は敵も恐れて用心してんず。かやうの大風大波に思ひも寄らぬ所へ寄せてこそ、思ふ敵をば討たむすれ。」

とぞのたまひける。

「のこりの船には篝な燭いそ。義経が船を本船として、艦舳の篝をまほれや、火數多う見えば、敵も用心してんず。」

とて、走る程にそのあひ三日に渡る所をたゞ三時ばかりにぞ走りける。二月十六日の丑の刻に渡邊、福島を出(て)て、明くる卯の刻には阿波の地へこそ吹きつけたれ。

勝 浦

明けければ渚には赤旗少々ひらめいたり。判官、

「ずはや、われらが設どもをばし置きたるぞ。船ひらつけにつけて馬下さんとせば、敵の的になつて射られなんす。渚近うならぬさきに、船ども乗り傾け乗り傾け、馬ども追ひ下し追ひ下し、船に引きつけ引きつけ游がすべし。馬の足立ち、鞍爪干たる程にもなりしかば、ひたひたと打ち乗つて、駆けよ者ども。」

とぞ下知し給ひける。五艘の船には兵糧積み、物具入れたりければ、馬たゞ五十餘匹ぞ立ちたりける。案の如く渚近うなりしかば、船ども乗り傾け乗り傾け、馬ども追ひ下し追ひ下し、船に引きつけ引きつけ游がす。馬の足立ち、鞍爪干たる程にもなりしかば、ひたひたと打ち乗つて、判官五十餘騎、をめて先をかけ給へば、渚に控へたりける百騎ばかりの兵ども、しばしもたまらず、さつと引いて二町ばかりぞ退きにける。その後判官渚に上り、馬の息休めてお

はしけるが、伊勢の三郎義盛を召して、

「あの勢中にさりぬべき者やある。一人具して参れ。尋ぬべき事あり。」

とのたまへば、義盛畏り承つて、大勢の中へ、たゞ一騎かけ入て、何とかいひたりけん、年の齡四十ばかりなる男の、黒革緘の鎧著たるを、兜を脱がせ、弓の弦をはづさせ、降人になし一人具してぞ参りたる。判官、

「あれはいかに。」

とのたまへば、

「當國の住人に坂西の近藤六親家。」

と名乗る。判官、

「それは何家なたいへにてもあらばあれ、これより八島への案内者に具せんするぞ。しやつに目はなすな、物具なせさせそ。逃げて行かば射殺せ、者ども。」

とぞ下知し給ひける。その後判官、近藤六を召して、

「ここをばいづくといふぞ。」

と問ひ給へば、

「勝浦候。」

と申す。判官笑つて、

「色代しきだいな。」

とのたまへば、

「一定勝浦にて候。下藤の申しやすきまゝに、かつらと申候へども、文字には勝浦と書いて候。と申しければ、判官、

「あれ聞き給へ東國の殿ばら、軍しに向ふ義経が勝浦に著くめでたさよ。」

とぞのたまひける。判官また親家を召して、

「もしこの邊に平家の後矢射うしろやつべき仁じんは誰かある。」

とのたまへば、

「阿波の民部重能が弟櫻場の介能遠よしのはとて候。」と申す。判官、

「いざさらば蹴散けちらして通らん。」

とて、近藤六が勢百騎ばかりが中より、馬や人をすぐつて三十騎、わが勢にこそ付けられけれ。能遠が城におし寄せて見れば、三方は沼、一方は堀なり。堀の方よりおし寄せて、関を

どつとぞ作りける。城の内には是を見て、

「たゞ射取れや射取れ。」

とて、さしつめ引きつめ、さんざんに射けれども源氏の方の兵どもこれを事ともせず、兜の鍔を傾け堀を越え、をめき叫んで攻め入りければ、能遠かなはじとや思ひけん、わが身は究竟の馬を持ちたりければ、それに打ち乗つて、希有にして落ちにけり。残り止つて防矢射ける兵ども家の子郎等二十餘人が首切りかけさせ、軍神に祭り、鬨をどつと作り、門出よしとぞ悦ばれける。

大 阪 越

判官また親家を召して、

「これより八島へは幾日路ぞ。」

とのたまへば、

「二日路候。」

と申す。

「八島には平家の勢いか程あるらん。」

「干騎にはよも過ぎ候はじ。」

判官、

「など少いぞ。」

「かやうに四國の浦々島々に、五十騎百騎づつさし置かれて候。その上八島には阿波の民部重能が嫡子田内左衛門教能は、伊豫の河野の四郎が召せども參らぬ(を)攻めんとて、その勢三千餘騎で伊豫へ越えて候。」

と申しければ、

「さてはよき隙、ごさんなれ、敵の聞かぬ先にさらばとう寄せよや。」

とて、駆け足にないつ、歩ませつ、馳せつ、ひかへつ、阿波と讃岐の境なる大阪越といふ山を、夜もすがらこそ越えられけれ。

その夜の夜半ばかり、立文持ちたる男一人判官に行きつれたり。この男夜の事なれば、敵とは夢にも知らず、平家の兵どもの八島へ參るにこそとや思ひけん、うちとけてこまごまと物語をぞしける。判官、

「これも八島へ参るが、案内を知らぬぞ、尋所せ。」
とのたまへば、

「この男は度々参つて、八島へは案内よく知つて候。」

と申す。判官、

「さてその文は、いづくよりいづ方へ参らせらるゝぞ。」

とのたまへば、

「これは京より女房の、八島へ参らせられ候。」

「何事にや。」

と問ひ給へば、

「よも別の仔細にては候はじ。源氏淀、川尻に出(て)浮(つ)て候へば、それをこそ告げ申され候
ふらめ。」

判官、

「さぞあるらん。あの文奪へ。」

とて、持ちたる文を奪ひ取り、

「しやつ搦めよ、罪作りに頸な切つそ。」

とて、山中の木にしたゝかに縛りつけさせてこそ通られけれ。その後かの文をひらいて見給へば、まことに女房の文とおぼしくて、

「九郎はずゝどき男にて、かゝる大風大波をも嫌はず、寄り候ふらんと覺え候。相構へて御勢
ども散らさせ給はで、用心よくせさせ給へ。」

とぞ書かれたる。判官、

「これは義経に天の與へ給ふ文なり。鎌倉殿に見せ申さん。」

とて、深う納めてぞ置かれける。

明くる十八日、引田といふ在所におりて、人馬の息休めて、それより白鳥、丹生の屋うち過
ぎうち過ぎ、八島の城へぞ寄せられける。判官また親家を召して、

「これより八島の館(へ)はいかやうなるぞ。」

と問ひ給へば、

「しろしめされねばこそ。むげに浅間に候。潮の干て候ふ時は、陸と島との間は馬の大腹もつ
かり候ひなんす。」

と申しければ、

「さらばとう寄せよや。」

と、むれ高松の在家に火をかけて、八島の城へぞ寄せられける。

八島には、阿波の民部重能が嫡子田内左衛門教能は、伊豫の河野四郎が召せども参らぬを攻めんとて、三千餘騎で伊豫へ越えたりしが、河野をば打ち漏しぬ。家の子郎等百五十人が首切つて、八島の内裡へ参らせたり。内裡にては賊首の實檢然るべからずとて、大臣殿の宿所にて、首どもの實檢しておはしける所に、むれ高松の在家より火出(て)來たりとて、者ども多くひしめきけり。

「晝て候へば、手過にてはよも候はじ。敵の寄せて、火を懸けたると覺え候。とうとう召され候へ。」

とて、總門の前の汀にいくらも著け並べたる船どもに、われもわれもと、あわて乗り給ふ。御所の御船には女院、北の政所、二位殿己下の女房たちも召されけり。大臣殿父子は一つ船にぞ乗り給ふ。その外の人々は思ひ思ひに取り乗つて、或は一町ばかり、七八段、或は五六段など、漕ぎ出したる所に、源氏の兵どもひたかぶと七八十騎、總門の前の渚へつとぞ打ち出

(て)たる。潮干潟の、折ふし潮干るさかりなりければ、馬の烏首、むながいづくし太腹に立つ所もあり、それより浅き所もあり。蹴あぐる潮の霞と共にしぐらうたる中より、白旗をさつとさし上げたれば、平家は運盡きて、大勢とこそ見てげれ。判官、敵に小勢と見えじとて、五六騎、七八騎、十騎ばかり、うち群れうち群れ出て來たり。

嗣 信 最 後

判官その日の装束には、赤地の錦の直垂に紫裾濃の鎧著て、鍬形打つたる兜の緒をしめ、金作りの太刀を佩き、二十四さいたる切斑の矢負ひ、滋藤の弓持ちて、黒き馬の太う逞しきに金覆輪の鞍をおいて乗り給ひたりけるが沖の方を睨まへ、鐙踏ん張り大音聲を揚げて、

「一院の御使檢非違使五位の尉源の義經ぞや。」

と高らかにこそ名乗られけれ。續いて名乗るは伊豆の國の住人田代の冠者の信綱、武藏の國の住人金子の十郎家忠、同じき與一親範、伊勢の三郎義盛とこそ名乗りたれ。次に名乗るは後藤兵衛實基、子息新兵衛基清、奥州の佐藤三郎兵衛嗣信、同じき四郎兵衛忠信、江田の源三、熊井の太郎、武藏坊辨慶などいふ一人當千の兵ども、聲々に名乗つて馳せ來る。平家の方には

これを見て、たゞ、
「射取れや射取れ。」

とて、或は遠矢に射る船もあり、或はさし矢に射る船もあり。源氏の方の兵どもこれを事とせず、弓手になしては射て通り、馬手になしては射て通る。上げ置いたる船どもの陰を馬休め所として、をめき叫んで攻め戦ふ。

中にも後藤兵衛實基は古兵にてありければ、磯の軍をばせず、まづ内裡へ亂れ入つて、手ん手に火を放つて、片時の煙と焼き拂ふ。大臣殿、侍を召して、

「源氏が勢はいか程あるぞ。」

と問ひ給へば、

「七八十騎にはよも過ぎ候はじ。」

「あな心うや、その勢ならば髮筋を一筋づつ分けて取るとも、足るまじかりつるものを、中に取り籠め討たずして、あわてて船に乗つて、内裏を焼かせぬる事こそ口惜けれ。能登殿はおはせぬか、陸に上つて一軍し給へかし。」

とのたまへば、

「承り候。」

とて、越中の次郎兵衛盛嗣、上總の五郎兵衛忠光、悪七兵衛景清を先として五百餘艘の兵船に乗り連れて漕ぎ來り、焼き拂ひたる總門の前の汀におし寄せて陣を取る。判官も七八十餘騎、矢頃に寄せて控へたり。

平家の方より越中の次郎兵衛盛嗣、船の屋形に進み出て、大聲をあげて、

「以前に名乗り給ふとは聞きつれども、海上遙に隔つて、その假名實名分明ならず。今日の源氏の大將軍をば誰人といふぞ。名乗り給へ。」

といひければ、伊勢の三郎歩ませ寄せて、

「あな事もおろかや、清和天皇に十代の後胤、鎌倉殿の御弟九郎大夫の判官殿ぞかし。」

盛嗣聞いて、

「さる事あり。一年平治の合戦に父討たせ、孤にておはせしが、鞍馬の稚兒し、後は金商人の所従となつて、糧料背負うて、奥州の方へ落ちまどひしその小冠者が事か。」

とぞいひける。義盛聞いて、

「舌のやはらかなるまゝに、君の御事な申しそ。さいふわ人どもこそ、北國礪竝山の軍にうち

負け、辛き命ばかり生きつゝ、北陸道にさまよひ、乞食して上つたるその人か。」
とぞいひける。盛嗣聞いて、

「なんてふ君の御恩に飽き満ちて、何の不足あつてか乞食をばすべき。さいふわ人どもこそ、伊勢の國鈴鹿山にて山だちして、わが身も過ぎ所従をも過ぎしけると聞きしか。」

といひければ、金子の十郎これを聞いて、

「せんない殿ばらが雑言かな。われも人も虚言いひつけて、雑言せんに、誰かは劣るべき。さても去年の春、攝津國一の谷にて、武藏、相模の若殿ばらの手なみの程をば見てんものを。」

といひければ、弟の與一、側にありけるが、いはせもはせず、十二束三伏、よつびいて、ひやうと放つ。進んで立たる次郎兵衛が鎧の胸板に、裏かくほどぞ立ちたりける。さてこそ互のことばた、かひはやみにけれ。能登殿、船軍は様あるものぞとて、鎧直垂をば著給はず、唐卷染の小袖に唐綾緘の鎧著て、五枚兜の緒をしめいかもの作りの太刀を佩き、二十四さいたるたかうすべうの矢負ひ、滋藤の弓を持ち給へり。王城一の強弓精兵なりければ、能登殿の矢先に廻るものの射落されずといふ事なし。

中にも大將軍源九郎義経を、たゞ一矢にとねらはれけれども、源氏の方にも先に心得て、伊

勢の三郎義盛、奥州の佐藤三郎兵衛嗣信、同じき四郎兵衛忠信、江田の源三、熊井の太郎、武藏坊辨慶などいふ一人當千の兵ども、馬の頭を一面に立て並べて、大將軍の矢面に馳せ塞りければ、力及び給はず。能登殿、「そこ退き候へ、矢面の雜人ばら」とて、さしつめ引きつめ、さんざんに射給へば、矢庭に鎧武者十騎ばかり射落さる。中にもまつ先に進んで戦ひける奥州の佐藤三郎兵衛嗣信は、弓手の肩より馬手の脇へ、つと射抜かれて、しばしもたまらず、馬より倒にどうと落つ。能登殿の童に菊王丸といふ大力の剛の者、萌黄匂の腹巻を着て同じ毛の三枚兜の緒しめ、打物の鞆をはづいて、嗣信が首を取らんと飛んてかゝる。忠信これを見て、兄が首を取らせじと十三束三伏よつびいて、ひやうと放つ。菊王丸の鎧の草摺のはづれを、あなたへつと射貫かれて、犬居に倒れぬ。能登殿これを見給ひて、敵に首を取らせじと急ぎ船より飛んて下り左の手には弓を持ちながら、右の手にて菊王丸をつかんで、船へからりと投げ入(れ)らる。痛手なればや死(に)にけり。この童と申すは越前三位通盛の卿の童なり。然るを三位討たれ給ひて後は大臣能登殿にぞ使はれける。生年十八歳とぞ聞えし。能登殿この童を討たせて、あまりにあはれに思はれければ、その後は軍をもし給はず。

判官も嗣信を陣の後へかき入れさせ、いそぎ馬より飛んて下り、手を取つて、

「いかゞ覺ゆる三郎兵衛。」

息の下にて

「今はかうと覺え候。」

「思ひ置く事はなきか。」

とのたまへば、

「別に何事をか思ひ置き候ふべき。さは候へども、君の御世にわたらせ給はんを見參らせずして、死に候ふこそ心に懸り候へ。さ候はては、弓矢取身の敵の矢に當つて死ぬる事は、かねてより期する所こそ候へ。なかんづく、奥州の佐藤三郎兵衛嗣信といひけん者、源平の合戦の時讃岐の國八島の磯にて、主の御命に代つて討たれたりなど、末代までの物語に申されんこと、今生の面目、冥途の思出にてこそ候へ。」

とて、たゞ弱りにぞ弱りける。判官もあはれに覺えて、鎧の袖をぞ濡らされける。や、あつて、もしこの邊に尊き僧やある」とて尋ね出し、

「手負のたゞ今死に候。一日經書いて弔ひ給へ。」

とて黒き馬の太う遅しきに、よき鞍置いて、かの僧にぞ賜びにける。この馬と申すは、判官

五位の尉になられし時、これをも五位になして、大夫黒と呼ばれし馬なり。一の谷の後軈越をも、この馬にてぞ落されける。弟の忠信を始として、これを見る侍ども、この君のおんために命を失はん事は、全く露塵ほども惜しからじとぞ申しける。

扇 的

さる程に阿波、讃岐に、平家を背いて源氏を待ちける兵ども、あそこの嶺、こゝの洞より十四五騎、二十騎、うちつれうちつれ馳せ來る程に、判官程なく三百餘騎にぞなり給ひぬ(る)。今日は日暮れぬ、勝負を決すべからずとて源平互に引き退く所に、こゝに沖の方より尋常に飾つたる小船を一艘、汀へ向けてぞ漕がせける。渚より七八段にもなりしかば、船を横ざまになす。あれはいかにと見る所に、船の中より年の齡十八九ばかりなる女房の、柳の五衣に紅の袴著たりけるが、皆紅の扇の日出いたるを、船のせがひに挟み立て、陸へ向けてぞ招きける。判官、後藤兵衛實基を召して、

「あれはいかに。」

とのたまへば、

「射よとにこそ候ふめれ。但し大將軍矢面に進んで、傾城を御覽せられむ所を、手垂にねらうて射落せとの謀とこそ存じ候へ。さりながらも扇をば射させらるべうもや候ふらん。」

と申しければ、判官、

「御方に射つべき仁は誰かある。」

とのたまへば、

「上手ども多う候ふ中に、下野國の住人那須の太郎資高が子に與一宗高とて小兵ては候へども手はきいて候。」

と申す。判官、

「證據はいかに。」

とのたまへば、

「さん候、かけ鳥などを争うて、三つに二つは必ず射落し候。」

と申しければ、判官、

「さらば與一召せ。」

とて召されけり。

與一その頃は未だ二十ばかりの男なり。褐に赤地の錦を以て大領、端袖いろへたる直垂に萌黄匂の鎧著て、足白の太刀を佩き、二十四さいたる切斑の矢負ひ、薄切斑に鷹の羽割り合せてはいだりける、のための鎧をぞさし添へたる。滋藤の弓脇に挟み、兜をば脱いて高紐に懸け、判官の御前に畏る。判官、

「いかに宗高、あの扇のまん中射て、敵に見物せさせよかし。」

とのたまへば、與一、

「仕りつとも存じ候はず。あの扇射損する程ならば、長き御方の御弓箭の瑾にて候ふべし。一定仕らうする仁に仰せつけらるべうもや候らん。」

と申しければ、判官大(き)に怒つて、

「今度鎌倉を立つて、西國へ赴かんする者どもは、皆義経が命を背くべからず。それに少しも仔細を存ぜん殿原は、これよりとうとう鎌倉へ下らるべし。」

とぞのたまひける。

與一重ねて辭せば、あしかりなんとや、

「さ候はゞ、はづれんをば知り候まじ、御説て候へば、仕つてこそ見候はめ。」

とて、御前をまかり立(ち)、黒き馬の太う遅しきに、まるほや摺つたる金覆輪の鞍置いてぞ乗つたりける。弓取り直し、手綱かいくつて、汀へ向けてぞ歩ませける。御方の兵ども與一が後を遙に見送つて、

「この若者、一定仕つべう存(ず)。」

と申しければ、判官もたのもしげに見給ひける。矢頃少し遠かりければ、海の面一段ばかり打ち入(つ)たりけれども、未だ扇の間七段ばかりもあるらんとぞ見えし。頃は二月十八日酉の刻ばかりの事なれば、折ふし北風烈しくて磯打つ浪も高かりけり。船はゆり上げ、ゆり据ゑて漂へば、扇も串に定らでひらめいたり。沖には平家船を一面に並べて見物す。陸には源氏、轡を並べてこれを見る。いづれもいづれもはれならずといふ事なし。

與一目を塞いで、

「南無八幡大菩薩、別してはわが國の神明、日光の權現、宇都宮那須の湯泉大明神、願くはあの扇のまん中射させてたばせ給へ。射損する程ならば、弓切り折り、自害して、人に再び面を向くべからず。今一度本國へ歸さんと思し召さば、この矢はづさせ給ふな。」

と心の中に祈念して、目を見開いたれば、風少し吹き弱つて、扇も射よげにこそなりにけれ。與一鎧を取つてつがひ、よつびいて、ひやうと放つ。小兵といふ條、十二束三ぶせ、弓は強し、鎧は浦響く程に長鳴して、過たす扇の要きは一寸ばかり置いて、ひいふつとぞ射切つたる。鎧は海に入(り)ければ、扇は空へぞ上りける。春風に一もみもまれて、海へさつとぞ散つたりける。皆紅の扇の日出いたるが、夕日に輝いて、白波の上に浮きぬ沈みぬゆられけるを、沖には平家、舷を叩いて感じたり、陸には源氏、箆を叩いてどよめきけり。

弓流

感に堪へずと思しくて、船の内より年の齡五十ばかりなる男の黒絲絨の鎧著たるが、白柄の長刀杖につき、扇立(て)たる所に立つて舞ひしめたり。伊勢の三郎義盛、與一が後へ歩ませ寄せて、

「御錠であるぞ、これをもまた仕れ。」

といひければ、與一今度は中差取つてつがひ、舞ひすましたる男のまつたゞ中を、ひやうつばと射て、船底へまつさかさまに射倒す。あゝ射たりといふ者もあり、いやいや情なしといふ者も多かりけり。平家の方には音もせず。源氏の方にはまた箆を叩いてどよめきけり。

平家これを本意なしと思ひけん、船の内より楯ついて一人、弓持つて一人、長刀持つて一人、武者三人渚に上り、

「源氏こゝを寄せよや。」

とぞ招きける。判官、

「やすからぬ事なり。馬強ならん若黨ども、馳せ寄つて蹴散らせ。」

とのたまへば、

「承り候。」

とて武藏の國の住人美尾の屋の十郎、同じき五郎、同じき藤七、上野の國の住人丹生の四郎、信濃の國の住人木曾の中次、五騎つれて、をめて駈く。まづ楯の陰より、塗籠に黒ほろはいだる大の矢を持ちて、美尾の屋の十郎が馬の左のむながいづくしに、筈の隠るゝ程にぞ射こうだる。屏風を返すやうに、馬はどうと倒るれば、主は弓手の足を越え、馬手の方に下(り)立つて、やがて太刀をぞ抜いたりける。

また楯の陰より、白柄の大長刀打ち振つてかゝりければ、美尾の屋の十郎小太刀、大長刀にかなはじと思ひけん、かいふつて逃げければ、やがて續いて追つかけたり。長刀にて難が

ずるかと思ふ所に、さはなくして、長刀をば弓手の脇にかい挟み、馬手の手をさしのべて、美尾の屋の十郎が兜の鍔を掴まうとす。掴まれじと逃ぐる。三度つかみはづいて、四度のたびもんと掴む。しばしぞたまつて見えし、鉢附の板より、ふつと引き切つてぞ逃げたりける。残り四騎は馬を惜うて駈けず、見物してぞ居たりける。美尾の屋の十郎は御方の馬の陰に逃げ入つて、息ついだり。敵も進んでも來ず。白柄の長刀に兜の鍔を高くさし上げ大音聲をあげて、

「これこそ京童の呼ぶなる上總の悪七兵衛景清よ。」

と名乗り棄ててぞ退きにける。

平家これに少し心ちを直いて、

「悪七兵衛討たすな者ども、景清討たすな續けや。」

とて、二百餘人渚に上り、楯を雌鳥羽につき並べて、「源氏こゝを寄せよや」とぞ招きける。判官いざさらば蹴ちらさんとて、伊勢三郎を前になし、後藤兵衛父子、金子兄弟を弓手馬手に立て、田代の冠者を後になし、その勢八十餘騎、をめて駈け給へば、平家の方には馬に乗つたる勢は少し、大略徒武者なりければ馬に當てられじと思ひけん、引き退き、皆船にぞ乗りにける。楯は算を散したるやうに、さんざんに駈けなされぬ。源氏勝に乗つて、馬の太腹つか

る程にうち入りうち入り戦ひけるが、船の中より、判官の兜の鍔へ熊手、薙鎌をからりからりと打ち立(て)打ち立(て)、二三度しけるを、御方の兵ども太刀、長刀の先にて、打ち拂ひ打ち拂ひ戦ひけるが、判官いかゞはし給ひたりけん、弓をかけ落されぬ。う(け)つ伏し、鞭を以てかき寄せ取らん取らんとし給へば、源氏の兵ども、

「たゞ捨てさせ給へ、捨てさせ給へ。」

と申しけれども、遂に取つて笑うてぞ歸られける。おとなどもは皆爪はじきをして、

「たとひ千疋萬疋に代へさせ給ふべき御たらしなりとも、いかてか御命には代へさせ給ふべきか。」

と口々に申しければ、判官、

「弓の惜しさにも取らばこそ。義経(が)弓といはゞ、二人しても張り、もしくは三人しても張り、叔父爲朝などが弓のやうならば、わざとも落して取らすべし。庭弱たる弓を敵の取り持つて、これこそ源氏の大將軍源九郎義経が弓よなど、嘲弄せられんが口惜しさに、命に代へて取りたるぞかし。」

のたまへば、皆またこれを感じける。

一日戦ひ暮し、夜に入りければ、平家の船は沖に浮び、源氏は陸に打ち上つて、牟禮高松の中なる野山に陣をぞ取りたりける。源氏の方の兵どもはこの三日が間は寝ざりけり。一昨日渡邊、福島を出(て)て、夜もすがら大波にゆられてまどろまず、昨日又阿波の國勝浦に著いて軍し、夜もすがら中山越え、今日また一日戦ひ暮したりければ、馬も人も皆疲れはて、或は兜を枕にし、或は鎧の袖、箆などを枕として、前後も知らずぞ臥しにける。されどもその中に、判官と伊勢三郎は寝ざりけり。判官は高き所に走り上つて、敵や寄すると遠見し給へば、伊勢の三郎は窪き所に隠れあて、敵寄せば、まづ馬の大腹射んとて、待ちかけたなり。平家の方には能登殿を大將軍として、その夜夜討に寄すべかりつるを、越中次郎兵衛と海老の次郎が先陣を争ふ程に、その夜も空しう明けにけり。寄せたりせば、源氏なじかはあるまじ、寄せざりけるこそ、せめての運のきはめなれ。

志度浦合戦

明けければ、平家は當國志度の浦へ漕ぎ退く。判官も八十餘騎、志度へ追うてぞかゝられける。平家これを見て、

「源氏は小勢ぞ、中に取り籠めて討てや。」

とて、千餘人渚に上り、源氏を中に取り籠めて、われ討ち取らんとぞ進みける。さる程に八島に残り止つたりける二百餘騎の兵ども、後ればせに馳せ來る。平家の兵どもこれを見て、「あはや源氏の勢の續いたるは、定めて大勢にてぞあるらん、取り籠められてはかなふべからず。」

とて引き退き、又船にぞ乗りにける。四國をば九郎大夫の判官義經攻め落されぬ。九國へは入れられず。たゞ中有の衆生とぞ見えし。潮に引かれ風にまかせていづちをさすともなくゆられゆくこそ悲しけれ。

判官は志度の浦に打ち立つて首どもの實檢しておわしけるが、伊勢三郎義盛を召して、

「阿波の民部重能が嫡子田内左衛門教能は、伊豫の河野の四郎が召せども參らぬを攻めんとて、三千餘騎て伊豫へ越えたりしが、河野をば討ち漏しぬ。家の子郎等百五十人が首切つて、昨日八島の内裡へ參らせて、今日これへ著くと聞く。汝行き向つてともかうもこしらへて見よ。」

とのたまへば、義盛畏り承つて、白旗一流申しうけてさすまゝに、手勢十六騎、皆白裝束に出で立つて馳せ向ふ。

さる程に伊勢の三郎、田内左衛門より遇つたり。間一町ばかりを隔て、互に赤旗白旗打ち立つたり。義盛、教能がもとへ使者を立て、

「かつ聞き給ひてもや候ふらん、鎌倉殿の御弟九郎大夫の判官殿こそ、平家追討のために西國へ向はせ給ひて候。その御内に伊勢の三郎義盛と申す者にて候ふが、軍合戦の料て候はねば、物具をもし候はず、又弓箭をも帶(し)候はず。大將に申すべき事あつて、義盛がこれまでまかり向つて候ふぞ。あけて入れさせ給へ。」

といひ送(り)たりければ、三千餘騎の兵ども、皆中をひらいてぞ通しける。

伊勢の三郎、田内左衛門にうち並べていひけるは、

「かつ聞き給ひてもや候ふらん、鎌倉殿(の)御弟九郎大夫の判官殿こそ、平家追討の爲に西國へ向はせ給ひて候。一昨日阿波の國勝浦に著いて軍し、御邊の伯父櫻場の介殿討ち取り候ひぬ。昨日又八島に著いて軍し、御所内裏皆焼き拂ひ、主上は海に入らせ給ふ。大臣殿の父子をば生捕にし參らせて候。能登殿も御自害、その外の人々も或は御自害、或は海に入らせ給ふ。餘黨の少々残りたるをば、今朝志度の浦にて皆討ち取り候ひぬ。御邊の父阿波の民部殿をば生捕にし參らせて候ふを、義盛がもとに預り奉つて候ふが『あな無慚、田内左衛門教能がこれを

ば夢にも知らずして、明日は軍して討たれんずる事の悲しさよ」と、夜もすがら歎き給ふがいたはしさに、告げ知らせ参らせんが爲に、義盛がこれまでまかり向つて候ふぞ。今は軍して討たれ給はんとも、また降人になりて、父を今一度見参らせ給はんとも、ともかうも御邊の御はからひぞ。」

といひければ、田内左衛門、かつ聞く事に少しも違はずとて、兜を脱き弓の弦をはづいて、降人に参る。大將かやうになる上は、三千餘騎の兵ども、皆かくの如し。僅十六騎に具せられて、おめおめと降人にこそなりにけれ。

義盛、判官の御前に畏つて、この由かくと申しければ、

「義盛がふるまひこそ今に始めぬ事なれども、神妙にも仕つたるものかな。」

とて、やがて田内左衛門をば、物具召されて義盛に預けらる。

「さてあの兵どもはいかがせん。」

とのたまへば、

「遠國の者は、誰を誰とか思ひ参らせ候ふべき。たゞ世を鎮め國をしろしめされんを、君とせん。」

と申しければ、この儀最も然るべしとて、三千餘騎の兵どもを皆わが勢にこそつけられけれ。

福島 残

さる程に渡邊、福島兩所に残り止りたりける二百餘艘の船ども、同じき二十二日の辰の一點に讃岐の國八島の磯にぞ著きける。四國をば九郎大夫の判官義経攻め落されぬ。今は何の用にかあふべき。六日の菖蒲、會に逢はぬ花、いさかひ果て、のちきりきかなとぞ笑はれける。さる程に九郎大夫の判官義経は八島の磯にぞ着き給ふ。その後、住吉の神主津守の長盛、院参して、

「去んぬる十六日の曉、當社第三の神殿より、大なる鎗矢の聲して、西を指してまかり候ひぬ。」

と奏聞したりければ、法皇大(き)に御感あつて、御劔以下、種々の神寶を、長盛して住吉大明神へ参らせらる。昔神功皇后新羅を攻めさせ給ひし時、伊勢大神宮より、二神荒御前をさし添へさせ給ひけり。二神御船の艦舳に立つて、新羅をやすう攻め隨へさせ給ひけり。異國の軍

を鎮めさせ給ひて、歸朝の後、一神は攝津國住吉の郡に止らせおはします。住吉の大明神の御事なり。今一神は信濃の國諏訪の郡に跡を垂る。諏訪の大明神これなり。昔の征伐の事を思し召し忘れさせ給はて、今も朝の怨敵を滅し給ふにやと、君も臣も御感ありけるとぞ聞えし。

闘 鶏

さる程に九郎大夫の判官義經八島の軍に打ち勝つて、周防の地へおし渡り、兄の三河の守と一つになる。平家は長門國引島に著くと聞えしかば、源氏も同じき國の追津に著くこそ不思議なれ。また紀伊國住人熊野の別當湛増は平家重恩の身なりしが、忽に心變りして、源氏へや參らん平家へや參らんと思ひけるが、田邊の新熊野に七日參籠し、御神樂を奏して祈り申したりければ、たゞ白旗に附(け)との御託宣ありしかども、なほ疑をなし參らせて、白き鶏七つ赤き鶏七つ、これを以て權現の御前に參り勝負をさせけるに、赤き鶏一つも勝たず、皆負けてぞ逃げにける。さてこそ源氏へ參らんとは思ひ定めけれ。

さる程に一門の者ども相催して、都合その勢二千餘人、二百餘艘の兵船に乗りつれて漕ぎ來たり。若王子の御正體を船に載せ參らせ、旗の横上には金剛童子を書き奉つて、壇の浦へ寄するを見て、源氏も平氏も共に拜し奉る。されども源氏に付きければ、平家興さめてぞ見えられける。また伊豫の國の住人河野の四郎通信も、百五十艘の唐船に乗りつれて漕ぎ來り、これも源氏とひとつになりければ、平家いと興さめてぞ思はれける。

源氏の勢は重れば、平家の勢は落ちぞ行く。源氏の船は三千餘艘、平家の船は千餘艘、唐船少々相交れり。元暦二年三月二十四日の卯の刻に長門の國壇の浦、赤間が關豊前の國田の浦、門司の關にて、源平の矢合せとぞ定めける。梶原進み出でて、

「今日の先陣をば景時にたび候へかし。」

判官、

「それ思ひもよらず。」

梶原重ねて、

「殿は大將軍にておはせぬか。」

判官、

「鎌倉殿こそ大將軍よ。義經は軍の奉行を承つたる身なれば、わ殿ばらと同じ事よ。」とぞのたまひける。梶原先陣を所望しかねて、

「天性この殿は侍の主にはなり難し。」

とぞつばやまける。判官、

「日本一のをこの者かな。」

とて、太刀の柄に手を懸け給へば、梶原も、

「鎌倉殿より外は主は持ち奉らぬものを。」

とて、これも太刀の柄に手を懸けける。父が氣色を見て、嫡子の源太景季、次男平次景高、同じく三郎景家、親子主従十四五人、打物の鞘をはづいて、父と一所に寄り合ひたり。判官の氣色を見奉つて、伊勢の三郎義盛、奥州の佐藤四郎兵衛忠信、江田の源三、熊井太郎、武藏坊辨慶などいふ一人當千の兵ども、梶原を中に取り籠めて、われ討ち取らんとぞ進みける。されども判官には三浦の介取り附(き)奉り、梶原には土肥の次郎つかみ附いて、兩人手をすつて申しけるは、

「かゝる御大事を前に抱へながら、同士軍候はば、平家に勢付き候ひなんす。かつは鎌倉殿のかへり聞き召されずる所も穩便ならず。」

と申しければ、判官靜り給ひぬ。梶原進むに及ばず。それよりして梶原、判官を惡み初め奉

り遂に讒言して失ひけるとぞ聞えし。

さる程に源平兩方陣を合はす。陣の間、海的面僅に二十餘町をぞ隔てたる。門司、赤間、壇の浦はたきつて落つる潮なれば、源氏の船は心ならず潮にあうてぞ出來たる。平家の船はおのづから潮に向うて落し落さる。沖は潮の早ければ、汀について、梶原小船に乗り敵の船の行き違ふを、熊手に懸けて引き寄せ、乗り移り乗り移り、親子主従十四五人、打物の鞘をはづいて、艫舳にさんざんに難いて廻り、分捕數多して、その日の高名の一の筆にぞ著きにける。

壇の浦合戦

さる程に源平兩方陣を合せて、関をどつとぞ作りける。上は梵天までも聞え、下は堅牢地神も驚くらんとぞ覺えたる。中にも新中納言知盛の卿船の屋形に進み出で、大音聲を揚げて、

「天竺、震旦にも、日本わが朝にも、雙びなき名將勇士といへども、運命盡きぬれば力及ばず。されども名こそ惜しけれ。命をばいつのためにか惜むべき。軍は今日がかぎりぞ、退く心なくして軍ようせよ者ども。たゞこれのみぞ思ふ事よ。」

とぞのたまひける。飛驒の三郎左衛門景經御前に候ひけるが、

「これ承れ侍ども。」

とぞ下知しける。上總の悪七兵衛進み出(て)て、

「それ阪東武者は馬の上にてこそ口はき、候へども、船軍をばいつ調練し候ふべき。ただ魚の木に上たるてこそ候はんすらめ。一々に取つて海に入れなんものを。」

とぞ申しける。越中の次郎兵衛進み出(て)て、

「同じうは大将の源九郎に組み給へかし。九郎はせいの小さき男の、色の白かんなるが、向齒の少しさし出(て)て、殊にしるかんなるぞ。但し鎧と直垂を常に著かふなれば、きつと見分け難かんな(り)る。」

とぞ申しける。悪七兵衛重ねて、

「なんてふその小冠者、心こそ猛くとも、何程の事のあるべき。しや片脇に挟んで海へ漬けなんものを。」

とぞ申しける。

その後新中納言知盛の卿、大臣殿の迎船へ参らせ給ひて、

「御方の兵ども今日はよう見え候。但し、阿波の民部重能ばかりこそ心變りしたると覺え候。

頭を刎ね候はばや。」

と申されければ、大臣殿、

「さしも奉公の者にてあるものを、見えたる事もなきに、いかでか頭をば刎ねらるべき。重能召せ。」

とて召されけり。阿波の民部重能は、木蘭地の直垂に洗革の鎧著て、御前に畏つてぞ候ひける。大臣殿、

「いかに重能がさん候。四國の者どもに軍ようせよと下知せよかし、今日はあしう見ゆるは、臆したんな。」

とのたまへば、

「なんてふ臆し候ふべき。」

とて、御前をまかり立(つ)。新中納言知盛卿憎くいきやつめが首落さばやと太刀の柄碎けよと握つて、大臣殿の御方を頻に見参らせ給へども、御許されなければ力及び給はず。

さる程に平家は千餘艘を三手に作る。まづ山賀の兵藤次秀遠、五百餘艘で先陣に漕ぎ向ふ。松浦黨三百餘艘で二陣に續く。公達たち、二百餘艘で三陣に續き給へり。中にも山賀の兵藤次

秀遠は九國一の強弓精兵なりければ、われ程こそなけれども、普通様の精兵五百人すぐつて、船々の艫舳こもへに立て、肩を一面に並べて、五百の矢を一度に放つ。源氏の方にも三千餘艘の船なりければ、さこそは勢の數多かりけめども、あそここ、より射ける程に、いづくに精兵ありとも見えざりけり。中にも源氏の大將軍源九郎義經は、楯も鎧もこらへずして、さんざんに射しらまさる。平家御方勝ちぬとて、頻に攻鼓を打つて、よろこびの関をどつとぞ作られける。

遠 矢

さる程に源氏の方には和田の小太郎平義盛、船には乗らず、なぎさにひかへ、馬に打ち乗り、鑑の鼻踏み返し、馬の太腹つかる程に打ち入り戦ひけるが三町が内外の者をば、はづさず強う射けり。中にも殊に遠う射たると覺しき矢を扇をあげてその矢賜らんとぞ招きける。新中納言知盛の卿、この矢をとらせて見給へば、白籠しろのに鶴の本白、鴻の羽わり合せてはいだりける矢の十四束三伏ありけるに、沓卷より一束ばかり置いて、和田の小太郎平の義盛と、漆にてぞ書きつけたる。平家の方には精兵多しといへども、さすが遠矢射る仁やなかりけん。や、あつて伊豫國の住人仁井の紀四郎親清、賜つてこれを射返す。これは三町餘をつつと射渡いて、

和田わだが後一段ばかりに控へたる、三浦の石左近いしざこんの太郎が弓手の肘かひなに、したゝかにこそ立つたりけれ。三浦の人ども寄り合ひて、

「あなにくや、和田の小太郎が、われ程の強弓なしと心得て、恥かきぬるをかしさよ。」

とぞ笑ひける。義盛やすからぬ事なりとて、今度は小船に乗つて漕ぎ出させ、平家の勢の中をさしつめ引きつめ、さんざんに射ければ、者ども多く手負ひ射殺さる。

や、あつてまた沖の方より、判官の乗り給ひたる船に、白籠の大矢を一つ射立てて、その矢賜らんとぞ招きける。判官後藤兵衛實基を召してこの矢を抜かせて見給へば、白籠に山鳥の尾を以てはいだりける矢の、十四束三伏ありけるに、沓卷より一束ばかり置いて、伊豫國の住人仁井の紀四郎親清と、漆にてぞ書きつけたる。判官、

「御方にこの矢射つべき仁は誰かある。」

とのたまへば、

「上手ども多う候中に甲斐源氏に淺利あさりの興一殿こそ、精兵の手きゝにて候へ。」

と申しければ、判官、「さらば興一召せ」とて召されけり。淺利の興一出で來たり。

「この矢只今沖より射て候ふが、和田かやうにその矢賜らんと招き候。御邊あそばされ候ひな

んや。」

とのたまへば、

「仕つて見候はん。」

とて、取つて爪よつて見て、

「これは篋が弱う候。矢束も少し短う候へば、同じうは具足にて仕り候はん。」

とて、塗籠ぬりのに黒母呂くろぼろはいだる矢の、わが大手におし握つて十五束三伏ありけるを塗籠籐の弓の九尺ばかりありけるに取つてつがひ、よつびきしばしたもつてひやうと放つ。これは四町餘をつつと射渡いて、大船の舳へに進んで立つたる仁井の紀四郎親清がまつたゞ中を、ひやうつばと射て、船底へまつ逆さまに射倒す。もとよりこの浅利の與一は精兵の手き、にて、二町が中を走る鹿をば、はづさず強う射けり。

さる程に源平の兵ども、命も惜まず攻め戦ふ。されども平家の御方には十善帝王じよぜんていおう、三種の神器を帶してわたらせ給へば、源氏いかゞあらんずらんと、危く思ふ所に、しばしは白雲かとおぼしくて、虚空こくうに漂ひけるが、雲にてはなかりけり。主ぬしもなき白旗ひとなぐれ一流舞下て、源氏の船の舳へに、棹付さざつげの緒をのさはる程にぞ見えたりける。

先帝身投

判官これは大菩薩の御はからひなりとて、兜を脱ぎ、手水てすい嗽がひをして、これを拜し給ひける心の内こそたのもしけれ。やゝあつてまた沖の方より鯨いづかといふ魚い二千は這うて平家の船の方へぞ向ひける。大臣殿ちじん小博士こはかせ晴信はれののぶを召して、

「鯨は常に多けれど、かやうの事は未だ見ず。きつと勘かんへ申せ。」

とのたまへば、

「この鯨はみかへり候はゞ、源氏亡び候ひなんす。すぐに通り候はゞ、御方の御軍危う覺え候。」

と申しもはてぬに、平家の船の下をすぐに這うてぞ通りける。世の中の有様今はかうとぞ見えし。

さる程に阿波の民部重能は、嫡子田内左衛門教能を生捕にせられて、かなはじとや思ひけん、忽たちに心變りして源氏と一つになりけり。新中納言知盛の卿は、にくからぬ重能めを斬つて捨て(つ)べかりつるものと、千度後悔せられどもかひぞなき。さる程に平家の方の謀はかりごとには、

よき武者をば兵船ひゆうせんに乗せ、雑人ざふじんばらをば唐船に乗せて、源氏心にくさに唐船を攻めば、中に取りこめて討たんと、支度せられたりしかども、重能が返忠かへりの上は、唐船には目も懸けず、大將軍のやつし乗り給ふ兵船をぞ攻めたりける。その後は四國、鎮西の兵ども、皆平家を背いて源氏に附く。今まで従ひ附き奉つたりしかども、君に向つて弓を引き、主に對して太刀を抜く。さればかの岸に著かんとすれば、波高うしてかなひ難し。この汀なぎさに寄らんとすれば、敵箭かたきや先さきを揃へて待ちかけたり。源平の國争ひ、今日を限りとぞ見えし。

さる程に源氏の兵ども平家の船に乗り移り移る。水主楫取すゐしゆかんどりども或は射殺され、或は切り殺されて、船を直たほすに及ばず、船底に皆倒れ伏しにけり。新中納言知盛の卿はいそぎ御所へ御船へ參らせ給ひて、

「この世の中の體さりとともところ存じしか。今はかうにこそ候めれ。見苦しき物どもをば海へ入れて、船の掃除さうじめされ候へ。」

とて、掃き、拭ぬぐひ、塵拾ちりひろはせ、艫かへ舳へに走り廻つて、手づから掃除し給ひけり。女房たちはさしつどひて、

「いかにや中納言殿、軍の様やうはいかにやいかに。」

と問ひ給へば、

「たゞ今に珍しきあづま男をこそ御覽せられ候はんずらめ。」

とて、からからと笑はれければ、女房たち、

「なんてふたゞ今の戯たはむれぞや。」

とて、聲々にをめき叫び給ひけり。

二位殿は日頃より思ひ設け給へる事なれば、鈍色どんじきの二衣ふたつぎぬうちかづき、練袴ねりはかまのそば高く取つて、神璽かみを脇に挟み、寶劍たからけんを腰にさいて、

「われは女なりとも、敵かたきの手にはかゝるまじ。主上の御供に參るなり。御志思ひ參らせん人々はいそぎ續き給へや。」

とて、しづしづと舳ふなはたへぞ歩み出でられける。

主上は今年八歳ことしにならせおはします。御年の程より遙にねびさせ給ひて、御容おんかたちいつくしう、あたりも照り輝くばかりなり。御髮おんぐし黒うゆらゆらと、御背おんせ中過なかぎさせ給ひけり。あきれたる御ありさまにて、

「そもそもわれをばいづちへ具して行かんとはするぞ。」

と仰せければ、二位殿いとけなき君に向ひ参らせ、涙をはらはらと流いて、

「君は未だしろしめされ候はずや。先世の十善戒行の御力によつて、今萬乗の主とは生れさせ給へども、悪縁に引かれて、御運既に盡きさせ給ひ候ひぬ。まづ東ひんがしに向はせ給ひて、伊勢大神宮に御暇申させおはしませ、その後西のちに向はせ給ひて、西方淨土さいほうじやうどの來迎らいがうに預らんと誓ちかはせおはしませ。この國は粟散邊土あぐさんへんどとて、心うき境なれば。極樂淨土とて、めでたき都へ具し參せ候ふぞ。」

と、泣く泣くかき口説いて申されければ、山鳩色やまばといろの御衣にびんづら結はせ給ひて、御涙おなみに濡れ、小さう美しき御手を合せて、まづ東に向はせ給ひて、伊勢大神宮を伏し拜ませおはしませ、その後西に向はせ給ひて御念佛ありしかば、二位殿やがて抱いだき參せて、

「波の底にも都の候ふぞ。」

と慰め參せて、干尋ちひろの底にぞ沈み給ふ。

悲しきかなや無常の春の風、忽に花の御姿おんすがたを散し、なさけなきかな分段の荒き浪、玉體を沈め奉る。殿をば長生ちやうせいとして、長き住家すまかと定め、門もんをば不老と號して、老おい(い)せぬ關とせしとは書いたれども、未だ十歳じゆの中にして底の水屑みづくづとならせおはします。十善帝位の御果報、申すもなかな

かおろかなり。雲上うんじやうの龍下りゆうかつて海底の魚となり給ふ。大梵高臺たいぼんかうたいの閣かくの上、釋提喜見しやくたいきけんの宮の中、古いにしへは槐門棘路くわいもんきやくろの間に九族くわうしやくを靡なびせ、今は船の内、波の下にて、御身を一時に亡し給ふこそ悲しけれ。

能登殿最後

さる程に女院はこのありさまを御覽じて、今はかうと思し召されけん、御硯おんすずり、御燒石おんやきいし、左右の御懷おんふところに入れて海にぞ入らせ給ひける。渡邊の源五右馬の允ひつる、小船をつつと漕こぎ寄せ、先づ御髪おんぐしを熊手に懸けて引き上げ奉る。女房たち、

「それは女院にてわたらせ給ふぞ。あやまち仕るな。」

と申されたりければ、御所の御船へ移し奉る。大納言の佐の局は内侍所の御唐櫃おんからひつを脇に挟んで海へ入らんとし給ひけるが、袴の裾すそを舳ふなはたに射つけられて蹴こまどひ、仆れ給ひけるを、武士ども取り止め奉る。さて内侍所の御唐櫃の錠ぢやうをねち切つて、御蓋を既に開かんとす。忽に目くれ、鼻血はなぢ垂る。平大納言時忠の卿は生捕にせられておはしけるが、この由を見給ひて、

「それは内侍所にてわたらせ給へば、凡夫は見奉らぬものぞ。」

とのたまへば、兵ども舌を振つて恐れをのゝく。その後、時忠の卿判官に申し合せて、元の如くからげ納め奉らる。

さる程に門脇の平中納言敦盛、修理の大夫經盛兄弟、手に手を取り組み、鎧の上に錨を負うて、海にぞ沈み給ひける。小松の新三位の中將資盛、同じき少將有盛、從弟左馬の頭行盛も手に手を取り組み、一所で海にぞ入り給ふ。人々はかやうにし給へども、大臣殿父子はさもし給はず。舩に立(ち)出(て)て、四方をきつと見廻していと心に思ひ入りたる氣色もおはせざりしかば、平家の侍とも、あまりの心憂さに、側をつつと走り通るやうにて、まづ右衛門の督を海へがばと突き入れ奉る。大臣殿も同じう海へぞ入(れ)てける。人々は鎧の上に重き物を負うたり、抱いたりして入ればこそ沈め、この人親子はさもし給はず。なまじひに水練の上手にておはしければ、右衛門の督は父沈み給はゞわれも沈まん、父助かり給はゞわれも助からんと思ひ、目と目ときつと見かはして、かなたこなたへ泳ぎありき給ふ所を、伊勢の三郎義盛、小船をつつと漕ぎ寄せて、まづ右衛門の督を熊手にかけて引き上げ奉る。大臣殿なほ沈みもやり給はざつしを、一所で取り上げ奉る。

乳母子の飛驒の三郎左衛門景經、この由を見參らせて、

「わが君取り奉るは何者ぞや。」

とて義盛が船におし並べて乗り移り、太刀を抜いて打つてかゝる。義盛が童、主を討たせじと中に隔り、三郎左衛門に討つて懸る。三郎左衛門が打つ太刀に、義盛が童、兜の眞向うち割られ、二の刀に頸打ち落さる。義盛なほあぶなう見えけるを、隣の船より、堀の彌太郎親經、十二束三伏よつひいてひやうと放つ。三郎左衛門内兜を射させてひるむ所に、義盛が船に押し並べて乗り移り、三郎左衛門に組んで伏す。堀が郎等主に續いて乗り移り、三郎左衛門が腰の刀を抜き、鎧の草摺引き上げて、柄も拳も通れ通れと、三刀刺いて頸を取る。大臣殿は目の前にて乳母子のかやうになるを見給ひて、いかばかりの事をか思はれけん。

およそは能登殿の矢先に參る者こそなかりけれ。能登殿その日の装束には、赤地の錦の直垂に唐綾緘の鎧著て、鍬形打(つ)たる兜の緒をしめ、いかもの作りの太刀を佩き、二十四さいたる切斑の矢負ひ、滋藤の弓持ちて、さしつめ引(き)つめ、さんざんに射給へば、者ども多く手負ひ、射殺さる。

新中納言知盛の卿、能登殿のもとへ使者を立て、

「いたはしう能登殿罪なつくり給ひそ。さりとてはよき武者か。」

とのたまへば、

「さては大將に組め、ござんなれ。」

とて、打物莖短くきみじかに取り持つて艫舳とちへにさんざんに薙ひいて廻り給ふ。されども大將を見知り給はねば、物具のよき武者をば、判官かと目をかけて飛んでかゝる。いかゞはし給ひたりけん、判官の船に乗りあたり、あはやと目をかけて飛んでかゝる。判官かなはじとや思はれけん、長刀をば弓手の脇にかい挟み、御方の船の二丈ばかり退のいたりけるに、ゆらりと飛び乗り給ひぬ。能登殿早業や劣おとられたりけん、やがて續ついても飛び給はず。能登殿今はかなはじとや思はれけん、大太刀、大長刀をば海へ投げ入れ、兜も脱ぬいて捨てられけり。鎧の袖、籠かごをもかなぐり捨て、胴どうばかり著おほて大童おほわらになつて、大手を廣げてぞ立たれたる。凡そはあたりをばらつて見えし。大音聲を揚げて、

「われと思はむ者どもは寄つて教經組たけのけんで生捕なまにせよ。鎌倉へ下り、兵衛の佐に逢あつてももの一言ひとこといはむと思ふなり。寄れや寄れ。」

とのたまへども、寄る者一人もなかりけり。

こゝに土佐の國の住人に、安藝の郷ごうを知行しける安藝の大領實康たいりやうまねやすが子に、安藝の太郎實光ととて、およそ三十人が力あらはしたる大力の剛たけの者、われに劣らぬ郎等一人具したりけり。弟の次郎も普通にはすぐれたる兵つはものなり。かれら三人が能登殿を見奉つて心こそ猛くとも、何程の事のおはずべき。たとひ長十丈の鬼なりとも、われら三人が掴つかみ附ついたらんに、なかは從へ奉らてはあるべき、いざや組み奉らんとて小船に乗り、能登殿の船におし並べて乗り移り、太刀の鋒さきをそろへて、一面めんに打つて懸る。能登殿、まづ眞先に進んだる安藝の太郎が郎等をば肩裾合せて、海へどうと蹴お入れ給ふ。續ついてかゝる安藝の太郎をば弓手の脇にかい挟み、弟の次郎をば馬手うまての脇に取つて挟み、一しめしめて、

「いざうれおのれら、死出の山の供ともせよ。」

とて、生年二十六にて海へつつとぞ入いり給ふ。

内侍所都入みやこいり

新中納言知盛の卿は、見るべき程の事を見つ、自害をせんとし給ひけるが、乳母子めのしごの伊賀の平内左衛門家長へいないざゑもんを召して、

「日頃の契約けいやくをば違たがへまじきか。」

とのたまへば、
「さる事候。」

とて、中納言殿にも鎧二領著せ奉り、わが身も二領著て、手に手を取り組み、一所で海にぞ入りにける。これを見て二十餘人の侍どもも、續いて海にぞ沈みける。されどもその中に越中の次郎兵衛、上總の五郎兵衛、悪七兵衛、飛驒の四郎兵衛等は、何としてかは遅れたりけん、そこをも遂に落ちにけり。海上には赤旗、赤印切り捨て、かなぐり捨てたりければ、立田川の紅葉を、嵐の吹き散らしたるに異ならず。汀に寄する白浪は、薄紅にぞなりにける。主もなき空しき船は、潮に引かれ風にまかせて、いづちを指すともなく、ゆられ行くこそ悲しけれ。

生捕には前の内大臣宗盛公、平大納言時忠、右衛門の督清宗、内藏の頭信基、讃岐の中將時實、大臣殿の八歳の若君、兵部の少輔雅明、僧には二位の僧都專親、法勝寺の執行能圓、中納言の律師仲快、經誦坊の阿闍梨融圓、武士には源大夫の判官季貞、攝津判官盛澄、橘内左衛門の尉季康、藤内左衛門の尉信康、阿波の民部父子、以上三十八人なり。菊池の次郎高直、原田の大夫種直は軍以前より年頃の郎等ども引き具して兜を脱ぎ、弓の弦をはづいて降人にぞ参りける。女房たちには女院、北の政所、藤の御方、大納言の佐殿、帥の佐殿、治部卿の局以下、以

上四十三人とぞ聞えし。元暦二年の春の暮、いかなる年月にや、一人海底に沈み、百官波上に浮ぶらん。國母、官女は東夷西戎の手に従ひ、臣下、卿相は數萬の軍旅に捕はれて、舊里に歸り、或は朱買臣が錦を著ざる事を歎き、或は王昭君が胡國に赴きし恨も、かくやとぞ悲しびあはれける。

四月三日の日九郎大夫の判官義經、源八廣綱を以て院の御所へ奏聞せられけるは、去んぬる三月二十四日の卯の刻に長門の國壇の浦赤間が關、豊前の國田の浦、門司の關にて、平家を攻め亡しはて、内侍所、しるしの御箱、事故なう都へ返し入れ奉るべき由、奏聞せられければ、法皇大(き)に御感ありけり。公卿も殿上人にゑつばに入らせおはします。法皇廣綱を御前の大床へ召して、合戦の次第を委しう御尋あつて、御感の餘りに廣綱を、當座に左兵衛の尉にぞなされける。同じき五日の日、北面に候ひける藤判官信盛を召して、

「内侍所、しるしの御箱、一定返り入らせ給ふか。見て參れ。」

とて、西國へ遣さる。寮の御馬賜つて、宿所へも歸らず、鞭を揚げて、西を指してぞ馳せ下る。さる程に九郎大夫の判官義經、平氏男女の生捕ども相具して上られけるが、同じき十四日播磨の國明石の浦にぞ著かれける。名を得たる浦なれば、更けゆくまゝに月さえ上り、秋の空に

も劣らず。女房たちはさしつどひて、一年これを通りしには、さすがかくはなかりしものと、忍び音に泣くぞあはれなる。帥の佐殿、つくづく月を見給ひて、いと心に思ひ入たる氣色もおはせざりしかば、涙に床も浮くばかりなり。

ながむればぬる、袂に宿りけり 月よ雲井のものがたりせよ

雲の上に見しにかはらぬ月影の すむにつけてもものぞ悲しき

大納言の佐の局、

わが身こそあかしの浦に旅寝せめ 同じ浪にもやどる月かな

判官も猛き武士なれども、さこそ各々の昔戀しう、もの悲しうもやおはずらんと、身にしみてあはれにぞ思はれける。

同じき二十五日、内侍所、しるしの御箱、鳥羽に著かせ給ふと聞えしかば、御迎に参らせ給ふ。公卿には勘解由の小路の中納言經房の卿、檢非違使の別當左衛門の督實家、高倉の宰相の中將泰通、權の右中辨兼忠、榎並の中將公時、但馬の少將範能、武士には伊豆の藏人の大夫頼兼、石川の判官代義兼、左衛門の尉有綱とぞ聞えし。その夜の子の刻に、内侍所、しるしの御箱、太政官の廳に入らせおはします。寶劍は失せにけり。神璽は海上に浮びたるを片岡の太郎

經春が取り上げ奉つたりけるとかや。

一門大路渡され

さる程に二の宮歸り入らせ給ふ時、法皇より御迎の御車を参らせらる。外戚の平家に捕れさせ給ひて、西海の波の上に漂はせ給ふ御事を、御母儀も御乳母持明院の宰相もなのめならず御歎きありしが、今待ち受け参らせ給ひて、いかばかりうたく思し召されけん。同じき二十六日、平氏男女の生捕ども鳥羽に著いて、大路を渡さる。小八葉の車の前後の簾をあげ、左右の物見を開く。大臣殿は浮衣を著給へり。日頃はさしも色白う、清げにおはせしかども、潮風に瘦せ黒みて、その人とも見え給はず。されども四方を見廻して、いと心に思ひたる氣色もおはせず。御子右衛門の督は白き直垂にて、父の御車の尻にぞ参られける。涙に咽び、うつ伏て、目も見上げ給はず。平大納言時忠の卿の車も、同じう遣り續けられたり。子息内藏の頭信基は疵を蒙つたりしかば、間道よりして入りにけり。

讃岐の中將時實は現所勞とてわたされず。これを見んとて、凡そは都の内にも限らず、山々、寺々より、老いたるも、若きも、多く來り集つて、鳥羽の南の門、四塚まではたと續いて見る

人幾千萬といふ數を知らず。人は顧みる事を得ず、車は輪を廻す事を能はず。去んぬる治承、養和の飢饉、東國、北國の軍に、人種多く亡び失せたりといへども、なほ殘は多かりけりとぞえし。都を見出(て)て中一年、むげに間近き程なれば、めてたかりし事も忘られず。さしも恐れをの、きし人の、今日のありさま夢うつゝともわけかねたり。心なき、あやしの賤の男、賤の女に至るまで、みな涙を流し、袖を濡さぬはなかりけり。まして馴れ近づきたる人々のいかにばかりの事をか思はれけん。年頃重恩を蒙つて、父祖の時より伺候せし輩の、さすが身の棄て難さに、多くは源氏に附きたりしかども、昔のよしみ忽に忘るべきにもあらざれば、皆涙を流し、うつぶして目を見上げぬ者も多かりけり。

大臣殿の牛飼は、木曾が院參の時、車遣り損じて切られたりし次郎丸が弟の三郎丸にてぞありける。西國にては、かり男になりたりけるが、鳥羽にて判官に申(し)けるは、

「舍人、牛飼など申す者は、いやしき下藹のはてにて、心あるべきては候はわども、年頃召し使はれ參らせ候ひし御志の程も淺からず候へば何か苦しう候ふべき、御許されを蒙つて、大殿の御最後の御車を今一度仕り候はゞや。」

と申しければ、判官なさけある人にて、

「最もゆるさるべし、とつとつ。」

とて許されけり。三郎丸なのめならず喜び、尋常に裝束著、懷より遣繩取り出(し)て附け替へ、涙にくれて、行くさきも見えねども、牛の行くにまかせつゝ、泣く泣く遣つてぞまかりける。

法皇は六條東の洞院に御車を立て、觀覽あ(る)。さしも御身近う召し使はれ參らせしかば、もの悲しうも御覽せられけめ。公卿殿上人の車も、同じう立(て)並べられたり。日頃は、あの人どもの目にも見え、ことばの末にもかゝらばやとこそ思ひしが、今日かやうに見なすべしとは、誰か思ひ寄りしぞやとて、皆袖をぞぬらされける。

一年宗盛公内大臣になつて、悦申のありしに、公卿には花山院の中納言兼雅の卿を始め奉つて、十二人扈從して遣りつゞけらる。藏人の頭親宗以下の殿上人十六人前驅す。中納言四人、三位中將も三人までもおはしき。公卿も殿上人も、今日をはれと時めきあへり。平大納言時忠の卿、その時は未だ左衛門の督にておはしけるが御前へ召され參らせて、様々にもてなされ、さまざまの引出物賜うで出(て)られたりしには、また立ち並ぶ人もなかりしぞかし。今日は月卿一人も具奉せられず。同じう壇の浦にて生捕にせられたりし二十餘人の侍どもも、皆白

き直垂にて、鞍の前輪にしめ付(け)てぞ渡されける。

六條を東へ、河原まで渡いて、それより返つて、判官の宿所六條大宮なる所に居奉つて、嚴しう守護し奉る。御物參らせけれども、胸せき塞つて、御簪をだにも立てられず。大臣殿は夜になれどもつゆもまどろみ給はず。袖片敷きて臥し給ひたりけるが、御子右衛門の督に御淨衣の袖をうち著せ給へるを源八廣綱見奉つて、

「あはれ高きも賤しきも、恩愛の道程悲しかりける事はなし。御淨衣の袖をうち著せ給ひたればとて、何程の事のおはすべきぞ。」

とて、皆鎧の袖をぞぬらしける。

文の沙汰

平大納言時忠卿も判官の宿所近うおはしけるが、子息讃岐の中將時實を招いて、

「散すまじき文を一合、判官に取られてあるぞとよ。これを鎌倉の源二位に見せなば、人も多く亡び、わが身も命助かるまじ。いかゞせん。」

とのたまへば、讃岐の中將申されけるは、

「九郎は猛き武士なれども、女房などの訴へ申す事をば、もてはなれずとこそ承つて候へ。それには姫君たちあまたましまし候へば、いづれにても御一所見せさせおはしまし、親しうならせ給ひて後、さてかの文の事を仰せ出さるべうもや候ふらん。」

と申されたりければ、その時大納言涙をはらはらと流いて、

「さりともわが世にありし時は、娘どもをば皆女御、后に立たんとこそ思ひしか。なみなみの人に見すべしとは、誰か思ひよりしぞや。」

とて泣かれければ、讃岐の中將申されけるは、

「今はゆめゆめ思し召すべからず。」

とて、

「中將のはからひには當腹の姫君の生年十七になり給ふを。」

と申されけれども、大納言それをばなほいとほしき事におぼして、さきの腹の姫君の生年二十二になり給ふをぞ、判官には見せられける。これは年こそ少しおとなしけれども、みめかたち世にすぐれ、心ざま優におはしければ、判官もなのめならずうれしき事にして、先の上の河越の小太郎重房が女もありけれども、それをばなほ別の所に尋常に宿所しつらうてぞ置かれける。

親しうならせ給ひて後さて、かの文の事をのたまひ遣はされければ、判官、あまつさへ封をだに解かずして、渡されたり。やがて焚きぞ捨てられける。いかなる御文にてか候ひけん、後にはおぼつかなくぞ聞えし。

副 將

さる程に平家亡び源氏の世になつて後西國への道の間もわづらひなく、都もおだしかりければ、天下の人は皆「九郎大夫の判官ほどの人ぞなき、鎌倉の源二位は如何なる事をかし出したる、世は一向判官のまゝにてあらばや」などいふ事を、源二位漏れ聞き給ひて、

「これは一向、頼朝がよくはからひて、先に討手を遣したればこそ平家はたやすう亡びたれ。九郎ばかりでは、いかでかたやすく亡すべき。人のかくいふにつけて奢る事然るべからず。それに人しもこそ多けれ、平大納言の婿になつて、大納言持てあつかふらんも受けられず。大納言また婿取り然るべからず。これへ下(つ)ても定めて、過分のふるまひをせんすらん。」

とぞのたまひける。

元暦二年五月七日の日、九郎大夫の判官義經、大臣殿父子具足し奉つて、關東へ下らるべき

由聞えしかば、大臣殿判官のもとへ使者を立て、

「明日、關東下向の由聞え候。それに付(き)候ひては、生捕の中に八歳の童と附けられ参らせ候ふは、未だうきよに候ふやらん。賜つて今一度見参らせ候はゞや。」

とのたまひ遣されたりければ、判官の返事に、

「誰とても恩愛の道は、思ひ切られぬ事にて候へば、まことにさこそも思し召され候ふらめ。」とて、河越の小太郎重房がもとに預け置き奉つたりける若君を、急ぎ大臣殿のもとへ具足し奉るべき由、のたまひ遣されたりければ、河越、人に車借つて打ち乗せ奉る。二人の女房どもも共に乗つてぞ出でにける。若君は父を遙に見参らせ給はねば、世になつかしげにぞ見給ひける。大臣殿、若君を見給ひて、

「いかにや副將、御前これへ。」

とのたまへば、いそぎ父の御膝の上へぞ参られける。大臣殿、若君の髪かき撫で、涙をはらはらと流いて、

「これ聞き給へ各々、この子は母もなき者にてあるぞとよ。この子が母はこれを生むとて、産をば平らかにしたりしかども、やがてうち臥し惱みしが、七日といふにはかなくなつてあるぞ

とよ。』もしこの後、いかなる人の腹に公達を設け給ふとも、これをば思し召し棄てずして、わらはがかたみに御覽せよ。さし放つて、乳母などのもとへも遣すな』とこそいひしが、朝敵を平げん時、あの右衛門の督には大將軍をせさせ、これには副將軍をせさせんずればとて、名を副將とつけたりしかば、なのめならずうれしげにて、既に限りの時までも、名をいひなどして愛ましが、七日といふに遂にはかなくなりてあるぞとよ。この子を見る度ごとには、その事が忘れ難く覺ゆるぞや。」

とて泣き給へば、守護の武士どもも、皆鎧の袖をぞ濡しける。右衛門の督も泣き給へば、乳母も袖をぞ絞りける。やゝあつて大臣殿、

「いかにや副將よ、はやとう歸れ。」

とのたまへども、若君歸り給はず。右衛門の督見給ひて、

「いかにや、副將御前今宵はとう歸れ。たゞ今客人の來うするに。朝は急ぎ參れ。」

とのたまへども、父の御淨衣の袖にひしと取り付(い)て、いなや歸らじとこそ泣かれけれ。かくて遙に程経れば、日もやうやう暮れかゝりぬ。さてしもあるべき事ならねば、乳母の女房抱き取つて、遂に車に乗せ奉り、二人の女房どもも共に乗つてぞ出てにける。

大臣殿、若君の後を遙に御覽じ送つて、日頃の戀しさは事の數ならずとぞ悲み給ひける。この子は母の遺言が無慚さに、さし放つて乳母などのもとへも遣さず、朝夕御前にて育て給ふ。三歳で初冠きせて、義宗とぞ名乗らせける。やうやう生ひ立ち給ふ程に、みめかたち世にすぐれ、心さま優におはしければ、大臣殿ものめならず、うれしき事にして、されば西海のたつ浪の上、船の中までも引き具して、片時も離れ給はず。然るを軍破れて後は、今日ぞ互に見給ひける。

重房、判官に申しけるは、

「そもそも若君の御事をば何と御はからひ候べきやらん。」

と申しければ、

「鎌倉まで具足し奉るに及ばず。汝これにて、ともかうもよきやうに相はからへ。」

とぞのたまひける。重房畏り承つて宿所に歸り、二人の女房どもに申しけるは、

「大臣殿は明日關東へ御下向候間若君をば京都に止め置き參らせて、緒方の三郎維義が手へ渡し奉るべし。とつとう召され候へ。」

とて、御車を寄せたりければ、若君なに心もなうぞ召されける、二人の女房どももまた乗つ

てぞ出(て)にける。若君はさきの如く父御前の御許へかとうれしげに思したるこそいとほしけれ。六條を東へ、河原まで遣つて行く。あはれこれはあやしきものかなと、肝魂を消やして見る所に、やゝあつて兵どもまた五六十騎がほど、河原中へ打つて出(て)たり。やがて車を遣り止め、

「若君下りさせ給へ。」

とて、敷皮敷いてする奉る。あきれたる御有様にて、

「そもそもわれをば、いづちへ具して行かんとはするぞ。」

とのたまへば、二人の女房ども、涙に咽びうつぶしてしばしはとかうの返事にも及ばず、聲をばかりにめき叫ぶ。重房が郎等太刀を引きそめば左の方より若君の御後に立(ち)廻り、既に切り奉らんとしけるを若君見つけ給ひて、いく程遁るべき事のやうに、いそぎ乳母の懐の内へぞ逃げ入らせ給ひける。二人の女房ども若君を抱へ参らせて、たゞわれわれを失ひ給へて、天に仰ぎ地に俯して、泣き悲めどもかひぞなき。やゝあつて重房涙をおさへて申しけるは、

「今はいかにもかなはせ給ふべからず。」

とて、いそぎ乳母の懐の中より若君引き出し参らせ、腰の刀にておし伏せて、遂に御首を

ぞかいてける。首をば判官に見せんとて取つて行く。二人の女房ども歩蹴にて追ひつき、

「何か苦しう候ふべき、御首をば賜つて孝養し参らせ候はん。」

と申しければ、判官なさけある人にて、

「許さるべし。とうとう。」

とて賜びにけり。二人の女房どもなめならず悦び、これを取つて懐に引き入(れ)て、京の方へ歸るとぞ見えし。その後、五六日して、桂川に女房二人身を投げたりといふ事ありけり。一人、幼き人の首を抱いて沈みたりしは、この若君の乳母の女房にてぞありける。今一人むくろを抱いて沈みたりしは、介錯の女房なり。乳母が思ひはせめていかゞせん、介錯の女房さへ身を投げけるこそあはれなれ。

腰越

元暦二年五月七日の日、九郎大夫の判官義經、大臣殿父子具足し奉つて、既に都を立ち給ふ。粟田口にもかゝり給へば、大内山は雲井のよそに隔りぬ。關の清水を見給ひて、大臣殿泣く泣く詠じ給ひけり。

都をばけふをかぎりの關水せきみづにまたあふさかの影やうつさん
道すがらも心細げにておはしければ、判官なさけある人にて、やうやうにいたはり慰め奉り
給ふ。大臣殿、

「あはれいかにもして、今度の命を助けてたべ。」

とぞのたまひける。判官、

「さ候へばとて、御命失ひ奉るまでの事はよも候はじ。たとひさ候ふとも、義經かうで候へば、今度の勳功くんこうの賞に申しかへて、御命ばかりをば助け奉らん。さりながらも遠き國、遙の島へも移し遣りや參らせ候はんずらん。」

と申されたりければ、大臣殿、

「たとひ蝦夷えびが千島ちしまなりとも、命だにあらばや。」

とのたまひけるこそ口惜しけれ。

同じき二十三日、判官鎌倉へ下り著き給ひたりしかば、梶原平三景時、判官に先立つて、鎌倉殿へ申しけるは、

「今は日本國残る所もなう、皆従ひつき奉つて候。さは候へども御弟九郎大夫の判官殿こそ、

遙の御敵おんかたきとは見えさせ給ひて候へ。その故は、一を以て萬を察すとて、『一の谷の上の山より落さずば、東西の木戸口破れ難し。されば生捕しにどりをも死捕しにどりをも、まづ義經にこそ見すべきに、もの用にもあひ給はぬ蒲殿かほどのの見參に入るべきやうやある。本三位の中將殿をいそぎこれへたび候へ。賜はずば參つて賜らん。』とて、既に事出いでて來んとし候ひしをも、景時がよくはからひて、土肥に心を合せて、本三位の中將殿を、土肥の次郎實平に預け置き奉つてこそ、世は鎮しづまつて候へ。」

と申しければ、鎌倉殿大きにうちうなづいて、

「九郎が今日けふこれへ入いるなる、各々用心し給へ。」

とのたまへば、八箇國の大名、小名馳せ集つて、鎌倉殿は程なく數千騎にこそなり給へ。鎌倉殿は軍兵七重八重ななへやにする置き、わが身はその中におはしましたながら、

「九郎はすゝどき男おとこなれば、この疊の下よりもはひ出いでてんずる者なり。されども頼朝はせらるまじ。」

とぞのたまひける。

金洗澤かねあらひざはに關せきするて、大臣殿父子請け取り奉つて、それより判官をば腰越こしこえへ追ひかへさる。判

官、

「こはされば何事ぞや。去年の春、木曾義仲を追討せしよりこのかた、今年の春、平家を攻め亡しはて、内侍所、しるしの御箱、事故なう都へ返し入れ奉り、あまつさへ大將軍大臣殿父子生捕にして、これまで下りたらんずるには、たとひいかなる不思議ありとも、一度はなか対面なからん。およそ九國の總追捕使にも補せられ、山陰、山陽、南海道、いづれなりとも預けられ、一方の御固めにもなされんずるかところ思ひつるに、僅に伊豫國ばかり知行すべき由のたまひて、鎌倉中へだに入れずして、追ひ上せらるる事は何事ぞや。およそ日本國中を鎮むる事は、義仲、義經がしわざにあらずや。たとへば父が同じ子にて先に生るゝを兄とし、後に生るるを弟とするばかりなり。天下を知らんに、誰かは知らざらん。謝する所を知らず」

とつばやかれけれどもかひぞなき。判官やうやうに陳じ申されけれども景時が讒言の上は鎌倉殿用ひ給はず。判官泣く泣く一通の狀を書いて、廣元のもとへ遣さる。

「源の義經、恐れながら申し上ぐる意趣は、御代官のその一に選ばれ、勅宣の御使として朝敵を平げ、會稽の恥辱を雪ぐ。勳賞を行はるべき所に、思ひの外に虎口の讒言に依つて、莫大の勳功をもだせられ、義經犯す事なうして科を蒙る。功あつて過なしといへども、御勘氣を蒙る

間、空しく紅涙に沈む。讒者の實否を糺されず、鎌倉中へだに入れられざる間、素意を述ぶるに能はず、徒に數日を送る。この時に當つて、長く温顔を拜し奉らず。骨肉同胞の義既に絶え、宿運極めて空しきに似たるか。はたまた先世の業因を感じるか。悲しきかなや、この條、故亡父尊靈再誕し給はずんば、誰の人か愚意の悲歎を申し開かん。いづれの人か哀憐を垂れられんや。事新しき申し條、述懐に似たりといへども、義經身體髮膚を父母に受け、幾何の時節を経ずして、故頭の殿御他界の間、孤となつて母の懷の中に抱かれて、大和の國宇陀の郡へ赴きしよりこのかた、未だ一日片時安堵の思ひに住せず、かひなき命を存すといへども、京都の經廻難治の間、身を在々所々に隠し、邊土遠國を住家として、土民百姓等に服仕せらる。然るに交契忽に順熟して、平家の一族追討の爲に上洛せしむる手あはせに、まづ木曾義仲を誅戮の後、平家を攻め傾けんが爲に、ある時は峨々たる巖石に駿馬に鞭打つて、敵の爲に命を亡さん事を顧みず、ある時は漫々たる大海に風波の難を凌ぎ、身を海底に沈めん事を痛まずして、尸を鯨鯢の鯢にかく。しかのみならず、甲冑を枕とし、弓箭を業とする本意、然しながら亡魂の憤を休め、年來の宿望を遂げんと欲するより外は他事なし。あまつさへ、義經五位の尉に補任の條、當家の重職、何事かこれに如かん。然れども、今憂深く歎き切なり。佛神の御助にあ

らざるより外は、いかてか愁訴を達せん。これに依つて諸神諸社の牛王寶印の裏を以て、全く野心を挾まざる旨、日本國中の大小の神祇、冥道を請じ驚し奉つて、數道の起請文を書き進ずといへども、なほ以て御宥免なし。それわが國(は)神國なり。神は非禮を受け給ふべからず。頼む所他にあらず。ひとへに貴殿廣大の慈悲を仰ぎ、便宜を窺ひ、高聞に達せしめ、秘計を廻して、誤なき旨を宥せられ放免に預らば、積善の餘慶家門に及び、榮華を永く子孫に傳へん、依つて年來の愁眉を開き、一期の安寧を得ん。書紙に盡さず。しかしながら省略せしめ候ひ畢んぬ。義經恐惶謹んで言す。元暦二年六月五日の日、源の義經進上、因播の守の殿へ。とぞ書(かれ)たる。

大臣殿斬られ

さる程に鎌倉の源二位大臣殿に對面ありけり。おはしける所、庭を一つ隔て、向なる屋にすゑ奉り、簾の内より見出し給ひて、比企の藤四郎能員を以て、

「平家を全く頼朝が私の御敵とは、ゆめゆめ思ひ奉らず。その故は故人道相國の御許され候はずば、頼朝いかてか命の助かり候ふべき。さてこそ二十餘年までもまかり過ぎ候ひしか。され

ども朝敵とならせ給ふ上、追討すべき由の院宣賜り候間、これまでは迎へ奉つたり。かやうに御見參に入(る)こそ返す返すも本意なれ。」

とぞのたまひける。能員この事申さんとて、いそぎ大臣殿の御前近う參りたりければ、居直り畏り給ふぞ口惜しき。

東國の大名、小名多う並みあたりける中に、京の者いくらもあり。また平家の家人たつし者も多かりけり。

「京、鎌倉恥をさらさせ給ふだにあるに今又居直り畏り給ひたればとていかてか御命の助かり給ふべきか。」

と皆人慚愧しけり。その中にある人の申しけるは、

「猛虎深山にある時は、百獸震ひおづ。檻穽の中にある時は、尾を動かして食を求むとて、猛き虎の深山にある時は、百の獸おぢ懼るといへども、取つて檻の中に籠められて後は、尾を振つて人に向ふらん。かやうに、この大臣殿も、心猛き大將軍なれども、かくなつて後は、かやうの事もおはするにこそ。」

と申す人々もありけるとかや。

判官様々に陳じ申されけれども、景時が讒言の上は、鎌倉殿用ひ給はず。六月九日の日九郎大夫の判官義経また大臣殿父子うけ取り奉つて、都へ歸り上り給ふ。大臣殿は今一日も日數の延ぶるを、うれしき事にぞおもはれける。國々宿々うち過ぎうち過ぎ上る程に尾張の國內海といふ所あり。これは一年故左馬の頭義朝の誅せられし所なれば、そこにぞ一定と思はれけるに、そこをも過(ぎ)しかば、さてはわが命の助からんするにこそと、悦しげにおぼしたるこそいとほしけれ。右衛門の督はさは思ひ給はず、かやうに暑き頃なれば、頸の損ぜぬやうにはからひて、都近うなつてこそ斬られんすらめとは思はれけれども、父の歎き給ふがいたはしさに、さは申されず、ひとへに唯念佛をのみぞぞすゝめ申されける。

同じき二十三日近江の國篠原の宿に著き給ひたり。しかば判官なさけある人にて、三日路より人を先立て、善知識の爲にとて、小原の本性房洪豪と申す聖を請じ下されたり。昨日までは親子一つ所におはしけるが、今朝より引き離し奉つて所々に据ゑ奉る。大臣殿、善知識の聖に向つてのたまひけるは、

「そもく右衛門の督は未だいつくに候ふやらん。たとひ首をこそ斬らるゝとも、軀は一つ席に伏さんとこそ契りしが、この十七年が間、一日片時も身を離たず、京、鎌倉恥を曝すも、あ

の右衛門の督故なり。」

とて泣かれければ、聖もあはれに思はれけれども、われさへ心弱くてはかなはじとや思はれけん、涙おし拭ひ、さらぬ體にもてないて、

「誰とても、恩愛の道は思ひ切られぬ事にて候へば、まことにさこそ思し召され候ふらめ。昔もためしなし。御門の御外戚にて、丞相の位に至り給ひぬ。今またかゝる御目にあはせ給ふ事も、唯先世の宿業なれば、世をも人をも、神をも佛をも、恨み思し召すべからず。大梵王宮の深禪定の樂、思へば程なし。況や電光朝露の下界の命に於てをや。切利天の億千歳、ただ夢の如し。三十九年を保たせ給ひけんも、僅に一時の間なり。誰か嘗めたりし不老不死の藥、誰か保ちたりけん東父西母が命、秦の始皇の驕を極めしも、遂には驪山の塚に埋れ、漢の武帝の命を惜み給ひけんも、空しう杜陵の苔に朽ちにき。生ある者は必ず滅す。釋尊未だ梅檀の煙を免れず。樂盡きて悲來る。天人なほ五衰の日にあへりところ承れ。されば佛は、「我心自空、罪福無主、觀心無心、法不住法」とて、善も惡も空なりと觀するが、正しう佛の御心に相かなふ事にては候ふなり。いかなれば彌陀如來は五劫が間思惟して、起し難き願を發しますますに、いかなるわれらなれば億々萬劫が間生死に輪廻して、寶の山に入りて手を空しうせ

ん事、嘆の中の口惜しき事には思し召され候はずや。今は餘念を思し召すべからず。とて、頻りに鉦打ちならし戒保たせ奉る。大臣殿も然るべき善知識と思し召し、忽に妄念を離し、西に向つて手を合せ、高聲に念佛百遍ばかりとなへさせ給ひつゝ、首をのべてぞ待たれける。橘右馬允公長、太刀を引きそばめ、左の方より大臣殿の御後に立ち廻り、既に斬り奉らんとしけるを、大臣殿見付(け)給ひて、

「右衛門の督も既にか。」

とのたまひけるこそあはれなれ。公長後へ寄るかと思えしかば、首は前へぞ落ちにける。この公長と申すは平家相傳の家人にて、なかんづく新中納言知盛の卿の、朝夕伺候の侍なり。さこそ世を諂ふならひといひながら、無下になさけなかりける者かなとぞ、人みな慚愧しける。

聖また、先の如く右衛門の督にも戒保たせ奉り、頻に念佛のみぞすゝめ申されける。右衛門の督、善知識の聖に向つて申されけるは、

「そもく父の御最後は、いかゞましまし候ふやらん。」

と問はれければ、

「めでたうましまし候ひつる。御心安く思し召され候へ。」

と申されければ、右衛門の督、

「今はうき世に思ひ置く事なし。さらばとう斬れ。」

とて、頸を延べてぞ討たせられける。今度は堀の彌太郎切つてげり。首をば判官持たせて都へ上り給ふ。軀は公長が沙汰として、親子一つ穴にぞ埋めける。これは大臣殿のあまりに罪深うのたまひけるに依つてなり。

明くる二十四日、武士、檢非違使三條河原に出で向つて、平家の首受け取る。三條を西へ、東の洞院を北へ渡して、獄門の左の樗の木にぞかけられける。異國にはその例もやあるらん、わが朝に未だ聞かず。平治にも信頼の卿は、さばかりの悪行人たりしかども、大路をば渡されず、平家にとつてぞ渡されける。西國より歸つては、生きて六條を東へ渡され、東國より上つては、死して三條を西へ渡さる。生きての恥、死しての辱、いづれも劣らざりけり。

平家物語卷第十二

重衡斬られ

さる程に、本三位の中將重衡の卿をば狩野介宗茂が預かり奉つて、去年より伊豆におはしけるを、南都の大衆とかう申すによつて、さらば遣さるべしとて、源三位入道頼政の孫伊豆の藏人の大夫頼兼に仰せて、遂に奈良へぞ渡されける。今度は都の中へは入(れ)られずして、大津より山科通に、醍醐路を経て行けば、日野は近かりけり。

この北方と申すは、鳥飼の中納言維實の女、五條の大納言國綱の養子、先帝の御乳母大納言の佐の局とぞ申しける。されば中將一の谷にて生捕にせられ給ひて後も、先帝に付き参らせておはせしが、壇の浦にて海に沈ませ給ひしかば、武士のあらけなきに捕れて舊里へ返り、姉の大夫三位に同宿して、日野といふ所にぞましましける。三位の中將の露の命、草葉の末に懸つて、未だ消えやり給はぬと聞えしかば、變らぬ姿を今一度見もし、見ればやとは思はれけれども、

も、さるべき便もなかりしかば、たゞ泣くより外の慰なくして、明しぞ暮し給ひける。

その後、三位中將、守護の武士にのたまひけるは、

「さてもこの程、各々の情深う芳心おはしつる事こそ、何よりも又うれしけれ。最後に今一度、芳恩蒙りたき事あり。われは一人の子なれば、うき世に思ひ置く事なし。年頃契つたりし女房の、日野といふ所にありと聞く。今一度見参して、後生の事をもいひ置かばやと思ふはいかに。」

とのたまへば、武士も岩木ならねば、

「まことに女房なんどの御事は、何か苦しう候ふべき。とうとう。」

とて許し奉る。三位の中將、なめならず悦び、人をいれて、

「これに大納言の佐の局の御わたり候やらん。本三位の中將殿のたゞ今奈良へ御通り候が、立ちながら御見参に入りたき由仰せられ候。」

と、いはせられたりければ、北方、

「いづらやいづらや。」

とて走り出て見給へば、藍摺の直垂に折烏帽子著たる男の、瘦せ黒みたるが、縁に寄り居た

るぞそなりける。北方御簾のきは近う出(て)て、

「いかにやいかにや、夢かやうつゝか。これへ入(り)給へ」

とのたまひける。御聲を聞き給ふにつけても、たゞ先立つものは涙なり。や、あつて中將御簾うちかづき、涙をはらくと流いて、

「去年の春、攝津國一の谷にていかにもなるべかりし身の、せめての罪の報にや、生きながら捕れて、京、鎌倉(に)恥を曝すのみならず、はては南都の大衆の手へ渡されて、斬らるべしとてまかり候。夢ならずして、變らぬ姿を今一度見もし、見えばやとこそ存(じ)しか、今はうき世に思ひ置く事なし。これにて頭を剃り、髪をも形見に奉りたうは候へども、心に心をもまかせず。」

とて、額の髪をかき分け、口の及ぶ所を少しくひ切つて、

「これを形見に御覽せよ。」

とて奉り給へば、北方、日頃こひしう思はれるより、今ひとしほ思の色ぞまさられける。や、あつて北方、涙をおさへてのたまひけるは、

「去年の春攝津國一の谷にて生捕にせられ給ひぬと聞きし後は二位殿、越前の三位の上のやう

に、水の底へも入(り)たかりつれども、まさしうこの世におはせぬ人とも承らざりしかば、變らぬ姿を今一度見もし、見ればやと思ふためにこそ、憂きながら今日まで長らへたれ。今まで長らへたるは、もしやの頼みにもありつるが、さては唯今を限りにておはしつる事の悲しさよ。」

とて、昔今の物語どものたまひかはすにつけても、たゞ盡きせぬものは涙なり。北方、

「餘りに御姿の萎れて候ふに、奉り代へよ。」

とて、給の小袖に淨衣を添へて出されたり。中將これを著かへつゝ、日ごろ著給ひたるものをば、

「これをも形見に御覽せよ。」

とて奉り給へば、北方、

「それもさる御事にては候へども、はかなき筆のあとこそ、後の世までの御形見にては候へ。」とて、御硯を出されたり。中將泣く泣く一首の歌をぞ書かれける。

せきかねて涙のかゝるから衣 後の形見にぬぎぞ代へぬる

北方の返事に、

ぬぎ代ふる衣も今は何かせむ けふを限りの形見と思へば

「後の世には、生れあひ奉るべし。必ず一つ蓮はすにと祈り給へ。日もたけぬ。奈良へも遠う候へば、武士どもの待つらんも心なし。暇申して。」

とて既に出(て)んとし給へば、北方、

「いかにや、しばし。」

とて、引き止め給ふ。中將、

「唯心の中をば推し量り給ふべし。さればとて長らへはつべき身にもあらず。」

とて、思ひ切つてぞ立たれける。まことにこの世にて相見ん事も、これぞ限りと思はれければ、今一度立ち返りたくは思はれけれども、心弱うて(は)かなはじとて、思ひ切つてぞ出(て)られける。北方は御簾みすの外そとまでまろび出(て)て、倒れ伏し聲をばかりにぞをめき叫び給ひける。その御聲の、門かどの外そとまで遙に聞えければ、中將も涙に暮れて、行先も見えねば、駒をも更にはやめ給はず、なかなかなりける見参かなと、今は悔くしうぞ思はれける。北の方はやがて走りも出(て)おはしぬべうは思はれけれども、それもさすがなればとて、引きかづいてぞ伏し給ふ。

さる程に南都の大衆、三位の中將請け取り奉つて、僉議せんぎす。そもそもこの重衡の卿たいげんは大犯の

悪人たる上、三千五刑の中にも洩れ、修因感果しゆいんかんくわの道理極成せり。佛敵法敵ぶつてきほふてきの逆臣なれば、すべからく東大寺、興福寺の大垣おほがきを廻して、堀首ほりくびにやすべき、また鋸のこぎりにてや切るべきと僉議す。老僧どもの中に僉議しけるは、それも僧徒の法には穩便えんべんならず。たゞ武士にたうて、木津こづの邊へんにて斬らせらるべしとて、遂に武士の手へぞ返されける。武士これを請け取り奉つて、木津河こづがはの端はたにて既に斬り奉らんとしけるに、數千人の大衆、守護の武士、見る人、幾千萬といふ數を知らず。

こゝに三位の中將の年頃の侍に、木工むくの右馬允知時うまのりともときといふ者あり。八條の女院に兼參にて候ひけるが、御最後を見奉らんとて、鞭を打つてぞ馳せたりける。既に斬り奉らんとする處に馳せ著いて、いそぎ馬より飛んで下り、千萬人の立ち圍かこうたる中を、おし分けおし分け、中將殿の御前に參り畏つて、

「知時こそ、御最後を見奉らんがために參つて候へ。」

と申しければ、中將、

「志の程まことに神妙しんべうなり。餘りに罪深う覺ゆるぞ。最後に佛を拜み奉つて、斬らればやと思ふはいかに。」

とのたまへば、知時、

「易い程の御事候。」

とて、守護の武士に申し合せて、その邊近き里より、佛を一體迎へ奉つて出(て)來たり。幸に阿彌陀にてぞましましける。河原の砂の上に据ゑ奉り、知時が狩衣の袖のくゝりを解いて佛の御手に懸け、中將殿に控へさせ奉る。

中將これを控へつゝ、佛に向つて申されけるは、

「傳へ聞く、調達が三逆を作り、八萬藏の聖經を焼き亡ししにも、遂には天王如來の記莖に預る。所作の罪業まことに深しといへども、聖經に値遇せし逆縁朽ちずして、却つて得道の因となる。今重衡が逆罪を犯す事、全く愚意の發起にあらず。たゞ世の理を存するばかりなり。生を受くる者、誰か父の命をそむかんや。命を保つ者、誰か王命を蔑如する。かれといひこれといひ、辭するに所なし。理非佛陀の照覽にあら(り)。されば罪報たち所に報い、運命たゞ今を限りとす。後悔千萬、悲んでもなほ餘りあり。但し三寶の境界は、慈悲心を以て心とする故に、濟度の良縁まぢまちなり。唯圓教意、逆既是順、この文肝に銘す。一念彌陀佛、即滅無量罪、願はくは逆縁を以て順縁とし、たゞ今の最後の念佛に依つて、九品託生を遂ぐべし。」

とて、首を延べてぞ討たせらる。日頃の悪行はさる事なれども、たゞ今の最期の御ありさまを見奉るにぞ、數千人の大衆、守護の武士どもも、皆鎧の袖をぞ濡しける。去んぬる治承の合戦の時、こゝに打ち立つて、多くの伽藍を焼き亡し給ひたりし人なれば、とて、首をば般若寺の大鳥居に、釘づけにこそしたりけれ。

北方この由を聞き給ひて、

「たとひ頭をこそ刎ねらるゝとも、骸は河原に捨て置きてぞあるらん。取り寄せて孝養せん。」

とて、仰ひに輿を遣されたりければ、げにも骸は河原に捨て置いたり。これを取つて輿に入れば、日野へかいてぞ歸りける。昨日まではさしもゆゝしうおはせしかども、かやうに暑き頃なれば、いつしかあらぬ様にぞなられける。これを待ち受けて見給ひける北方の心の中、推し量られてあはれなり。さてしもあるべき事ならねば、その邊近き法界寺に入(れ)奉り、貴き僧を語らひ、かたの如くの御佛事營み給ふぞあはれなる。首をば大佛の聖俊乗坊、大衆に請ひつて、日野へぞ遣しける。首も骸も烟になし、骨をば高野へ送り、墓をば日野にぞせられける。北方も、やがて様をかへ、濃き墨染にやつればてて、かの後世菩提を弔ひ給ふぞあはれなる。

大地震

さる程に平家亡び源氏の代に成(つ)て後、國は國司に従ひ、庄は領家のまゝなりけり。上下安堵して覺えし程に、同じき七月九日の日の午の刻ばかり、大地震夥しう動いてや、久し。赤縣の内、白河のほとり、六勝寺、皆破れ崩る。九重の塔も、上六重ゆり落す。得長壽院も三十三間の御堂を、十七間まで振り倒す。皇居を始めて在々所々の神社佛閣、あやしの民屋、さながら破れ崩る。崩るゝ音は雷の如く、上る塵は烟に同じ。天暗うして日の光も見えず。老少共に魂を失ひ、朝衆悉く心をつくす。

また遠國近國もかくの如し。山崩れて河を埋み、海漂ひて濱を浸し、渚漕ぐ船は波にゆられ、陸行く駒は足の立てどを失へり。大地裂けて水湧き出て、盤石割れて谷へ轉ぶ。洪水漲り來れば、岡に上つてもなどか助からざるべき。猛火來らば、川を隔ててもしばしはさんぬべし。鳥にあらざれば空をも翔り難く、龍にあらざれば雲にもまた上り難し。たゞ悲しかりけるは大地震なり。白河、京中、六波羅にうち埋もるる者、いくらといふ數を知らず。四大種の中に、水火風は常に害をなせども、大地において異なる變をなさず。今度ぞ世のうせはてとて、天の鳴

り、地の動く度ごとに、上下遣戸障子をたてて、聲々に念佛申し、をめき叫ぶ事おびたし。八九十、七八十の者も、

「世を滅するなんどいふ事は常のならひなれども、まのあたりかゝる事は覺えず。」と云ひければ、童どものこれを聞いて、聲々におめきさけぶ。

法皇は新熊野へ御幸なつて、御花參らせ給ふ折ふし、かゝる大地震あつて觸穢出て來にければ、いそぎ御輿に召して六條殿へ還御なる。御供の公卿、殿上人、道すがらいかばかりの心をか碎かれけむ。法皇は南庭に幄屋を建て、ぞおはします。主上は鳳輦に召して池の汀へ行幸なる。女院、宮々は御車に奉つて、他所へ行啓ありけり。天文博士いそぎ内裏へ馳せ參つて、夕さり亥子の刻には、大地必ずうち返すべき由申しければ、怖しなどもおろかなり。昔文徳天皇、齊衡三年三月八日の日の大地震には、東大寺の佛の御頭をゆり落したりけるとかや。また天慶二年四月二日の日の大地震には、主上御殿を去つて、常寧殿の前に、五丈の幄屋を立てておはしましけるとぞ承る。それは上代なればいかゞありけん。この後はかやうの事あるべしとも覺えず。十善帝王帝都を出てさせ給ひて、御身を海底に沈め、大臣公卿捕はれて、或は頭を刎ねて大路を渡され、或は妻子に別れて遠流せらる。平家の怨靈にて世の失すべき由申しけれ

ば、心ある人のなげき悲まぬはなかりけり。

紺搔

同じき八月二十三日、高雄の文覺上人、故左馬の頭義朝のうるはしき頭とて、尋ね出して、頸に懸け、鎌田兵衛が首をば弟子が頸に懸けさせて、關東へこそ下られけれ。去んぬる治承四年七月に、聖そゞるなる鬻體を一つ、白い布に包んで參らせたりければ、程なく世をうち取つて後も、一向父の頭と信ぜられける所に、今また尋ね出してぞ下られける。これは一年故左馬頭義朝のさしも不便にして召し使はれける紺搔の男、平治の後は獄舎の前の苔の下に埋れて、後世弔ふ人もなかりける事を、悲んで時の大理に逢ひ奉り申し受けて、

「兵衛の佐殿は流人ておはずれども、末たのもしき人なれば、尋ね給ふ事もこそあんなれ。」とて、東山圓覺寺といふ所に深う納めて置かれたりけるを、文覺尋ね出して頸に懸け、かの紺搔男共にぞ下られける。

聖今日既に鎌倉へ入ると聞えしかば、源二位、相模河の端まで迎ひにぞ參られける。それよりいろの姿に出て立て、鎌倉へ歸り入らる。聖をば大床に立て、わが身は庭に立つて、父の頭

請け取り給ふぞあはれなる。これを見給ふ大名、小名、皆袖をぞ濡らされける。

石巖のさかしきを切り拂つて、新なる道場を造り、父の御爲と供養して、勝長壽院と號せらる。公家にもかやうの事どもを傳へ聞し召して、故左馬頭義朝の墓へ内大臣正二位を贈らる。勅使は左少辨兼忠とぞ聞えし。頼朝の卿、武勇の名譽長じ給へるに依つて、身を立て家を興すのみならず、亡父尊靈贈官贈位に及びぬることあり難けれ。

平大納言流され

九月二十二日、平家餘黨の都の内に残り止つたるを、國々へ遣さるべき由、鎌倉殿より公家へ申されたりければ、法皇さらば遣さるべしとて先づ平大納言時忠の卿能登の國、藏人の頭信基上總の國、讃岐の中將時實安藝の國、兵部の少輔正明隱岐の國、二位の僧都全真佐渡の國、法勝寺の執行能圓阿波の國、中納言の律師仲快は武藏の國とぞ聞えし。或は東山の雲のはて、或は西海の波の上、先途いづこを期せず、後會その期を知らず、別れの涙をおさへつゝ、面々に赴かれけん心の中、推し量られてあはれなり。

中にも平大納言時忠の卿は、建禮門院のわたらせ給ふ吉田に參つて申されけるは、

「時忠こそ責重うして、今日既に配所へ赴き候へ。最後の御暇申さんが爲に、官人どもにしばしの暇請うて参つて候。同じ都の中にも候ひて、御あたりの事どもをも、承らまほしうこそ存じ候ひしが、かゝる身にまかりなつて候へば、今日より後、またいかなる御ありさまどもにてか、わたらせ給ひ候はんすらんと、思ひ置き参らせ候にこそ、更に行くべき空も覺え候はず。」と申されければ、女院、

「げにも昔のよしみとては、足下ばかりこそありつらん、今はなさをかけ、訪ひとぶらふ人も誰かはあるべき。」

とて、御衣の御袂にあまる御涙せきあへさせ給はず。

この時忠の卿と申すは、出羽の前司具信が孫、贈左大臣時信の卿の子なりけり。高倉の上皇の御外戚、故建春門院の御弟、また入道相國の北方八條の二位殿も姉にておはすれば、兼官兼職思の如く、心の如し。されば、正二位の大納言にも程なく經上つて、檢非違使の別當にも三個度までなり給へり。この人の廳務の時は、諸國の竊盜、強盜、山賊、海賊などいふやつばらをばやうもなく揃め取つて腕中より、打ち切り、打ち切り追つ放たる。されば人、惡別當とぞ申しける。主上並に三種の神器、事故なう都へ返し入れ奉るべき由西國へ仰下されける。院

宣の御使、花方が顔に波形といふ焼印をせられけるも、ひとへにこの時忠の卿のしわざなり。

故建春門院の御形見にも御覽ぜまほしうは思し召されけれども、かやうの事どもに御憤淺からず。判官もまた親しうなられたりければ、やうやうに申されけれども、かなはずして遂に流され給ひけり。子息の侍従時家とて生年十六になられしがこれは流罪にも洩れて、叔父の時光の卿のもとにしのおはしけるが、昨日より大納言の宿所におはして、母上帥の佐殿共に、今を限りの名残をぞ惜まれける。大納言、

「遂にすまじき別かは。」

と心強うはのたまへども、いまはの時にもなりぬればさこそは心細かりけめ。年たけ齡傾いて後さしもむつまじかりける妻子どもにも、別れはて、今日を限りに都を出て、古は名のみ聞きし越路の旅に赴いて、はるばると下り給ふに、かれは志賀唐崎、これは眞野の入江、堅田の浦と申しければ、大納言、泣く泣く詠じ給ひけり。

歸り來む事もかた田に引く綱の 目にもたまらぬわが涙かな

昨日は西海の波の上に漂ひて、怨憎會苦の怨を扁舟の中に積み、今日は北國の雪の下に埋れて愛別離苦の悲を故郷の雲に重ねたり。

土佐房斬られ

さる程に判官には、鎌倉殿より大名十人つけられたりけるが、内々御不審蒙り給ふ由聞えしかば、心を合せて、一人づつ皆下りはてにけり。兄弟なる上、殊に父子の契をして、攝津國一の谷、長門の國壇の浦赤間か關にて平家を攻め亡しはて、内侍所、しるしの御箱、事故なう都へ返し入奉り、一天を鎮め、四海をすます。勳賞行はるべき所に、何の仔細あつて、かかる聞えのあるらんと、人みな不審をなす。この事は攝津國渡邊福島にて、逆櫓立てう、立てじの論をして、大きに嘲かれし事を、梶原遺恨に思ひて、常は讒言しけるによつてなり。

鎌倉殿、今一日も先に討手を上せばやとは思はれけれども、大名どもさし上せば、宇治、勢田の橋をも引き、京都の騒ぎとも成て、なかなかあしかりなんす。いかゞせむと思はれけるが、こゝに土佐房昌俊を召して、

「わ僧上つて、もの詣でするやうで、たばかりで討て。」

とのたまへば、土佐房畏り承つて、宿所へも歸らず、すぐに京へぞ上りける。九月二十九日、土佐房都へ上つたりけれども、次の日までは判官殿へは參らず。判官土佐房が上つたる由

を聞き召して、武藏坊辨慶を以て召されければ、やがて連れてぞ參つたる。

判官、

「いかに土佐房、鎌倉殿より御文はなきか。」

と問ひ給へば、

「別の御事も候はぬ間、御文をば參らせられぬ候。御ことばにて申せと仰せ候ひつるは、當時都に別の仔細も候はぬは、一向渡らせ給ふ御故なり。相構へてよくよく守護せさせ參らつさせ給へところ仰せられ候ひつれ。」

と申しければ、判官、

「よもさはあらし、義經討ち上つたる御使なり。大名どもさし上せば、宇治、勢田の橋をも引き、京都の騒ぎともなつて、なかなかあしかりなんす。わ僧上つてももの詣でするやうで、たばかりで討てと、仰せつけられたんな。」

とのたまへば、土佐房、

「何に依つて、たゞ今さる御事の渡らせ給ひ候ふべき。これは聊か宿願の仔細候ひて、熊野參詣の爲にまかり上つて候。」

と申す。判官、
 「景時が讒言に依つて、鎌倉中へだに入られずして、腰越より追ひ上せらるる事はいかに。」
 土佐坊、

「その御事はいかゞましまし候ふやらん、昌俊においては全く御腹黒思ひ参らせぬ候。」
 不忠なき由の起請文を、書き進ずべき由を申す。判官、

「とてもかくても、鎌倉殿によしと思はれ奉つたる身ならばこそ。」

とて、以ての外に氣色あしげに見え給へば、土佐坊一旦の害を遁れむが爲に、居ながら七枚の起請を書き、或は焼いて飲み、或は社の寶殿に籠めなどして、ゆりて歸り、大番衆の者ども催し集めて、その夜寄せんとす。

判官は磯の禪師といふ白拍子が女、靜といふ女を寵愛せられけり。靜も傍を立ち去る事も候はず。靜申しけるは、

「大略は皆武者て候ふなる。御内より催のなからむに、大番衆の者どもが、これ程迄騒ぐべき事や候ふべき。いかさまにもこれは、晝の起請法師がしわざと覺え候。人を遣して見せ候はん。」

とて、六波羅の故入道相國の召し使はれける禿を、三四人召し使はれけるを、二人見せに遣す。程ふるまで歸らず。女はなかなか苦しがるまじとて、はした者を一人見せに遣す。程なく走り歸つて、

「禿とおぼしき者は、二人ながら土佐房が門の前に斬り伏せられて候。門の前には鞍置き馬ども引つ立て引つ立て、大幕の中には者ども鎧著、矢かき負ひ、弓おし張り、兜の緒をしめ、ただ今寄せんと出立ち候。少しももの詣の氣色とは見え候はず。」

と申しければ、判官さればこそとて、太刀取つて出給へば、靜きせながを取つて投げかけ奉る。高紐ばかりして出で給ふ所に、馬に鞍置いて中門の口に引立たり。判官それに打ち乗り、
 「門あけよ。」

とて開けさせ、今や今やと待ち給ふ所に、夜半ばかりひた胃四五十騎、總門の前におし寄せ、関をどつとぞつくりける。判官鑑ふんばり立ち上り、大音聲を揚げて、

「夜討にも、また晝軍にも、義經たやすう討つべき者は、日本國には覺えぬものを。」

とて、馳せ廻り給へば、馬に當てられじと思ひけむ、皆中をあけてぞ通しける。

さる程に、伊勢の三郎義盛、奥州の佐藤四郎兵衛忠信、江田源三、熊井太郎、武藏坊辨慶な

どいふ一人當千の兵ども、聲々に名乗つて馳せ来る。御内に夜討入たりとて、あそこの屋形、この宿所より馳せ来る程に、判官程なく六七十騎になり給ひぬ。土佐房心は猛う寄せたれども、助る者は少う、討たる、者ぞ多かりける。土佐房かなはじとや思ひけん、希有にして鞍馬の奥へ引き退く。鞍馬は、判官の故山なりければ、彼の師揃め取つて、次日判官殿へ遣す。僧正が谷といふ所に隠れ居たりけるとかや。

土佐房、その日は、褐の直垂に出張頭巾をぞ著たりける。判官、土佐房を大庭へ引据ゑさせ、

「いかに土佐房、起請には早くもうてたるぞかし。」とのたまへば、「さん候。ある事に書いて候へばうて、候。」

と申す。判官涙をはらはらと流いて、

「主君の命を重んじて、私の命を軽んず。志の程まことに神妙なり。わ僧命惜くば、助けて鎌倉へ歸し遣さんはいかに。」

とのたまへば、土佐房居直り、畏つて申しけるは、

「こは口惜しき事をものたまふものかな。助らうと申さば、殿は助け給ふべきか。鎌倉殿の、

僧なれども、おのれぞ狙はむするものと、仰を蒙つしよりこのかた、命をば兵衛佐殿に奉りぬ。なじかは二度取り返し奉るべき。たゞ芳恩にはとくとく頭を刎ねられ候はばや」

と申しければ、さらばとて、やがて六條河原へ引き出してぞ斬つてんげる。譽めぬ人こそなかりけれ。

判官都落

こゝに足立の新三郎といふ雑色あり。

「きやつは下臈なれども、さかざかしき者にて候。召し使はれ候へ。」

とて、鎌倉殿より判官に参らせられたりけるが、これは内々九郎がふるまひ見て、われに告げ知らせよとなり。土佐房が斬らるゝを見て、夜を日について鎌倉へ馳せ下り、この由かくと申しければ、鎌倉殿大に驚き、舍弟、三河守範頼を、討手に上り給ふべき由のたまへば、頻に辭し申されけれども、いかにもかなふまじき由を、しきりにのたまふ間、力及ばず、いそぎ物具して、御暇申しに参られたりけるを、鎌倉殿、

「わ殿もまた九郎がふるまひし給ふなよ。」

とのたまひける。御ことばに恐れて、宿所に歸り、物具ぬぎ置き、京上は思ひ止り給ひけり。不忠なき由の起請文を、一日に十枚づつ晝は書き、夜は御坪の内にて讀み上げ讀み上げ、百日に千枚の起請を書いて參らせられたりけれども、かなはずして遂に斬られ給ひけり。

次に北條の四郎時政に六萬餘騎をさし添へて、討手に上せらるる由聞えしかば、判官如何せんと思はれけるが、こゝに緒方の三郎惟義は平家を九國の中へも入れずして、追ひ出す程の多勢の者なり。

「われに頼まれよ。」

とのたまへば、

「御内に候ふ菊池の次郎高直は年頃の敵て候ふ間、賜つて斬つて、頼まれ參らせん。」

と申す。判官さうなうたうでんげり。やがて六條河原へ引き出てぞ斬つてげる。その後惟義領狀す。

同じき十一月二日の日、九郎大夫判官義經院參して、大藏卿泰經の朝臣を以て奏聞せられけるは、

「事新しき申し事にては候へども攝津國一の谷長門の國壇の浦赤間が關にて平家を攻め滅しは

て内侍所しるしの御箱事故なう都へ歸し入奉り、一天を静め四海をすまず勳賞行はるべきところに鎌倉の頼朝郎等どもが讒言に依つて、義經を討たんとつかうまつり候。暫く鎮西の方へも落ち下らばやと存じ候。あはれ院の廳の御下文を一通下し預り候はばや。」

と申されたりければ、法皇この事いかあらんすらむと、おぼし召し煩はせ給ひて、諸卿に仰せ合せらる。

諸卿申されけるは、

「義經都に候ひなば、東國の大勢亂れ入て、京都の騒動絶えまじう候。暫く鎮西の方へも落ち下り候は、その恐あるまじう候。」

と奏せられたりければ、法皇さらばとて、緒方の三郎惟義を始として、九州の者ども臼杵、戸次、松浦黨に至るまで、皆義經の朝臣下知に従ふべき由の、院の廳の御下文を賜つて、あくる三日の日、都に聊かのわずらひもなさず、荒き波風をも立てずして、その勢五百餘騎でぞ下られける。

こゝに攝津の國の住人に太田の太郎頼基、よしもと「わが門の前を通しながら、矢一つをだに射ずして通しなば、鎌倉殿の返り聞き召されむする所もあり、矢一つ射かけ奉らんであるべきと思ひ

手勢六十餘騎、河原津といふ所にて追ひついて攻め戦ふ。判官、五百餘騎取つて返し、太田の太郎六十餘騎を中に取り籠めて、散々に攻め給へば、太田の太郎頼基、馬の太腹射させ、力及ばて引き退く。残り止つて防ぎ矢射ける兵ども、家の子郎等二十餘人が首切りかけさせ、軍神に祭り関をどつと作り、門出よしとぞ悦ばれける。攝津國大物の浦より船にて下られけるが、折ふし西の風烈しう吹いたりければ、判官の船は住吉の浦へ打ち上げられて、それより吉野山へぞ籠られける。吉野法師に攻められて、奈良へ落つ。奈良法師に攻められて、また都へ歸り上り、北國にかゝつて、遂に奥へぞ下られける。

判官は、都より引き具せられたりける十餘人の女房たちをば、住吉の浦に捨て置かれたりければ、或は松が根苔の席に倒れ伏し、或は濱の真砂の上に、袖片敷いて泣き居たりけるを、住吉の神官これを憐んで、乗物どもをしたて、皆京へぞ送りける。判官のむねと頼まれたりける、信太の三郎先生義教、緒方の三郎惟義、十郎藏人等が乗つたる船は、浦々島々へ打ち上げられて、互にそのゆくへをも知らざりけり。西の風の忽に吹きけるは、平家の怨靈とぞ聞えし。

同じき七日の夜にいつて、北條の四郎時政數萬騎の軍兵をたなびいて都へ入る。あくる八日

の日院參して、

「伊豫の守源の義經、竝に備前守行家、追討すべき由の院宣賜るべき由。」

奏聞せられたりければ、法皇やがて院宣をぞ下されける。去ぬる二日の日は、義經の朝臣申し受くる旨にまかせて、頼朝をむくべき由の院の廳の御下文をなされ、同じき八日の日は、頼朝卿の申狀に依つて、義經討つべき由の院宣をぞ下されける。朝にかはり夕に變ず。たゞ世間の不定こそ悲しけれ。

日本國中の總追捕使を賜つて、段別に兵糧米あて行ふべき由を鎌倉殿より公家へ奏聞せられたりければ、法皇仰せなりけるは、

「昔より代々の朝敵を平ぐる者多しと雖も半國を賜るといふ事は無量義經に見えたり。過分の申し狀なり。」

とて、諸卿に仰せ合せらる。諸卿申されけるは、

「頼朝の卿の申さるゝ所、道理半ばなり。」

とて諸國に守護を置き代へ、庄園に地頭を補せらる。かゝりしかば一毛ばかりも隠るべきやうぞなかりける。

鎌倉殿、かやうの事どもをば、吉田の大納言経房卿を以て申されけり。この大納言は優にわりなき人と聞え給へり。平家滅び源氏の世になつて後、いかなる人も、或は文を遣し、或は使者を立て、さまざまにして諂はれたりけれども、この大納言はさもし給はず。平家の悪行によつて法皇を城南の離宮にぞ移し奉り後、院の別當置かれけるにも、八條の中納言長方の卿、この大納言二人をぞ五位の侍中には補せられける。權右中辨光房の朝臣の子なりけり。然るを十二年、父の朝臣失せ給ひしかば、孤にておはせしかども、三事の顯要を兼帯して、夕郎の貫首を越え、參議、大辨、太宰師、中納言、大納言に上り給へぬ。人をば越え給へども、人には越えられ給はず。されば人の善悪は、錐袋を通すとて隠れなし。あり難かりし大納言なり。

六代

さる程に北條の四郎時政は、都の守護にて候はれけるが、「平家の子孫といはむ人、男子に於いて一人も漏さず、尋ね出し奉りたらんとする輩に於ては、上下を選ばず所望は請ふに依るべし」と披露せしが京中の上下、案内は知つたり、勸賞蒙らんとて、尋ね求むることうたてけれ。かゝりしかばいくらも尋ね出されたり。下藪の子なれども、色白うみめよきをば、あれ

は何の中將殿の若君、かの少將殿の公達などいふ間、父母歎き悲みけれども、あれは乳母の女房が申し候、これは介錯の女房が告げ候などいふ間、むげに幼きをば水に入れ、土に埋み、少しおとなしきをば押し殺し、刺し殺す。母の悲み乳母が歎き、たとへむ方もなかりけり。申にも小松の三位の中將維盛の卿の若君六代御前とて、ましますなり。平家の嫡々なる上、年も少しおとなしければ、尋ね出し參らせて失ひ奉らんとて、手を分つて求めけるが、求めかねて、既に下らんとし給ふ處に、ある女房の六波羅に參つて申しけるは、

「これより西、遍昭寺の奥、大覺寺と申す山寺の北の方、菖蒲谷と申す所にこそ、小松の三位中將維盛の卿の、若君、姫君、忍うてましますなれ。」

といひければ、北條うれしき事をも聞きぬと思ひ、かしこへ人を遣して、その邊を窺はせられけるに、ある坊に女房たち多く、若君姫君ゆゑしう忍びたる體にて住はれけり。籬の間よりのぞいて見れば、白き犬の子の庭へ走り出でたるを捉らむとて、世に美しき若君の續いて出て給ひけるを、乳母の女房とおぼしくて、

「あなあさまし、人もこそ見參らせ候はめ。」

とて、いそぎ引き入れ奉る。これぞ一定そにてあるらむと思ひ、いそぎ六波羅へ走り歸つて、

この由かくと申しければ、次の日、北條菖蒲谷をうち圍み、人を入れて申されけるは、

「小松の三位の中將維盛の卿の若君六代御前の、これにまします由承つて、鎌倉殿の御代官として、北條の四郎時政が御迎ひに參つて候。とうとう出し參らせ給へ。」

と申されければ、母上夢の心ちして、つやつや物も覺え給はず。齋藤五、齋藤六、その邊を走り廻つて窺ひけるに、武士ども四方を打ち圍んで、いづ方より出し參らすべしとも覺えねば、母上は若君を抱へ參らせて、

「たゞわれを失へや。」

とて、もだへこがれ給ひけり。乳母の女房も御前に倒れ伏し、聲も惜まざるをめき叫ぶ。日頃はものをだに高いはず、忍びつゝ隠れ居たりしかども、今は家の内にありとある者、聲を揃へて泣き悲む。北條も、よにあはれに覺えて、涙押しのごひ、つくづくところ待たれけれ。やあつて、また人を入れて申されけるは、

「世も未だ静り候はねば、しどけなき御事もぞ候はんずらん。時政が御迎へに參つて候。早々出し參らせ給へ。」

と申されければ、若君、母上に申させ給ひけるは、

「遂に遁れまじう候ふ上、はやばや出させおはしませ。既に武士どもの打ち入て搜す程ならば、なかなかうたてげなる御ありさまどもを、見えさせ給はんも心憂し。たとひまかりて候ふとも、しばしもあらばやがて歸り參り候はん。いたうな歎かせ給ひ候ひそ。」

と、おとなしやかにぞ宣ひける。

さてしもあるべき事ならねば、母上は若君に泣く泣く御物著せ參らせ、御髪かき撫てて、出し參らせんとし給ひけるが、黒木の數珠の少う美しきを取り出して、

「相構へて、これにていかにもならんまで念佛申して、極樂へ參れよ。」

とてぞ奉らる。若君、

「母上乳母の女房には今日既に別れば候ひぬ。今はいかにもして、父のまします所へこそ參りたけれ。」

とのたまへば、妹の姫君の生年十になり給ひけるが、われも參らんとて、續いて出て給ひけるを、乳母の女房取り止め奉る。六代御前は今年は十二になり給へども、世の人の十四五よりもおとなしく、心ざま優におはしければ、敵に弱げを見えじとて、おさふる袖のひまよりも、あまりて涙ごこぼれける。さて御輿に召されけり。武士どもうち圍んで出てにけり。齋藤五、

齋藤六も御輿の左右についてぞ参りける。北條乗替どもを下いて馬に乗れといへども乗らず。大覺寺より六波羅まで、徒跣でぞ参りける。

母上、乳母の女房、天に仰ぎ地に俯して、泣き悲しめどもかひぞなき。やゝあつて母上、乳母の女房にのたまひけるは、

「この日頃、平家の子ども取り集めて、水に入れ、土に埋み、おし殺し、刺し殺し、さまざまにして失ふ由聞ゆなれば、わが子をば何としてかは失はむずらん。年も少しおとなしければ、定めて首をこそ斬らんすらめ。人の子は乳母などの許に遣して、時々見るだにもあり。それだにも恩愛の道はかなしきならひぞかし。況やこれは生み落してよりこのかた、一日片時も身を放たず、人の持たぬものを持ちたるやうに思ひ、朝夕二人の中にて育てしものを、たのみを懸けし人に飽かて別れて後は、二人をうらうへに置いてこそ慰みしか、今ははや一人はあれども一人もなし、今日より後はいかゞせん。この三年が間、晝夜肝こゝろを消して思ひ設けたる事なれども、さすが昨日今日とは思ひも寄らず。日頃は長谷の観音をさりとともとこそ深く頼み奉りしに、遂に捕れぬる事の悲しさよ。たゞ今もや失ひつらん。」

とかきくどき、袖を顔におし當て、さめざめとこそ泣かれけれ。

夜になれども、胸せきあへぬ心ちして、つゆもまどろみ給はず。やゝあつて乳母の女房にのたまひけるは、

「たゞ今ちつとうちまどろみたりつるひまに、この子が白い馬に乗りて來たり、『あまりに御戀しう思ひ参らせ候ふ程に、しばしの暇請うて参つて候』とて、側につい居て、何とやらん世にうらめしげにてありつるが、いく程なくうち驚かれ、側を探れども人もなし。夢だにもしばしもあらで、やがて覺めぬる事の悲しさよ。」

と語りつゝ、さる程に長き夜もいと明しかね、涙に床も浮くばかりなり。かぎりあれば鶏人曉を唱へて夜も明けぬ。齋藤六が歸り参つたり。母上、

「さていかにやいかに。」

と問ひ給へば、

「今までは別の御事も候はず。これに御文の候。」

とて、取り出して奉る。これをあけて見給へば、

「今までは別の仔細も候はず。さこそ各御心もとなう思しめされ候ふらめ。いつしか誰々も皆御戀しうこそ候へ。」

とこまぐとぞかゝれたる。母上この文を顔におし當てて、しばしばとかうの事をものたまはず、引きかづいてぞ臥し給ふ。かくて時刻遙に推し移りければ齋藤六、

「時の程もおぼつかなく候。御返事賜つて歸り参り候はん。」

と申しければ、母上泣く泣く御返事書いてぞたうてんげる。齋藤六暇申して出にけり。乳母の女房、せめての心のあられずさにや、大覺寺をばまぎれ出て、そこはかとなき所を足にまかせて泣き歩くほどに、ある人の申しけるは、

「これより奥、高雄と申山寺の聖文覺房と申す人こそ、鎌倉殿のゆゑしき大事の人に思はれ参らせておはしけるが、上臈の子を弟子にせんとて、ほしがらるゝなれ。」

といひければ、乳母の女房うれしき事をも聞きぬと思ひ、急ぎ高雄にまぎれ入り、文覺房に會ひ奉り、

「乳の中より抱き上げ参らせ、おほしたて参らせて、今年は十二になり給ひつる若君を、昨日武士に捕られて候ふなり。御命請ひ受けさせ給ひて、御弟子になさせ給ひなんや。」

とて、聖の御前に倒れ伏し、聲も惜まずをめき叫ぶ。まことにせん方なげにぞ見えたりける。聖も世にあはれに覺えて、事の仔細を問ひ給ふ。乳母の女房涙に咽びうつふしてしばしは

とかうの返事にも及ばず。やゝあつて起き上り涙を抑へて申しけるは、

「小松の三位の中將維盛の卿の北方に御親しうまします人の若君を、もし中將殿の公達と人や申して候ふやらん、昨日武士に捕られて候ふなり。」

とぞ申しける。聖、

「さてその武士をば誰といふぞ。」

と問ひ給へば、

「北條の四郎時政とこそ名乗り参らせて候ひつれ。」

聖、

「いでさらば尋ねて見ん。」

とて、つき出でぬ。乳母の女房、聖の云ひつる事を頼むべきにはあらねども、昨日武士に捕られてよりこのかた、餘りに思ふばかりもなかりつるに、聖のかくいへば、少し心を取り延べて、いそぎ大覺寺へぞ参りける。母上、

「さてわごぜは、身を投げに出ぬるやらん。われも、いかなる淵河へも身を投げんとこそ思ひつるに。」

とて事の仔細を問ひ給ふ。乳母の女房聖の云ひけるさまをこまごまと語り申したりければ、
「さらばその聖の、この子を請ひ受けて、今一度われに見せよかし。」
とて、うれしきにも、たゞ盡きせぬものは涙なり。

その後聖六波羅に出て、北條に事の仔細を問ひ給ふ。北條申されけるは、

「平家の子孫といはむ人、男子においては一人も漏さず尋ね出して失ひ奉るべき由鎌倉殿より
仰を蒙つて候程に末々の公達たちをばこの程少々とり奉つて、皆失ひ参らせて候。中にも小松
の三位の中將維盛の卿の若君六代御前、故中の御門新大納言成親の卿の女の腹にありと聞き、
平家の嫡々なる上年も少しおとなしければ尋ね出し参らせて失ひ奉らんとて手を分つてもとめ
けるが在所をいづくとも知り参らせざりつるに、思はざる外一昨日聞き出し参せて、昨日これ
まで迎へ奉つては候へども、あまりに美しくましまし候ふ程に、未だともかうもし奉らずして
置き奉つて候。」

と申されければ、聖、

「いでさらば見参らせん。」

とて、若君の御そばに近う参つて見奉るに、二重織物の直垂に、黒木の數珠手にぬき入れてお

はします。髪のかゝり、姿ことから、まことにあてに美しく、この世の人とも見え給はず。今
夜うちとけてまどろみ給はぬかとおぼしくて、少し面瘦せ給ふを見参らするにつけても、いと
ど心苦しうらくぞ思はれける。

若君聖を見給ひて、いかがおぼしけん涙ぐみ給へば、聖もすゞろに墨染の袖をぞ濡らしけ
る。たとひ末の世にはいかなる怨敵となり給ふとも、これをばいかでか失ひ奉るべきと思はれ
ければ、北條に向つて申されけるは、

「先世の事にや候ふらん、若君を唯一目見参らせて候へ、目もあてられず、あまりにいとほし
う思ひ参らせ候。何か苦しう候ふべき、二十日の命を延べてたゞ、鎌倉へ下つて申し許いて奉ら
ん。その故は、聖鎌倉殿を世にあらせ奉らんとて、院宣伺ひに京へ上るが、安内も知らぬ富
土川に、夜わたりかゝつて、おし流されんとしたりし事、また高市の山にて引剱にあひ、から
き命ばかり生きつゝ、福原の籠の御所に参つて、院宣申し出いて奉つし時の御約束には、たと
ひいかなる大事をも申せ、聖が申さんずる事どもをば、頼朝一期が間はかなへんとこそたま
ひつれ。その外度々の奉公をば、かつ見給ひし事ぞかし。事新しく始めて申すべきにあらず。
契を重んじて命を輕んず。鎌倉殿に受領神つき給はずば、よも忘れさせ給ふべき。」